

平成31年第1回定例会

# 河津町議会会議録

平成31年 3月5日 開会

平成31年 3月15日 閉会

河津町議会

## 平成31年河津町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号（3月5日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	6
○一般質問	20
宮崎啓次君	20
渡邊弘君	39
渡邊昌昭君	52
上村和正君	66
○散会の宣告	80
○署名議員	81

### 第2号（3月6日）

○議事日程	83
○出席議員	84
○欠席議員	84
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	84
○事務局職員出席者	84
○開議の宣告	85

○議事日程の報告	85
○一般質問	85
遠藤嘉規君	86
塩田正治君	101
大川良樹君	118
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○同意第2号～同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○散会の宣告	172
○署名議員	173

### 第 3 号 (3月7日)

○議事日程	175
○出席議員	175
○欠席議員	175
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	176
○事務局職員出席者	176
○開議の宣告	177
○議事日程の報告	177
○議案第10号及び議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	180

○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
○議案第 1 7 号～議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	211
○散会の宣告	230
○署名議員	231

#### 第 4 号 (3月15日)

○議事日程	233
○出席議員	233
○欠席議員	233
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者	233
○事務局職員出席者	234
○開議の宣告	235
○議事日程の報告	235
○議案第 1 7 号～議案第 2 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	235
○議員派遣の件	240
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	240
○第 1 及び第 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	241
○閉会の宣告	241
○署名議員	243
○議案等審議結果一覧	245

第 1 日

3 月 5 日（火曜日）

## 平成31年河津町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成31年3月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 大川良樹君 | 2番  | 桑原猛君  |
| 3番  | 渡邊昌昭君 | 4番  | 遠藤嘉規君 |
| 5番  | 上村和正君 | 6番  | 塩田正治君 |
| 7番  | 仲里司君  | 8番  | 土屋貴君  |
| 9番  | 渡邊弘君  | 10番 | 稲葉静君  |
| 11番 | 宮崎啓次君 |     |       |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- |                 |       |                |       |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 町長              | 岸重宏君  | 副町長            | 土屋晴弥君 |
| 教育長             | 鈴木基君  | 総務課長           | 野口浩明君 |
| 企画調整課長          | 後藤幹樹君 | 町民生活課長         | 飯田吉光君 |
| 健康福祉課長          | 川尻一仁君 | 産業振興課長         | 鳥澤俊光君 |
| 建設課長            | 村串信二君 | 水道温泉課長         | 中村邦彦君 |
| 教育委員会<br>事務局 局長 | 渡辺音哉君 | 会計管理者<br>兼会計室長 | 土屋亨君  |

---

### 事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 鈴木英光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しており、よって、本日の議会は成立しました。

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより平成31年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

7番、仲里司君、9番、渡邊弘君の両名を指名します。

---

◎会期の決定



○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、2月28日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より3月19日までの15日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問4名をお願いしたいと思います。

あす6日は、一般質問3名、人事案件、条例改正等の議案審議をお願いしたいと思います。

7日は、指定管理者の指定、補正予算の議案審議及び平成31年度予算8議案の提案理由の説明と、それに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

7日3時から15日午後3時までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査を行い、15日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員長の委員会報告と議員派遣の件等の審議をお願いしたいと思います。

なお、19日を念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より3月19日までの15日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

---

### ◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付をしました定例会、諸般の報告をちょっぴりごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

第1回定例会が開催されるに当たり、平成30年第4回定例会からの諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

1月30日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、副議長

とともに出席しました。

2月7日、賀茂郡町議会議員研修会が当町で開催され、議員とともに出席をしました。

2月8日、賀茂郡議会議長会臨時総会及び議長会議が南伊豆町で開催され、出席しました。

2月13日から14日、静岡県町村議会議長会総会及び研修会が御殿場市及び小山町で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員の活動。

1月28日、河津町議会議員説明会が町の要請により開催され、議員とともに出席をしました。

2月7日、東伊豆町議会との交流会が当町で開催され、議員とともに出席をしました。

2月15日、平成31年第1回河津町議会臨時会が開催され、議員とともに出席をしました。

例月出納検査結果報告。

12月25日、平成30年11月分の出納検査報告書を受領しました。

1月25日、平成30年12月分の出納検査報告書を受領しました。

2月26日、平成31年1月分の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

2月28日、議会運営委員会を開催し、平成31年第1回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

1月15日、22日、29日、平成30年第4回町議会定例会の広報紙面を作成しました。

2月28日、平成31年第1回町議会定例会の内容につき広報紙面作成の打ち合わせを行いました。

常任委員会関係。

12月17日、第2回河津町地域公共交通会議が開催され、第1常任委員長が出席をしました。

12月19日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席をしました。

12月26日、第1常任委員会を開催し、視察研修の事前研修を行いました。

1月16日から17日、第1常任委員会において三重県玉城町及び南伊勢町を訪問し、公共交通に関する視察研修を実施しました。

1月21日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、協議会委員が出席をしました。

1月23、24日、第2常任委員会において沼津市、浜松市及び静岡市を訪問し、小中一貫教

育に関する視察研修を行いました。

2月1日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、議長、副議長及び第2常任委員長が出席をしました。

3、一部事務組合について。

2月20日、伊豆斎場組合議会定例会が開催され、組合議会議員が出席をしました。

2月21日、一部事務組合下田メディカルセンター議会定例会が開催され、組合議員が出席をしました。

同日、下田地区消防組合議会定例会が開催され、組合議会議員が出席をしました。

2月27日、東河環境センター議会定例会が開催され、組合議会議員が出席をしました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

12月14日、伊豆今井浜病院の忘年会が下田市で開催され、出席をしました。

12月25日、「年末の交通安全県民運動」街頭広報が伊豆急河津駅周辺で行われ、議員とともに出席をしました。

1月11日、新春産業経済懇話会「新年賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席をしました。

1月26日、伊豆縦貫自動車道天城北道路開通式が伊豆市で開催され、出席をしました。

2月20日、町制施行60周年記念・姉妹都市提携35周年記念白馬村民号が来町し、歓迎交流会が開催され、議員とともに出席をしました。

3月3日、第22回伊豆文学賞表彰式・伊豆文学塾が伊豆市で開催され、出席をしました。

5、町の行事について。

1月5日、河津町消防団出初め式、1月13日、河津町成人式、2月10日、第29回河津桜まつりオープニングセレモニー、上記行事がそれぞれ開催され、議員とともに出席をしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本日ここに平成31年第1回河津町議会定例会を招集し、平成31年度当

初予算を初め関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と平成31年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

国の平成31年度予算編成では、引き続き構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせ、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化を初めとする「人づくり改革」の推進や、第4次産業改革の技術革新等を通じた「生産性改革」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な施策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリ張りのきいた予算編成を目指しております。

地方に対しては、引き続き国、地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、簡素で効果的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するように求められているところです。

現下の町内経済では、先行きはまだ不透明な状況であり、近年民間事業者の施設整備による固定資産税の伸びや大規模公共事業の経済効果で法人税等の若干の伸びはあるものの、今後も少子高齢化が進み、基幹産業である観光業や農林水産業の不振、雇用環境の悪化などにより、町税収入の継続的な伸びは期待できない情勢にあります。

一方で、歳出面においては、社会保障関係経費や公共施設の改修・維持補修費、会計年度任用職員制度の創設に伴う臨時職員賃金の上昇などの義務的経費の増額、投資的経費においても、労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など、費用の伸びは避けられない状況にあります。

こうした中、平成31年度予算編成に当たっては、行政改革を促進し、財政運営のさらなる健全化に努め、安定的な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創造を目指し、町民本位の各種施策を推進し、喫緊の課題に対応するため、4つのテーマへの施策の重点化を図りながら、第4次総合計画の実現に向けた施策遂行に取り組んでいくこととしました。

1つ目の重点テーマ「子育て・教育環境の充実強化」では、東京都渋谷区に所在する青山学院大学の協力を受け、中学生の体験交流事業への助成事業を創設し、幼児教育アドバイザーの設置や賀茂地区校務支援システムの導入を図ります。また、各小・中学校には学習支援員や外国語支援員を配置し、教育環境の充実強化を進め、子供たちの健全育成に努めてまい

ります。

2つ目の重点テーマ「防災・減災対策」では、消防団活動の充実強化と災害時緊急情報システムの導入、縄地地区への防火水槽の設置など、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

3つ目の重点テーマ「観光地としてのグレードアップ」では、今年度から手がけている伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画並びに河津桜まちづくりプランの策定を行い、これからの地域振興ビジョンを示すとともに、観光PRビデオの作成、町観光協会ホームページの作成助成事業などを行い、情報発信力の強化に努めてまいります。また、踊り子温泉会館補修事業や観光橋梁点検調査を実施し、観光客に安心して訪れることができるまちづくりを推進してまいります。

4つ目の重点テーマ「行政運営の効率化と開かれた行政への推進」では、平成32年度（2020年度）で期限を迎える第4次総合計画の次期計画策定の準備段階として事業の検証調査を行うため、第5次総合計画策定支援業務委託料を計上し、平成32年度中、2020年度中の策定を進めてまいります。また、広報紙やホームページの町民目線に立った内容の充実を図り、透明性のある行政運営を行ってまいりたいと考えております。また、平成32年度（2020年度）から実施される会計年度任用職員制度への対応に例規整備業務委託料を計上し、国が進める働き方改革の推進を図ってまいります。

以上、平成31年度主要施策の重点について説明をさせていただきました。

平成31年度予算の概要について申し上げます。

平成31年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は61億4,068万8,000円となりました。そのうち、一般会計当初予算は37億2,800万円、前年度比1,300万円、0.3%の減となりました。

歳入においては、自主財源である町税は、法人の増加や償却資産の増による固定資産税の増収並びに賀茂地方税債権整理回収協議会の効果による収納率の上昇を見込み、3.7%の増としました。このほか施設等の使用料及び繰入金は減額の見込みとなりましたが、分担金及び負担金、ふるさと納税、諸収入の増額を見込み、自主財源全体では前年比3,904万8,000円、2.6%の増とし、構成比40.8%となりました。

一方、依存財源ですが、10月の消費税率改正に伴い、車体課税制度の改正が行われ、自動車税環境性能割交付金が創設され、新たに計上したところです。そのほかの交付金、贈与税は、配当割交付金、地方特例交付金は増としたものの、その他の交付金は減としました。国

の予算などを鑑み、地方交付税は公的病院運営補助金の増に伴い特別交付税を増額としました。国庫支出金は道路・橋梁補修事業費、少子化による児童手当などの減により減額、県支出金は主に緊急防災・津波対策事業補助金の減などの要因により減額としました。町債は、臨時財政対策債の国予算の減や対象事業の減少により1億2,897万5,000円、50.1%の減となり、依存財源全体では5,204万8,000円、前年度比2.3%の減、構成比59.2%となりました。

歳出においては、義務的経費では採用職員増などにより人件費と更生医療給付費や老人保護措置費などの扶助費並びに公債費がそれぞれ増額となり、5,745万1,000円、前年度比4.4%の増となりました。公的病院運営補助事業などの増により、補助費等並びに消防操法大会経費などにより物件費が増額となり、経常的経費は1億4,877万5,000円、前年度比4.7%の増となりました。

投資的経費は、同報防災無線統制台更新事業や道路・橋梁長寿命化事業などの減により1億5,728万2,000円、前年度比52.8%の減となりました。

町民生活に密着した堅実・着実型の予算編成となりましたが、本町のさらなる発展と振興を図るべく本予算を提案いたします。

企画調整課関係について申し上げます。

当町の進むべき姿を示す河津町第4次総合計画は、平成32年度（2020年度）で終了することを受け、平成33年度（2021年度）からの10年間を目標に河津町第5次総合計画を策定いたします。策定事業は2カ年を予定し、新年度は住民の意向や地域の状況などの基礎調査を行い、その後基本計画等を策定し、平成33年度（2021年度）予算に反映できるよう計画策定を図ってまいります。

2年目を迎える伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画策定業務は、今年度地域で行ったワークショップ結果をもとに、集約された振興計画の要素を重点的に取り組み、事業メニュー策定を図ってまいります。また、引き続き“ふじのくに地域・大学コンソーシアム”の参画を得て、外部の若者視点での提言も組み入れてまいります。

河津バガテル公園事業再生事業につきましては、今年度6回の再生検討委員会の審議を経て、新年度は民間資本導入のため、参画企業の募集を行い、平成32年度（2020年度）から運営を行っていただく企業を絞り込む予定で事業を進めてまいります。

移住就業支援につきましては、東京圏からU I J ターンの促進及び地方の産業の担い手不足対策として、移住就業支援補助事業に取り組みます。東京23区在住者または23区への通勤者で、東京圏以外の道府県に移住した方で、移住地であらかじめ登録された中小企業等に就

業または起業した方が対象となるもので、中小企業に就職した場合は、国費50万円、県・町費でそれぞれ25万円、最大100万円、本人が起業した場合は100万円に加え、起業に伴う経費など、国・県費でそれぞれ100万円、最大300万円を支給するものです。

地域公共交通対策につきましては、本町が構成員となっています東伊豆・中伊豆地域公共交通活性化協議会が事業主体となり、電車・バスの交通結節点となる河津駅構内に広域的な移動に必要な運行等の情報を提供する情報表示板デジタルサイネージを設置します。これにより公共交通の乗りかえ情報を取得しやすくなり、特に観光で来られた方へのサービス向上を図るものです。

河津フラワートライアスロン大会につきましては、地域の住民のご理解や多くのボランティアスタッフの協力により、町制施行60周年記念大会として第3回大会を開催しました。大会実施後のアンケート調査では、選手や家族の宿泊等、またふるさと納税など町内へ大きな経済効果がありました。本年も11月10日に第4回大会を開催予定しておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

情報公開につきましては、町行政情報の提供により一層の充実を図るため、これまでパソコンによる閲覧を主体に構成していました町のホームページをスマートフォンやタブレットにも対応した、利用しやすいページに改修いたします。これにより「情報は出すこと」を念頭に、町民目線に立った情報発信に取り組んでいきます。また、公正な町政運営を図るため、町が行政の円滑な運営をするために支出している町長交際費の執行状況について、新年度4月分から毎月町ホームページに掲載し、公開します。

町民生活課関係事業について申し上げます。

税務関係につきましては、固定資産税は平成33年度（2021年度）の評価替えに向けて、基礎資料の更新や不動産鑑定評価等の業務を実施します。また、土地・建物の適正課税のための航空写真共同撮影業務を賀茂1市5町で実施します。軽自動車税につきましては、10月の消費税率改正時に軽自動車税の環境性能割が創設され、平成31年度分は県からの譲与となります。

徴収関係につきましては、引き続き県と賀茂1市5町の職員を相互に併任職員とする特別滞納整理チームの「賀茂地方税債権整理回収協議会」に参加して、税の共同徴収を行います。また、徴収困難な事案については、「静岡地方税滞納整理機構」に移管し、税の滞納の縮減に努めていきます。

環境衛生関係の新規事業につきましては、「猫不妊去勢手術費補助金制度」を実施いたし

ます。これは県の動物愛護推進計画にのっとり、無秩序に頭数がふえる飼い主のいない猫などを抑制しようとするもので、経費の2分の1を助成するものです。

エコクリーンセンター東河基幹的設備改良工事関係につきましては、平成30・31年度の2カ年計画の2年目で、主に2号焼却炉の改修工事が実施されます。この工事により他市町へのごみ処理委託等が必要となり、河津町内の可燃ごみ収集業務にも影響が出てまいります。町民への負担を最小限にとどめ、周知には十分配慮し、実施してまいります。

健康福祉課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、河津町子ども・子育て支援事業計画により、事業の着実な推進を図ってまいります。平成32年度から新たな子ども・子育て支援事業計画策定に向け、計画検証及び町民の意向調査等により計画策定を進めます。助成事業としましては、子育て応援住宅整備支援事業、不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業を継続的に実施してまいります。子ども医療費助成事業は、昨年10月診療分から高校生までの医療費を無料としています。なお、子育て応援住宅整備支援事業について、町内業者の条件を外し、子育て支援対策の目的に沿って、使いやすい制度に変更いたします。また、育児不安解消のための産後ケア事業、新生児聴覚スクリーニング検査、産後鬱予防や新生児の虐待防止を図るための産婦健康診査事業を継続して実施します。

健康事業につきましては、運動・食生活・社会参加を組み合わせた生活習慣の改善を実践する「ふじ33プログラム実践教室」を夜間の回数をふやして開催し、多くの方々が参加できる体制を整えます。また、町民の健康意識の高揚、健康の保持・増進を図るため、健康マイレージ事業を実施します。これは18歳以上の町民または町内に勤務する方で、健康づくりに関連した事業に参加するとポイントを付与し、一定ポイントをためた方に「ふじのくに健康いきいきカード」の配布及び抽せんにより景品を受け取れるものです。多くの町民の方に参加いただきたいと思っております。

介護保険事業につきましては、事業所指定、指導・監督業務を賀茂地区1市5町で共同実施し、適正な事業運営、質の高いサービスの提供体制が図られるよう指導してまいります。また、地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議体を開催し、生活支援コーディネーターを中心にサービス資源の発掘や、新しいサービスの構築をしてまいります。介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者向けの介護予防事業の充実を図ります。認知症対策として、認知症の初期段階の手助けとなる認知症初期集中支援チームでの対応を行います。また、家族介護者の介護負担の軽減及び心身リフレッシュを図る、介護家族の会の支援を継続します。介護



給付の適正を図るため、給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護給付費通知を送付し、適切なサービス利用を啓発するとともに、介護給付の適正化に努めます。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、県内の統一的な運営方針を示し、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進し、市町ごとの納付金や標準保険料率を決定し、市町がそれらに基づき賦課徴収し、県に納付する制度となり、順調に移行されています。

産業振興課関係について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、事務の効率化と負担の軽減、地籍調査に関する技術力の向上を目的に、広域連携（1市5町）により共同実施で行っており、平成31年度も引き続き浜地区の一部10ヘクタール、約266筆について調査を実施する予定です。

また、伊豆縦貫自動車道整備事業に関連し、平成32年度（2020年度）から大鍋地区の地籍調査を実施していく予定で、平成31年度は事業が円滑に進むよう、関係する土地所有者等の事前調査を行ってまいります。

有害鳥獣対策関係につきましては、町内の野生鳥獣による被害を減少させるため、猿、シカ、イノシシに対し有害鳥獣捕獲に係る助成（報奨金）を実施し、国、農協においても助成を行っていただいております。捕獲頭数は平成30年度に年間約800頭を捕獲していますが、被害の状況は捕獲頭数に応じて減少していないのが現状です。

平成31年度は防除対策として、電気柵等の補助を継続するとともに、鳥獣被害対策専門員を配置し、効果的な被害対策の知識を普及させ、鳥獣被害の軽減を図り、農業者の耕作意欲の増進につなげていきたいと考えています。

商工振興事業につきましては、引き続き商工会に「プレミアム工事券」の発行に補助を行います。また、新規事業としまして、同じく商工会に会員の店舗や施設でお客様が利用する空間内の改修に要する費用を補助する「小規模事業者おもてなし工事補助事業」及び河津発祥のわさび井を七滝地区のみならず、町内に広く普及定着を図ることを目的とした「わさび井の聖地“河津”普及拡大事業」に補助を行い、町内の消費の拡大とブランド力の向上を促し、産業振興の活性化を図ってまいります。

観光振興事業につきましては、本番を迎える「静岡デスティネーションキャンペーン」では、国道135号浜交差点から観光交流館までの間をハンギングバスケットによる花飾りで出迎え、町観光協会、一般社団法人美しい伊豆創造センターと連携して展開していきます。

平成32年度（2020年度）に第30回の記念大会を迎える「河津桜まつり」につきましては、

実行委員会において記念イベントを計画立案し、河津桜発祥の地にふさわしい大会となるよう取り組んでいきます。

また、観光情報の発信を強化するため、町観光協会のホームページリニューアル事業に補助を行い、河津町の魅力を国内のみならず、海外にも発信していきます。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕、補修工事を計画的に実施し、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、継続的に実施している浜・笹原地区の側溝改修工事を進めてまいります。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく定期点検が平成31年度から2巡目となり、3橋を実施します。また、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁点検で、早期措置段階に該当となった町道縄地線（入道橋及び水神橋）、町道縄地堅岩松葉線（下条橋）、町道川津筏場大堰久保田線（桃木沢橋）の設計業務委託を工事実施に向けて行い、橋梁の安全性の維持と長寿命化を図ってまいります。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、既に老朽化した施設・設備の更新が必要となっていることなどから、今後は維持管理とともに設備投資が大きく増加していきます。このように水道事業の環境は厳しさを増している中、新たな水道ビジョン・経営戦略策定を実施しています。新年度の主要な施設更新としましては、大堰浄水場自家発電装置の設計を予算化いたしました。老朽化した管路更新としては、長野地区と見高入谷地区の配水管の布設がえを行います。また、効率的で安定した配水を維持するため、慈眼院配水池の水位計設置と、各配水施設の停電監視装置の設置を行います。新たな水源として配水の効率化に必要な水源を見高入谷区内に求める調査のため、削井工事を計上いたしました。

温泉事業につきましては、安定した給湯を続けるため、新年度においても継続して主要管路の点検やバルブ交換などを予定しております。これにより施設・管路のメンテナンスを行いやすくし、工事による断湯範囲を狭めることが可能となります。老朽化した施設・整備については延命化や設備の一部更新を行い、維持管理に取り組んでまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

学校教育環境整備につきましては、平成30年3月2日付で河津町学校教育環境整備委員会に諮問しておりました「将来を担う子どもたちのための小学校のあり方について」は、12月

19日に答申書の提出がありました。委員の皆様にはこれからの小学校における教育環境をよりよいものとするため、将来を展望した小学校のあり方について調査・検討をしていただきました。この答申に基づき、平成31年度に河津町立小学校統合準備委員会を立ち上げ、小学校の再編についての検討をしていく予定です。

なお、答申は町ホームページに掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

さくら幼稚園預かり保育につきましては、平成31年4月から全園児を対象に預かり保育を行います。なお、3歳児、年少の預かりについては夏季休業日からとなります。

青山学院大学との交流事業につきましては、平成31年の夏休みに河津中学校3年生の20人を対象に、学習交流事業を行います。その中では大学の授業を中学生に合わせてプログラムを組んでいただき、体験する予定です。

教育用パソコン購入事業につきましては、南小学校に教育用パソコンの更新時期に合わせ、タブレット型パソコン36台を導入いたします。

学校給食運営事業につきましては、子育て支援の面から給食費のうち月額1人1,000円の助成を継続して実施いたします。

平成31年度の主な事業については以上です。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

会計年度任用職員制度例規整備について申し上げます。

国が推進する働き方改革の一環として、会計年度任用職員制度が平成32年（2020年）4月から実施されることにより、例規整備を業務委託しました。業者選定については、2社による指名競争入札を予定し、通知したところ、1社が辞退したことにより、1月28日に株式会社ぎょうせいと226万8,000円で契約を締結いたしました。公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用の適正化と新制度の明確化を図るため例規整備を行います。

旧南中跡地町有地管理について申し上げます。

当該土地を有効に活用するため、碎石舗装を12月13日に世紀東急株式会社伊東営業所に発注し、1月31日に完了いたしました。現在、河津桜まつり実行委員会により来場者駐車場として使用されております。まつり終了後は、南小学校及びさくら幼稚園来場者用の駐車スペースとして当該地の利用計画が決定するまでの間、有効に活用してまいりたいと考えております。

地方公会計財務諸表等の公表について申し上げます。

国の方針である統一基準の平成29年度決算地方公会計財務諸表につきましては、税理士法人山田会計の支援により作成が完了し、本議会終了後に町のホームページ等で公表する予定です。公表する内容について、本会議中平成31年度当初予算特別委員会の中で説明させていただきます。

防災行政無線設備（同報系）統制台更新工事について申し上げます。

県緊急地震・津波対策等交付金を活用し、12月28日に株式会社日立国際電気静岡営業所と4,730万4,000円で契約いたしました。この工事により、導入から20年以上が経過し、老朽化が著しい同報無線統制台が更新され、住民への安定した情報伝達ができるものと考えております。

Jアラート専用小型受信機（新型）更新工事について申し上げます。

Jアラートは、国からの緊急情報を町の同報無線を自動起動させ、住民へ瞬時に伝達するシステムで、このシステムの専用受信機の更新について、2月1日に株式会社日立国際電気静岡営業所と232万2,000円で契約いたしました。この工事は、国からの緊急情報を町の同報無線を自動起動させ、住民へ瞬時に伝達するシステムの専用受信機を更新するものです。

津波避難訓練について申し上げます。

県では、毎年3月6日から15日までを津波対策推進旬間と定め、今年度は3月10日を津波避難訓練の統一実施日とし、さまざまな取り組みを行うこととしています。

当町におきましても、3月10日に津波浸水想定地区を中心に、津波避難訓練を実施します。関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日本遺産登録申請について申し上げます。

日本遺産登録申請は、伊豆市とともに、ことし5月の日本遺産登録を目指して、両市町に縁のある川端康成の文学を素材として、「文学の散歩道・伊豆の踊り子が歩いた道」を申請テーマとし、ことし1月下旬に文化庁へ申請しました。登録されますと、本テーマの醸成のための地域活性化計画による3カ年事業が実施され、国内外に情報発信していきます。

町制施行60周年記念・姉妹都市提携35周年記念白馬村民号来町について申し上げます。

町制施行60周年記念・姉妹都市提携35周年記念として、白馬村民号が2月20日から21日まで、下川白馬村長、村議会議員を初め、78名の来町を受け、村民の皆様と交流を図りました。初日は、ふるさと案内人会の案内により、見ごろとなった河津桜を堪能していただき、交流の夕食会を開催し、河津わさびで泣かせ隊や農業経営振興会による本町の産物披露も行い、盛況な会となりました。

賀茂地域広域連携会議について申し上げます。

賀茂地域において人的・知的資源等を活用して多様な分野で連携し、相互の発展及び地域社会の持続的な発展、人材の育成に寄与することを目的として、静岡大学・静岡県立大学・静岡文化芸術大学と、賀茂地域1市5町の任意による相互連携に関する協定を昨年12月18日に締結しました。この締結により、賀茂地域でのキャンパス設置と社会人コース、公開講座などの実施等が提案されています。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、1月末現在の対前年度同月比で97.7%、寄附金総額6,400万円余りとなっています。総務省からの昨年度来のふるさと納税制度の適正な指針で、多くの自治体が寄附金額を大幅に落としている中、本町は昨年並みとなる見込みです。これには返礼品対応にご協力いただいています関係者の皆様のご尽力を初め、町内宿泊施設宿泊助成券の促進や、新たな取り組みとして河津フラワートライアスロン大会参加権を返礼品にするなどの効果があったものと考えています。ふるさと納税制度は、ご寄附いただくことで当町の発展に寄与していただき、特産品の情報発信など多面的な効果が発揮できますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

国民健康保険運営協議会について申し上げます。

1月21日に国民健康保険運営協議会を開催しました。国民健康保険特別会計の財政状況の報告を行い、国民健康保険税条例の一部改正について諮問し、適当であるとの答申をいただきました。これは県の統一的な運営方針の一つの「賦課方式の統一」に基づき、賦課方式のうちの資産割について廃止の方針に基づき、段階的に引き下げていくものです。

本定例会に国民健康保険税の改定に係る条例改正を提案しましたので、ご審議をお願いいたします。

国民健康保険特定健診について申し上げます。

平成30年度の実施状況は、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの対象者1,931人対し502人の受診者で、受診率は26.0%、前年比1.9ポイントの増となりました。

75歳以上の後期高齢者につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、対象者1,488人対し263人の受診者で、受診率17.6%、前年比1.4ポイントの減となりました。

人間ドック受診費用一部助成事業の状況ですが、2月末現在で111人の利用状況で、前年度より10人の増となっております。

健診は病気の早期発見、早期予防や重症化を防ぐとともに、医療費の抑制にもつながりま

す。未受診者への受診勧奨や人間ドック助成事業の利用を勧めてまいります。

高齢者サロン「さくらサロンいろは」について申し上げます。

高齢者サロン「さくらサロンいろは」を1月15日に開催しました。これは高齢者が気軽に集まり話せる仲間づくりの場として、生活支援コーディネーターを中心に、生活支援体制整備事業協議体の中で検討され、実施したものです。一般参加者及びボランティアの方々31名が参加し、体力チェック、講話、茶話会を行いました。今後もさまざまなプログラムを提供し、多くの高齢者が集まれる場として、月1回を目安に開催したいと考えております。多くの方々の参加をお願いいたします。

農業振興事業について申し上げます。

昨年9月30日から10月1日の台風24号により、農業用施設等が被災した農業者に対し、復旧及び施設の撤去を支援し、農業経営の維持を図るため、国による被災農業者向け経営体育成支援事業が実施されます。県・農協等の調査により、当町でも5件の被災者から制度利用の申し出があり、本定例会に農業者への支援費用として補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

河津さくらまちづくり計画について申し上げます。

計画策定に当たり、河津桜まちづくり意向調査を昨年12月11日と13日に実施しました。両日で24人の町民に出席をしていただき、「河津桜の価値観」、「河津桜まつり」や「桜の景観と植樹場所等」についてご意見をいただきました。この意見を計画策定に生かしていきたいと思っております。

第29回河津桜まつりについて申し上げます。

第29回河津桜まつりの開催に当たり、1月29日に静岡市内の各テレビ局、31日にはNHK放送センターに対しトップセールスを行いました。また、2月10日に始まりました第29回河津桜まつりは、開花状況は平年並みでしたが、例年になく場所や桜の木によって咲きぐあいにばらつきがあるため、「見ごろ宣言」とはせず、「見ごろ情報」として2月15日にプレスリリースしました。

実行委員会の集計では、2月末日現在、河津駅周辺の入り込み客数は約55万5,000人で、うち伊豆急河津駅降車人員は約7万9,000人と聞いております。

町民の皆様にはまつり期間中、交通渋滞などご迷惑をおかけしておりますことをこの場をおかりしましておわび申し上げますとともに、ご協力に感謝いたします。

道路・橋梁事業について申し上げます。

12月20日に実施した入札結果について申し上げます。

町道峰下大地ヶ原・由ヶ久保1号線舗装補修工事は、丸三工業株式会社が落札し、154万4,400円で契約しました。この工事は、経年劣化した舗装を昨年度より補修しているものです。

1月23日に実施した入札結果について申し上げます。

防災・安全交付金町道小鍋峠線（門の沢橋）橋梁補修工事は、斉藤土木株式会社が落札し、550万8,000円で契約しました。この工事は、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁を補修するものです。

町道見高長野稲取線区画線設置工事は、世紀東急工業株式会社伊東営業所と93万9,600円で、町道鍛冶屋沢線区画線設置工事は、丸三工業株式会社と118万2,600円でそれぞれ契約しました。これらの工事は交通安全に資するため、町道の薄くなった区画線を引き直すものです。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、大鍋・小鍋地内での本線の橋梁下部工事や工事用道路の施工が、また、逆川地内ではトンネル工事と国道414号の切り回し道路等の施工が順調に進んでおります。近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、工事用道路として拡幅改良をしておりました町道小鍋峠線につきましては、工事完了に伴い、2月18日から一般車両の通行が可能となりました。

1月26日に天城北道路・国道136号下船原バイパスの開通式典が開催され、出席しました。河津桜まつり開催までに開通となったことにつきまして、関係者のご尽力に感謝申し上げます。

伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会では、天城北道路開通のお礼と、さらなる事業推進並びに早期全線開通への要望活動を1月30日に国土交通省中部地方整備局で、2月7日に財務省、国土交通省で行いました。

水道事業について申し上げます。

2月4日に「水道委員会」を開催しました。水道事業の運営や計画について協議するため、元町職員等の水道事業の有識者を初め、行政連絡員などから水道委員7名を委嘱し、将来へ向けての新たな水道ビジョンや経営戦略についての検討事項を話し合いました。今後は経営健全化や財源確保の具体的方策を整理し、将来の理想像を明示する「水道ビジョン」及び平

成31年度から平成40年度までの中長期的な「経営戦略」の策定に向け協議する予定です。

賀茂地域広域連携会議専門部会における水道事業の財務会計システム共同化につきましては、賀茂1市4町で昨年9月に作成した実施計画書に基づき、昨年12月21日に公営企業会計システム共同化構築委託業務契約を株式会社フューチャーイン静岡支店と締結いたしました。現在、データ移行作業等を実施しており、新年度からは新システムに移行予定です。

学校教育事業について申し上げます。

空調設備設置事業につきましては、昨年の夏季における高温状態での授業や活動が園児、児童・生徒の健康管理の上で問題となっており、その対応が求められています。そのことから河津町においても、各小・中学校の特別支援教室を含む普通教室29台と、さくら幼稚園の遊戯室1台の計30台の空調設備の設置を予定し、河津町立小・中学校及び幼稚園空調設備設計業務委託を1月21日に株式会社ユー設計集団いなば建築設計室と335万6,640円で契約しました。2月15日の町議会第1回臨時会に空調設備設置工事費と監理業務委託費を上程し、承認をいただいたところです。今後は6月28日までに空調設備設置を予定しております。

施設改修工事につきましては、河津中学校武道場天井改修工事と、河津町B&G海洋センター体育館改修工事が2月26日にそれぞれ完成しました。工事期間中、関係各位におかれましては大変ご迷惑やご不便をおかけいたしました。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日に開催した元旦マラソン大会につきましては、好天に恵まれ、町内外の幅広い年齢層から約320人の参加をいただき、盛大に実施することができました。

1月13日に開催した河津町成人式につきましては、平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの該当者74人のうち60人の新成人が出席をいたしました。式には多くの来賓の方にご列席いただき、新成人を祝うことができました。

1月27日に開催された第47回下田・河津間駅伝競走大会につきましては、中学、高校、一般合わせて78チームが出場しました。河津町から出場したチームは、中学男子の部で河津中学校男子が1位に、中学女子の部で河津中学校女子が2位、一般の部で48チーム中、「オール河津」が1位、「河津走ろう会」が6位、「G T河津」が29位、「河津町役場」が33位と健闘いたしました。

大会運営にご協力とご尽力をいただきました関係者の皆様、大会に出場いただいた各チームの皆様、また沿道で声援を送っていただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

以上、平成31年度施政方針と12月以降の行政報告を申し上げます。



重点テーマでも掲げたとおり、開かれた行政を推進し、情報を共有することによって透明性のある行政運営を図り、魅力あるまちづくりにつなげていきたいと思いを。河津町が一体となったオール河津の精神で進めていきますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（土屋 貴君） これで町長の施政方針及び行政報告を終わります。

11時15分まで休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

11番、宮崎啓次君、9番、渡邊弘君、3番、渡邊昌昭君、5番、上村和正君、4番、遠藤嘉規君、6番、塩田正治君、1番、大川良樹君。

---

#### ◇ 宮崎啓次君

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎啓次君の一般質問を許します。

宮崎君。

〔11番 宮崎啓次君登壇〕

○11番（宮崎啓次君） 今定例会におきまして一般質問を通告しましたところ、議長から許可いただきましたので、一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、質問に入ります前に、平成31年度予算案が示されたところでございます。きょうも町長のほうから施政方針等出ているわけですが、この中で私は1つ心配になる場所がありますので、ちょっとその辺のお話をさせていただき、質問に移りたいと思います。

新年度の予算案の中におきまして、投資的経費が河津町は3.8%、非常に超緊縮予算ではないのかと心配しているところでございます。近隣を例にとりますと、西伊豆町では投資的経費が15.3%、松崎町は14.4%、東伊豆町は11.6%と、これは通常よく言えますけれども、当初予算の約10%最低でも見ないと町内の経済が回っていかない、このように言われております。そんなところで私は河津町の各事業所がその中で行き詰まる場所が出てくるのではないかと非常に心配しているところでございます。平成30年度予算におきましても、河津町は投資的経費が8%でございました。今期の31年度予算が出ておりますけれども、3.8%ということで、その辺を非常に心配しているところでございます。この点につきましては予算審査がございましたので、その中で審議していけたらと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして進めていきたいと思ひます。

私の通告は、1問目が地震防災について、2問目が公共交通について、3問目が伊豆縦貫道による残土埋め立てについてを通告してあります。

1問目の地震防災について、この点でございませうけれども、近年非常に報道関係でも心配されていることが、東海地震があすにでも来るのではないかと。東海地震というのは過去の例を歴史的に見ても、100年から150年に一度やって来ております。今現在前回の東海地震が起きてから既に170年が経過していると。このようなことで2年前、私たちは賀茂郡下の議長会で気象庁を訪問したことがありますけれども、そのときに気象庁の担当者からはあす来てもおかしくない、このような危機的な状況だというお話も聞いてきました。東海地震が引き金となって東南海あるいは南海地震、このような形で三連動地震が起きるのではないかと。三連動といいますと、同時に起きると皆さんお考えかもしれませんが、過去の歴史を見ますと、東海地震が起きて38時間後に起きた例、あるいは東海地震が起きて1週間後に東南海へ来た例、長い歴史の中で言いますと一瞬のことでありますけれども、このような形で三連動地震が起きる、このような過去の例がございませう。

そこで、私は今回の質問の中で、まず1点目、津波避難路の整備状況はどうか、この点につきまして答弁を求めるものです。

まず、答弁をお願いしたいのは町長、副町長及び担当課長をお願いしたいところでございますけれども、2点目としまして、駅周辺の来遊客、住民の安全をどのようにお考えか。今河津では河津桜まつりが行われておりますけれども、ピーク時には駅周辺に地元の住民あるいは駅周辺の商店あるいはスーパー等に集まる人あるいは観光客を含めて最大4,000人の人が滞留するというふうに言われております。そのようなことで、駅周辺の来遊客、住民の安全をどのようにお考えかお伺いいたします。

3点目としまして、これらを踏まえた上で今後進めていく対策、この辺もどのようにお考えか答弁を求めるところでございます。

河津町の被害想定でいきますと、レベル2の地震が起きたときに、やはり河津町内では900人の死者が出る、このような想定もございませう。これは何も対策を講じなかった場合ですので、今後どのような対策でこの900という数字をいかにゼロに近づけていくか、このようなことで考えておりますので、町当局の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、宮崎議員の3点あったと思いますが、順に答弁したいと思います。

まず、津波の避難路の整備状況でございます。先ほど議員がおっしゃったように、今後発生が心配される東海地震ですとか南海トラフ地震については、当然その後に津波も想定されておまして、既に県によりレベル1、レベル2の津波想定が示されております。そういう中で津波については、私は想定される地域の皆さんには現在は地区協議会である程度の防災施設をつくるのが確認をされておりますので、それを進めること。もう一つは、根本的なこととなりますけれども、津波に対しては完全に防ぐことは難しく、やはり逃げてもらうことがもう第一であると、そういうことを最優先で考えていきたいと思っております。

なお、議員のご質問の町による津波避難路を含めた整備についてですけれども、これは県の補助金を利用して町の災害用避難施設整備事業補助金交付要綱により、各地区の要望により行っておりますので、今年度につきましては梨本区と見高浜地区の整備について補助をしております。そのほか、これまでの実績については後ほど担当課長より答弁させます。

それから、2点目の駅周辺の来遊客あるいは住民の安全をどのように考えるか。3点目は今後進めていく対策はということでございます。

まず、駅前地区につきましては、静岡県のご想定する津波浸水警戒区域、通称イエローゾーンと言っておりますけれども、指定されております。地震後の津波が想定されますので、まず高台に避難していただくことになります。町の津波避難マップを見てもらうとわかりますけれども、河津川の左岸から城山公園の避難指示が示されております。それとあとは河津中学校方面への避難が示されております。それぞれがそれを確認していただき、それについては万が一に備えてほしいなど、そう思っております。

それから、今後の対策でございますが、30年度に、今年度でございますけれども、新たな防災マップが作成されてきますので、これを利用して町民に周知を図り、その活用を図ることがまず大事であるのかなど、そんなことを思っております。

それから、今までは避難誘導といいますと看板を重点に設置をしておきましたけれども、特には先ほど議員がおっしゃったように、観光客等についても対応するために、町民とか観光客にわかりやすくするために、歩道等に表示をして、避難路等の方向を示す、より確認しやすい方法で示していきたいなど思っております。また将来的には避難対策樹立のため避難ビルの既存の高層施設の活用も今後は考えていきたいなど、そう思っております。詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、1点目の避難路の整備状況についてご説明をさせていただきます。

補助金の制度につきまして、まず説明をさせていただきたいと思っております。

この制度は、各地区におきまして地震、津波または水害等、あらゆる自然災害の危険から逃れるために、各地区自主防災会が主体となり実施する避難路及びそれに伴う避難地の整備にかかわる費用に対する補助事業でございます。平成24年度からの制度の運用からこれまで申請実績12件、事業費といたしまして合計で1,208万円、交付決定額991万7,000円となっております。先ほど町長からも答弁ございましたが、本年度は見高区と梨本区の2地区で整備を実施中となっております。自主防災会の皆様には当該制度が防災・減災対策の一助となりますよう、引き続き積極的な活用をしていただくよう考えております。

2点目の駅周辺の来遊客、住民の安全をどのように考えるかというご質問と、今後進めていく対策についてご説明をさせていただきます。

伊豆急河津駅周辺の来遊客の安全確保につきましては、避難速度の向上を目的に、いち早く避難場所に避難していただけるように、平成31年度において浸水想定区域内に避難を促す

路面標示、誘導標識の施工を予定しております。この施工によりましてセーフティポイントへの誘導対策を図る予定であります。

また、今後進めていく対策につきましては、大規模地震発生時、津波が到達する前に、まずは地震による被害からいかに身を守るかが重要と考えており、地震発生時の安全確保を目的に、仮称ではございますが、家具の固定器具助成制度の運用を開始すべく、現在制度設計の取りまとめをしているところでございます。この制度によりまして、住民の皆さんの一層の安全確保につながりますよう、より使いやすい制度として活用していただけるような取り組みをしているところでございます。

また、被災場所と被災状況や映像などをシステム内のマップ上に表示する災害時の情報収集システムの導入を予定しております。被災状況の迅速な把握と町民への情報提供に寄与するシステムとして活用していきたいと考えております。

最後でございますけれども、自然災害の被害を最小限にとどめるためには、地域住民の皆様の防災に対する意識が礎であることは言うまでもございません。今後も引き続きハード面とソフト面の両輪による対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今、課長のほうからも答弁あったわけですがけれども、住民の皆様とにかく避難する意識を確実に持っていただく、このようなことが重要だと思います。非常に残念なことに、浜地域では避難場所が城山になっております。そうなりますと、年配の方々はおそこまで避難できません。地震が起きて約17分後に河津浜海岸に50センチの津波が到達する、このように言われております。そうした中で、まず川を上ってくるんでしょうけれども、お年寄りの中では私はもう逃げて無理だよと諦める、このような方が非常に多い状況にあります。ですから、この辺をよく承知の上で町のほうも対策をとっていただきたい、このように思います。

課長、今言われました町民の方々に理解していただく、本当にこれ重要なことだと思います。時間が17分ですから、逃げれば何とかかなると思います。それと町長も言っておりました避難施設を今後考えていく。これもぜひともやっていただきたい。城山で無理な方は浜の公民館でもいいんですけれども、あそこだけでは収容できません。ですから、浜の公民館以外で、近くて高いところということで避難する場所を確保していただきたい。駅前に10階建てのマンションがあるわけですがけれども、あそこも緊急時の場合はということで言われてお

りますけれども、ふだんは鍵がかかっており、例えば管理人の方がいらっしゃらなければ中へ入れない、このような状況にあります。ですので、どうしても避難施設というものは重要になってきますので、その辺もお考えいただきたいと思います。

ここで私、1つ提案したいのは、前にも予算審査、決算審査のときにも提案しておりますけれども、避難誘導路に蓄熱タイプの誘導看板、要するに昼間光を蓄えて、夜間になると発光する、このような誘導看板があります。これを前向きに、一遍にはできませんので、計画的に設置を進めてほしい、このように考えております。やはり地震というのは昼間起きるばかりではありませんので、夜間起きた場合どうするのか。

ですので、もう一つの提案ですけれども、今月もまた津波避難訓練ございますけれども、一度は夜間にやることも必要ではないのかな。そうすると足りないところが見えてくるんじゃないか、このように考えております。このような蓄光型の誘導看板あるいは避難路の足元を照らす何らかの太陽光で蓄電してやるのかどうなのか、いろいろ今新しいものが出ておると思いますけれども、その辺も研究していただいて、進めていけたらどうかなと。その辺を含めてまた町長に答弁をお願いしますけれども、それともう一点、私、こういったものを紹介しますけれども、公益財団法人で鎮守の森プロジェクト、こういった組織がございます。これは元総理大臣の細川護熙さんが代表を務める団体でありまして、東北のほうの東日本大震災以降、ボランティアを皆さんお願いして、防潮林の整備を行ってきております。もうあと1年ぐらいで東北地方は全部終わるということで、河津町にも提案がございまして、2年ほど前から河津町に投げかけがございまして、岸町長も11月でしたか、その事務局の方とお会いしていると思います。

そのようなことで、もう一点、町長にお伺いしたいんですが、平成30年度予算のときに教育委員会から予算計上、そのときに予算切られてしまったんですけれども、南小学校のグラウンドの河津川側にL字型に防潮林を植栽したらどうかという提案がございまして、そのときは予算的には150万ぐらい、町で負担するのは、そのようなお話があったときに、これは予算通らなかったと。今回新年度予算に向けて、この鎮守の森プロジェクトの方々は予算をなるだけ抑えるようにということで100万円以下の設計をし直して、また教育委員会を通じて予算を要望しておると思います。またそれも通っていない。その辺の岸町長の考えをお伺いしたいと思います。

やはり小学校のグラウンドにそれをやることにおいて、子供たちの避難する時間を延ばすだけではなくて、その事務局の方々のお話によりまして、それから北側の地域も守ることが

できる、このようなお話もあったわけです。もう既に2年たったわけで、これを当初植栽していれば、もう既にその木も1メートルから1メートル50ぐらいは成長しているのではなかったかと。このような思いから、私はその辺の町長のお考えを伺いたいと思います。

あともう一点、これは町のほうへも情報が来ていると思いますけれども、環境省から地域の防災・減災等低炭素化を同時実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業、これは再生可能エネルギーを使って蓄電をして、それにより非常時に蓄電した電気を使うという、このようなときに河津町の財政力指数ですと、国から補助金が4分の3出ます。平成30年度の補正予算で国の補正予算で決まった予算額が210億円あると。まだこれは間に合うとは言っているものの、4月の中旬ぐらいまでに申し込めば何とかなるような話と聞いております。この4分の3の補助プラス残りの4分の1のうち平成30年度の補助事業に対して実施すれば、残りの4分の1のうち半分が交付税措置されると。実質的に8分の1の自主財源でできる、このようなお話もあります。そうしますと、避難施設で言いますと、特に見高の公民館であるとか、浜区の公民館であるとか、そういったところでもこれを導入できるような可能性もあるような気もいたします。そのようなところも今後検討していただきたいと思ひますし、平成30年度の補正だと210億円と聞いておりますが、新年度になりますとこれが83億円しかない。このようなことで全国から申し込みが殺到するんじゃないかというふうに思っております。その辺も含めて答弁をお願いしたいこと。

それと、もう一つは、先ほど言いましたけれども、東海地震につきましては、1854年、安政の東海地震がございました。それからもう既に160年から170年近くたっておるということ。そういったことも踏まえて、やはり緊急性はございますので、できるところから進めていかなければならないということで、町長のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問に対してお答えします。

まず、避難の関係と申しますか、当然津波が来た場合に、真っ先に避難していただくというのが私の考え方でございます。当然お年寄りについても、先ほど議員がおっしゃったように、そういう方もいるかもしれませんが、ぜひとも共助と申しますか、隣近所の方と一緒に避難していただくような、そんな体制もお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、特に時間がなくてなかなか避難が間に合わないという場合、どうしてもその場合には近くの高層のところに避難するという、そんなことも今後考えていかなければならないのかなど。先ほど議員がおっしゃっていたマンションですか、その話を聞いたことがござ

いますし、また、駅の近くにでもそういう避難する場所があれば、それも今後検討していきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、南小学校の鎮守の森の構想の関係でございます。これは先ほど議員がおっしゃったように、昨年でしたか、その方が役場に見えました。一応説明も受けました。前々からこの件については教育委員会からも聞いたことがございます。地震の津波の対策として木を植えて軽減をしようという、そういう制度だと思えますけれども、そういう中で学校等、あるいは例えば海の近くの公共用地といえますか、財産区有地なんかもあるものですから、どっちが効果的なものがあるのか、あるいはその了解が得られるのか、この辺についても維持管理の問題ですとか、実際はどのような形で植えるのがいいのかと、いろんな検討をする中で、先日、話をした中では海の近くのほうがかえって効果があるんじゃないのかなという話をして、そういうことで別れた経緯がございます。そういうことで、今のところはその財団の方とお話しした経緯はそういうことでございます。

それから、環境省の補助金の関係でございます。これは先ほど議員が言われたように、今年度の国の補正の事業として、そういう事業が省エネルギー対策としてあるということでございます。例えば体育館の屋根にソーラーパネルをつけて、それを蓄電池にためて万一のときに使おうという、そういう制度だということで聞いております。そういう中で国の方が見えられたわけでございますけれども、1つは町の中で内部的に検討した中では、蓄電池が10年ぐらいしかもたないんじゃないかという話があります。確かに設置をする場合の補助率というのは多分4分の1とか8分の1ぐらいの経費で済むわけですが、その後の蓄電池の問題もあるのかなと。ただ、これについても内部で検討しておりませんので、近々内部で今後この制度を利用できるかどうか、それについては検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今、学校のグラウンドのところの鎮守の森の件で町長から答弁いただきました。町長がまた海岸のほうへ植えるほうが効果があるではないかという、そのお話も私もお聞きしました。というのはどういうことかといえますと、浜の135号線の国道沿い、浜区の財産区の土地がございますけれども、あそこの天城側に松の木が植わっております。その松の木のまた天城側にこの鎮守の森構想で植栽すれば、かなり津波を軽減できるというお話も聞いております。それについてはまた財産区の中でいろいろまだ検討することがあるというお話も伺いましたし、あそこで畑をやられている方とも何人かの方と私もお話をさせ



ていただきました。その方たちは皆さん、ありがたいことに賛成の意思を持っております。ただ、そのほかの問題があるので、もう少し時間が欲しいということです。

ただ、町長言われましたこの海岸の国道沿い、これは確かに効果があるんですけども、これとはまた別なんです、学校は。小学校のグラウンドの一番堤防側の場所に立っていただいて海のほうを見ていただければわかりますけれども、川が河口からずっと真っすぐ来まして、そこから峰方向へ若干曲がっております。そうすると、もろにグラウンドに当たるわけです。ですから、あそこが一番重要なわけです。浜のそこをやるからいいのではなくて、両方やったらそのほうが私は効果的じゃないのか。できるところからやる。もう本当に時間的余裕はないわけで、できるところから即実行していただきたいのと、このような考えを持っております。

やはり皆さん、子供の命は大事と言われます。私たちもそうですし、例えばレベル2の津波は恐らく来るかどうかわからない状況です。国の想定もレベル1を想定しております。静大の北村教授が以前、また再度研究されて、恐らくレベル1.5、最大で来てもレベル1.5ではないかと、このように想定を見直したらいかがかと、このような発表もされておるわけです。これがレベル1.5であろうが2であろうが、対策だけは早くとっていかねばいけない。ですから、私は一日でも早く植栽をして、あす、未来のために子供たちのためにそのような対策が必要ではないのかなということに聞いているわけでございます。

例えば東日本大震災であのようなマグニチュード9.0の地震があったと。これ歴史的に見直してみますと、500年から600年に一度東北地方ではあの津波は来ております。歴史的事実でございます。河津町では前にも北村教授が2カ所でボーリング調査をしておりますけれども、過去4,000年こういうような津波は来ておらない。このような歴史的な検証がございます。ただ、4,000年来てないから来ないということではなくて、やはり備えは備えとしてやるべきだと思いますので、私は一番すぐ手をつけてできるというのが小学校のグラウンドをやるべきじゃないのかなと思いますので、最後にその辺の町長のお考えを再度お伺いして、1問目を終わりたいと思いますので、答弁を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの宮崎議員のご質問に対しまして答弁します。

町としては現在、先ほどの最初の質問でお答えしましたけれども、河口の部分について地域の協議会をつくって計画を練っております。それは見高浜地区、浜地区、谷津地区とかという形で、かさ上げをしようということで今進めております。全然やっていないというわけ

ではなくて、これは町だけじゃなくて県とも一緒にやらなければならないということがあるものですから、その辺を今後やっていきたいなど、そういうことが町で計画している、そういう状況でございます。そういうことで、なるべく入り口のほうで止められるものは止めていきたいと、そういう考え方でございます。

あと、学校についてはいろんな考え方があります。当然子供たちについても避難をしていただくというのが優先でございます。それが間に合わない場合は階層の高いところに逃げてもらおう、そんなことだと思いますけれども、鎮守の森構想が本当に完全にそういう状況の中で有効な手段かどうかというのは私もまだはっきりわかっていない部分もありますので、今後その辺も含めて、情報等があれば、また事務局の方と話し合いができたり、そういうことがあれば今後検討したいと思いますが、現在では当面河口付近の対策について力を入れてやりたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 河口の対策は対策でいいと思います。私は津波は河津にとって怖いのはレベル1でも河津川を上ってくるのが怖いと思います。過去に沢田の水神さんまで津波が到達した、このような歴史的な事実がございます。これはなぜかといいますと、河津川を真っすぐ上っていきますと、沢田のちょうどいで湯橋の近所でしょうかね、あそこから川は左に曲がっております。その正面、真っすぐ行きますと水神さんがあるわけです。昔は川の護岸整備が行われておりませんでしたので、そのまま川を上った津波が沢田まで到達しているわけです。そういう事実です。何か水神さんまで津波が行くと、この平野部全部水につかったような印象があるかもしれませんが、正しい地震のそういう知識を持っていたいて、変に不安ばかり町民にあおらないような形でやるのが重要なと思います。正しい防災情報を提供し、正しい防災教育をして、安全に慌てずに皆さんに逃げていただくような形でお願いしたいと思います。

1問目はこれで締めまして、それでは、2問目に移りたいと思います。

公共交通について伺いたいと思います。

この公共交通につきましては、今まで自主運行バスの通っていない小鍋、大鍋、上佐ヶ野、泉奥原など、上地区4地区においては試験運行バスで、その後は町バスという形で運行されてきました。しかしながら、1本で目的地または河津駅まで行けない、あるいは定時運行のため乗りたいときに時間が合わない。このようなことで交通弱者の皆さんのニーズと運行す

る町バスとずれがあって、利用率が少ないように見受けられるところがございます。

そこで、まず1点目としまして、現状の町バス、町営バスの利用状況について伺います。

また、2点目としまして、現在順天堂静岡病院へのバス路線、またバス会社が運行している観光ルート为天城越え路線、この2つの路線につきましては継続していかなければならないというふうに考えておりますが、このほかに河津町内を運行している自主運行バス事業、逆川から河津駅、西小学校を結ぶ町営バス、そして上地区4地区の町バス運行、これらをこのまま継続していく予定か伺っておきます。

過去には私あるいは同僚議員が今まで質問している中で、過去を振り返りますと、平成20年10月ごろからデマンド運行バスを始めるというような実施に向けた町当局の答弁もありましたけれども、当時バス会社の稲取営業所が撤退する話が持ち上がり、取りやめになった経緯がございます。しかし、その後、三、四年後にはバス会社の都合によりまして、稲取営業所は撤退することになったわけです。町全体を考えたとき、下地区においても奥谷津地区あるいは峰高原などで不便しておられる方々もまだまだおられるわけです。根本的に見直す時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、3点目としまして、河津に合った河津方式といいますか、そのようなデマンド方式採用の考え方はないか伺います。この3点目としましては、もし実施する方向に行くとなると、担当課のスタッフを増員しなければ取り組んでいけないと考えております。人事異動の時期ですので、この点も含め伺っておきたいと思っております。

以上、1点目、現状の町バス、町営バスの利用状況について、2点目、現在の運行の方式でこのまま継続していく予定か、3点目として、河津独自のデマンド方式採用の考え方はないか伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの3点についてお答えします。

まず、現状の町バス、町営バスの利用状況でございます。少子高齢化が進んでいる中で、町民の足を確保するということですので、それがとても大事だということで、公共の役割は重要であると私も考えております。現在では町では東海バスによります自主運行バスの運行あるいは逆川地区の通園・通学・通勤対策として町営バスが運行されております。また、上地区の上佐ヶ野、小鍋、大鍋、泉奥原地区から湯ヶ野、下佐ヶ野までの町バスも運行しております。利用状況については後ほど担当課長より答弁をさせます。

次に、現在の方式で今後も続けるのかということでございます。現状の利用率ですとか利

便性を考えたときに、他によい方法がないか、町の公共交通会議でも当然検討をしております。30年度は2回開催しまして、今の町バス運行状況を検証しまして、新たな方法も検討されております。一例を申し上げますと、既に松崎町で試験的に運行されておりますタクシーによるデマンド運行も検討されましたが、東海バスの営業路線と競合する部分の線引きの問題あるいはタクシー会社の人的な確保の問題、そういうことで引き受け手の問題が取り上げられまして、今後の検討課題となっております。

それから、3点目のデマンド方式の採用の考え方でございますが、デマンド方式ですと、必要なときだけ運行されますので、効率的な一つの方法であると思っております。自宅から目的地まで行くのに営業路線と重なる部分の対応ですとか、町バスなのか、タクシーなどの営業委託なのか、あるいはデマンド方式の場合には受け付け事務が必要となりまして、これらの課題を解決しなければならない。そういうことでございますので、今後も検討していきたいなど、そう思っております。現状では先ほど議員がおっしゃった形で、まだデマンド方式について検討が十分されておられませんので、人員配置等は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 公共交通の利用状況ということで答弁をさせていただきます。

町内の公共交通でございますが、自主運行バス事業として無料で運行しています町バスの2つに大別されるところでございます。そのうち自主運行バス事業につきましては、ご存じのように、町内のバス路線は長年にわたり東海自動車株式会社によりバス路線が維持されてきたところでございます。平成11年の4月に分社化をされまして、採算がとれない路線の整理が行われたその結果、天城峠越えの路線を除くその他の路線が廃止となったわけでございます。

これに伴いまして、町では生活路線を確保するため、町の依頼により道路運送法の第4条の許可を受けて、乗り合いバス事業社に町が必要な経費を支出する事業としまして、町が県の補助を受けまして、株式会社南伊豆東海バスに運行を委託する9系統37路線がございます。また、町の道路運送法の第79条の登録を受けて、バスの運行確保を行う町営バス事業としまして逆川線を運行する2つの方法により運行しているところでございます。

一方、自主運行バスに対しまして公共交通の空白区域の解消のため、平成22年12月から試験運行として開始しています町バス事業がございます。これは先ほど町長より答弁がありましたように、泉奥原、大鍋、小鍋、上佐ヶ野地区から交通結節点となります湯ヶ野停留所ま

たは下佐ヶ野停留所までの区間を対象に、役場の公用車を利用しまして無料で運行をしているものでございます。

ご質問のありました利用状況ということでございます。平成29年度は道路運送法第4条によります自主運行バスでは、平成29年度においては5万6,011人、平成29年度、過去3カ年の平均でも5万8,570人となっております。道路運送法第79条によります町営バスでは、平成29年度は2,704人、それから過去3年の平均では2,842人という年平均でございます。利用の動向については、幼稚園児を初め、小中高生の利用が大きく影響する傾向にあるように見られております。

また、町バスは平成27年4月から、先ほど申し上げましたところでございますが、1日5便ということで、1週間にその地区につきましては2日間運行ということで行っているわけでございますが、1日当たり平成29年度では3.32人に、過去3カ年で2.61人ということになっているところでございます。

もう一つご質問のございました、この方式についての継続等についてでございます。このことにつきましては、地域公共交通のあり方を考える上で、本町の特性からさまざまな課題が上げられているところでございます。先ほどの答弁とも重複するところはございますが、一例として主要な観光路線でもあります下田駅あるいは河津駅から修善寺駅区間を交通事業者が行っています天城峠を越える路線バス、このルート上には河津町から河津七滝区間の自主運行バスが重複して事業を行っているところでもございます。また、交通空白区域を解消するために路線バス自主運行バスのバス停となります湯ヶ野停留所、下佐ヶ野停留所までを交通結節点として交通空白区域をつないでいるということのそういうような体系を構成しているわけでございます。これらの体系を新たな交通体系にするためには、運行をお願いしております交通事業者への経営の負担となることや、観光客の2次交通を確保するための必要性など、大きな課題が別のところでも上げられるところでございます。

また、仮に交通空白区域から当該路線に新たな交通体系で運行しますと、自主運行バスとあわせて町費を重複して負担することにもなるようになります。

このような課題を解決するためには、より利用者ニーズに合った運行が一番重要であるわけでございますが、利用者にしつかりした情報提供を行うことで、少しでも利便性を高めるという必要があるということも考えているところでございます。新年度予算では負担金を計上しているところですが、本町が構成員となっております東伊豆、中伊豆地域公共交通活性化協議会が事業主体となりまして、電車、バスの交通結節点となります河津駅構内に広域的

な移動に必要な運行等の情報を提供する情報表示板、デジタルサイネージの設置を来年度いたします。これにより公共交通の乗りかえ情報を取得しやすくなりまして、利用が促進されるという部分について、多少なりとも貢献をしていきたいという考えで取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今答弁いただきました。課長の言われるように、問題点はあるわけです。じゃ、この問題点をいかに解決していくか、そこが今後実施できるかどうかというところにかかってきます。議会としましては、第1常任委員会で、先ほど報告にもありましたけれども、三重県の玉城町あるいは南伊勢町、この2町を視察してまいりました。玉城町におきましては、町民しか利用できないようなシステムです。その中でこのデマンドを走らせることによって、年配の方々が家からお風呂に行ったりとか駅へ出かけたり、病院へ出かけたりしているようで、実質的に医療費の削減が1,000万以上、実質的にしっかりと医療費が減っていると、このような結果が出ているようです。それと南伊勢町のシステムでいきますと、町民に限らず観光客も乗り合えるというシステムで運行されております。ただ、河津と違うのは、河津は集落が奥に入って、それぞれ洞が多い。しかしながら、三重県の南伊勢町の場合には、逆に今度は東西に長いと。東西に55キロぐらいあったんでしょうかね。そうしますと、やはり経費がかかって、年間7,000万ぐらいの経費がかかっているというようなお話も伺いました。

しかし、この辺のことを私、心配しまして、南伊勢町のシステムを開発している会社にちょっとお伺いしてみました。例えば河津町でやったらどのぐらいの経費がかかるんでしょうか、このようなお話をしましたら、年間経費としまして、システムにかかるお金が200万弱、受け付けのオペレーターさん、この方にかかる人件費が150万から200万ですと。実際に午前中は1人のオペレーターで大丈夫ですと。午後は兼務されて、約1日で1.5人見ておいていただければ、それでいけるでしょうと。車両に関する経費ですが、この経費がドライバーであるとか保険、車両費、これらを含めて1台700万円見ておけば大丈夫でしょうと。ところが、南伊勢町の場合には外部委託しております。外部の運行会社に委託しておりますと、そういう場合には1台当たり1,000万かかりますと、このような回答でした。

果たして河津で何台の車を運行すれば河津の状況を賄えるのか。このような状況ですと、過去にNTT西日本さんが河津を調査し、データを出しております。河津町では8人乗りの

ワンボックスの車で3台あればデマンドで運行できますというような話でした。そうしますと、この会社に伺ったところ、最大どのくらいかかりますかねというお話をしたところ、3,000万見ておけば年間、これアバウトですけれども、実際にやる段になれば、もっとそれより減るかもしれない。でも、ふえてもそうはふえてこないよというようなお話で伺っております。

先ほど課長が一番心配しております天城路線、デマンドを走らせることによって、天城路線の売り上げが減って、バス会社に負担がかかるのではないかと、このようなお話があるわけで、私も同様な質問をこの会社に行ってみました。そうしたら、河津と同じような例があって、バス路線と並行してデマンドを走らせている地域があると。どのような解決をしていますかと言ったところ、並行する路線は時間帯でバス路線を優先するようなシステムを組んであると。ですから、デマンドで要望があっても、この時間帯ならバスがあるので、こっちを利用してくださいますと。デマンドでなくてそちらを優先してくださいというようなやり方でやっておられるようです。

先ほど運行会社に委託すると1台1,000万、ほかの団体であれば1台700万円ぐらいの経費ということでお話ししましたがけれども、700万円で運行する場合には運行管理者が1人必要ですと。ですから、その経費も若干見てほしいと。ただ、運行管理者というのは講習に行けばいいということであって、兼務できるわけですから、この内部の人間がそのような形でやればコスト削減できるのではないかと、このような形で考えていきますと、一つ一つ問題をクリアしていけば、河津町でも導入が可能になってくるかなと。

ただ、問題は、現在のバス会社との間でどのような合意点を持っていくかということです。例えばこのデマンドのバスを走らせるに当たり、ドライバーさんをバス会社から出させていただくような案もあるのかなと。私、過去12年前に東海バスさんに私の同級生がいましたので、話をしたところ、町で車両を用意すれば、運転手派遣ということも可能ですよという話はそのときは聞いておりました。ただ、現在はどうかわかりませんので、その辺を含めて、やはりトップ同士の話し合いが一番いいのではないかと。担当課にお任せするのではなくて、トップでそのような話をすれば解決できるところは解決できるんじゃないかなと思います。

今申し上げましたけれども、このようなデータをまた研究していただいて、今後実施に向けて前向きにやっていただければいいのかなと。これは金銭的な問題ではなくて、デマンドを走らせることによって非常に大きな住民サービスになります。やはり自宅に引きこもっている年配の方々が外に出かけるようになる。これが健康福祉課とタイアップしたり、あるい

は温泉会館に行っていたりとか、いろんなやっぱり効果が出てくると思いますので、その辺の町長のお考え、今後積極的に進めていくお考えがあるのかどうなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、ただいま話を聞きますと、大変お金のかかる事業だなということはちょっと感じます。当然私としても費用対効果の問題があるかと思います。それで、まず、先ほど根本的な問題になっているのは、営業路線との関係、今もそうなんですけれども、例えば上佐ヶ野とか、奥原とか、小鍋から出てくるのに、今だとバス停のあるところまでしか出てこれないという、そういう状況があります。これも内部でも検討したんですけども、タクシーの場合も一度そこで切らなければならないと、町の補助事業として。それから後、自分のお金で行ってもらような仕組みしかできないというようなこともありました。東海さんにもそういうことでデマンド的なものができますかという、この間も話をしたわけですけども、先ほど宮崎議員も聞いたようですけども、今の状況ではなかなか人もいないし難しいと言われました。そういう中で大変制度的にもそうですし、もっと検討する余地が十分あるのかなということで今町も考えております。できれば議員さんとも一緒になってこの問題については重要な問題であるので、今後とも検討していきたいなと思っております。

もう一つ気になっているのが東海バスの営業路線、天城路線ですけども、これについても東海さんの話を聞きますと、平成26年から赤字路線だそうです。ただ、この部分については観光的な意味合いが大変強くて、維持をしていく必要があると思うんです。なかなか営業的に厳しいという話も聞いております。そういう中で東海さんとしては国の補助事業、幹線道路のそういう維持をする補助事業はあるということで、この間、会議でも話されましたけれども、そういう申請をして、何とか維持をしたいという考え方もあるようでございますので、その辺も含めて今後いろいろ大きな問題があるのかなと思いますので、費用対効果も含めて今後検討していきたいなと思っております。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 町長のほうも今後そのような形で議会とともに勉強しながらやりたいということですので、議会のほうでも協力して、何とか実施に向けて進んでいけたらと思います。やはりこの天城越え路線につきましては、河津町だけでなく、伊豆市とともにバス会社を支援する、そのような体制も明確に出していくことによって、バス運行会社からも協



力が得られるのではないかと思いますので、その辺をともにやっていけたらと思います。

それでは、3問目に移ります。3問目は伊豆縦貫自動車道の建設発生土の活用について伺います。

伊豆縦貫自動車道、質問では伊豆縦貫道と言わせてもらいますけれども、まず質問の前に、この縦貫道の工事に関しましては、近隣の住宅の皆様には多くのご協力と騒音、振動、ほこり等大変なご迷惑をおかけしていますことに心よりおわびと感謝を申し上げたいと思います。工事も昨年5月19日、逆川から小鍋にかけての河津トンネル1,884メートルの起工式が行われました。このトンネルの進捗状況は、昨日からきょうにかけての時点で、逆川地区側から650メートルまで掘り進んだと聞いております。また、天城北側、修善寺大平から月ヶ瀬まで約5.1キロメートルの天城北道路も河津桜まつり前の1月26日開通し、昭和36年12月の伊豆急行開通に続く第3の黒船となり得るのではないかとされる大事業が着々と進んできておるわけでございます。地元としましては、地元選出国會議員の案内により、国土交通省、財務省に各市町の首長さんたちと要望、陳情を重ねてきておりますが、国土交通省では工事による排出土の処理が難題なわけで、地元としてはこの排出土を活用すべく利用することが重要で、受け入れることにより河津町の振興発展につなげることができるのではないかと、このように思います。南伊豆町には既に搬入しているようでございますけれども、河津町でも搬入する予定地の進みぐあいはいかがでしょうかと考えております。

そこで、1点目としまして、搬入する予定地の進捗状況、進んでいるのかどうなのか、まだこれからなのか。

2点目としまして、今後継続して十数年、下田河津間あるいは天城峠道路区間、それぞれ建設発生土が発生するわけで、地元として協力できるよう用地選定を進めているか、及び活用等を考えているか、この辺も伺います。

以上、1点目、搬入する予定地の進捗状況、2点目としまして、今後継続して搬入できる候補地、用地選定を進めているか、及び活用策等を考えているか。これは今後天城越え区間においても環境アセスが二、三年で完了すれば事業開始となりますので、予算がついても前に進むかどうか、建設発生土の受け入れの進みぐあいで伊豆縦貫道の工事が加速するか、あるいは遅れをとるか重要な問題ですので伺っておきます。

それと、先ほど今年度予算で大鍋地区ですか、地籍調査、これが予定に入っていること、これは非常に私としてもうれしく思います。国土交通省のほうでも用地収用に対しまして先にできることはやっつけてほしいという要望があったようですので、新年度予算に入れてい

ただいたということで、よい方向だなと考えております。

以上、2点伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、伊豆縦貫道の発生土埋め立てについてまとめて答弁します。

まず、予定地の進捗状況でございますが、河津町は国と賀茂地域の行政団体と伊豆縦貫自動車道の工事発生土の受け入れについて利活用の調整会議を設けて対応を検討しております。その中で河津町の候補地としては、30年度実施した旧南中跡地は済みしましたので、あと鉢ノ山の町有地と、もう一カ所、民間の土地の2カ所が候補として上がっております。今のところ河津町分については予定ということで、搬入に向けての具体的な動きは今のところございません。ただ、2カ所のうち1カ所の民有地については現在土地鑑定士に鑑定をお願いしまして、用地交渉の準備をしている、そんな状況でございます。ここにつきましては確保できれば相当の搬量ができますので、今後取得に向けてぜひ進めていきたいなど、そう思っております。

それから、今後の体制のことでございますが、私としてもやはり町として伊豆縦貫自動車道を一日でも早く完成するよう要望しておりまして、当然発生土の処置についても協力しなければならないと、そういうふうに思っております。現状では2カ所を考えておりますが、成り行きによっては新たな用地も検討することも今後考えていかなければならないかなと思っております。ただ、この問題については調整会議で周辺地区を含めた町村で候補地について検討しておりますので、国や県あるいは関係市町と連携をとりながら今後取り組んでいきたいなど、そう思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今答弁いただきました活用方法等も考えながら進めていただきたいんですが、大鍋入り口に整備されている河津インター周辺の活用策、この辺もあるでしょうし、上地区でも具体名は出せませんが、遊休農地、荒廃地など埋め立て利用可能な土地があるということは聞いております。また、今進めている予定地なんかにおきましても、災害時の仮設住宅予定地に使えるとか、あるいは桜まつりの臨時駐車場、このような形で活用可能ですし、そのような面を考えて進めていただけたらと思います。

その中で、私、1点だけちょっと次に提案したいんですけれども、防災の面から河津浜海岸のテトラポットでございますけれども、あそこまで埋め立てたらどうか。ここを埋め立てま

すと、建設発生土を海拔10メートルほど埋め立てますと、約40万立米あたり埋め立て可能でございます。そこを埋め立てたことにより、また河口に水門あるいはトラップゲートを整備することによりまして、浜地区、谷津地区あるいは笹原地区、下峰地区の下根岸と言われる地域、あそこも津波が川を上りますと真正面に当たります。非常に津波が起きたとき怖い場所でございます。このような地域を守ることができる。

そのようなことで、例えば東日本大震災におきましても、岩手県の普代村では水門のおかげで一人の死者も出さず、建物の被害も出さなかったと、このような例もあるわけでございます。この普代村におきましては千九百八十七、八年ごろだと思いますが、当時の村長さんが30億をかけて、住民には大反対に遭ったそうですけれども、その水門を整備することにより村を守れたということで、今ではその村長さんのところのお墓参りする方がふえていると、このようなお話も伺っております。

やはり長い目で見て、今後そういうような整備をすれば、この平野部が守れる。一大事業になりますけれども、ちょうど今、伊豆縦貫自動車道の工事が行われ、発生土も出て、国交省でもその処理に困っているところ、そういった協力のこともできると思います。ここを埋め立て、土地を多目的に使用することができるわけで、地元の浜地区と協議しながら、スポーツ公園でもよし、熱海市の伊豆多賀のように観光目的でも多目的に利用できる用地になるわけです。

また、これに谷津の漁港、これも同時に整備することによりまして、防災船、すなわち災害時の自衛隊の船が接岸できる防災港としての整備も同時に進めることはいかなるものか、このように考えるわけです。このようにせつかく国の予算がおりているときに、今がチャンスだと思うわけです。この伊豆縦貫道の整備が行われている今だからこそ可能な計画になるわけです。今後十数年、建設発生土が出るわけでございます。今伊豆東海岸で災害のときに防災船の接岸できる港がありません。河津に整備できれば、河津から下田方面、西伊豆方面、東伊豆方面の物資の輸送が可能となります。近隣の市町にも協力していただき、この発生土の埋め立て、浜海岸に埋め立て、何とかそういう整備する方向でスタートできたらいかにかと思いますので、町長にお伺いしますけれども、まずこれに対しては調査費を上げていただきたい。近いうちにこの調査費を上げていただき、そこの港の整備が可能かどうか、この辺を含めて進めていっていただけるか町長のお考えを伺いたいと思います。今後これを進めるにつきましても、政治的に進めることが大事でございます。将来の河津町のために、将来の子供たちのために、町民を守るためにもそのお気持ちがあるかお伺いしておきます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの建設発生土の埋め立ての関係でございます。これは前に他の議員の方からもご質問あったと思いますが、やはり私は、海という自然環境があるわけですので、その部分で本当に埋め立てすることがいいのかどうか。特に現状ですと私は建設発生土については陸地の中で賀茂地区全体でやっぱり取り組むことが今の状況の中では一番大事ではないのかなと。確かにそういう発想もあるかもしれませんが、海を埋め立てることによって当然害もあると思いますので、そういうことも含めて、今の段階ではとにかく陸地の中で、賀茂地区全体の中でこの発生土の受け入れをしていくのがベストなのかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 以上、時間になりましたので、私の質問はこれで打ち切りたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎啓次君の一般質問が終わりました。

13時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時20分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） 7番、渡邊弘君の一般質問を許します。

〔「議長、9番」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 申しわけありません。失礼しました。9番、渡邊弘君、質問席へどうぞ。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 失礼いたします。平成31年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は、1件目、平成31年度予算の方向性について、2件目、デスティネーションキャンペーンの進め方と現状について、3件目、谷津漁港地域の漁業環境について、町長及び担当課長の答弁を求めます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

平成31年度予算の方向性ということでお伺いしたいと思います。

予算作成において、町長より重点テーマが提示をされました。1つ、子育て、教育環境の充実と強化、2、防災・減災対策、3、観光地としてのグレードアップ、4、行政運営の効率化と開かれた行政への推進。第4次総合計画をもとに重点テーマを示されたとお伺いをいたしました。各テーマについて、具体的にどのようなことを取り組むのか教えていただきたいと思っています。

なお、今まで取り組んでいたテーマの中で取りやめるような施策はあるのか、それも含めて教えていただきたいと思っています。

なお、経済対策、福祉政策、人口対策、そのようなテーマが入っていないように見受けられますが、いかがでしょうか。

予算編成において重要なことは、まず目標を持って取り組むことが大切だと思います。町の将来に向けての目標をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えします。

まず、31年度予算の方向性ということで、1点目の重点テーマの取り組み状況でございます。

平成31年度予算案につきましては、昨年10月に予算編成方針として議員がおっしゃるよう、4つの重要課題につきまして指示したところでございます。先ほど施政方針でも示しておりますが、重なる部分があるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

予算の概要につきましては、私のまちづくりの方向性であります小さい町けれども、美しく。小さい町けれども、子供からお年寄りまで生き生きと暮らしていける。小さい町けれども、納得できる利便性がある。そんなまちづくりを目指して、総合計画の5項目に沿った各施策と重点テーマ実現に向けて予算化をいたしました。

31年度の予算の特徴は、町民生活に密着した堅実、着実型の主要事業に向けた各種計画準備予算であります。一般会計の予算規模につきましては、先ほど施政方針で申し上げましたが、昨年とほぼ同額の37億2,800万円となりました。そのうち議員がお尋ねの予算重点テーマについて申し上げます。

1つ目の子育て、教育環境の充実強化、2つ目は防災・減災対策、3つ目は観光地としてのグレードアップ、4つ目は行政運営の効率化と開かれた行政の推進で、この4つが主要テーマでございます。既に私の公約の中で進めているものがございしますが、まだ検討段階や実施に向けて進めるもの、あるいは具体的な検討事業に入るものなど、予算上では次年度以降に反映されるものもございします。

まず、1つ目の子育て、教育環境の関係でございますが、東京都の青山学院大学に中学3年生の体験授業を実施いたします。また、幼児教育アドバイザーの共同設置や賀茂地区の校務支援システムの導入を進め、各小学校には学習支援員や外国語支援員を配置いたします。また、幼稚園の3歳児の預かり保育、これは1学期以降でございますけれども、預かり保育を開始しまして、4歳、5歳児の預かり保育の時間を午後6時まで延長できるようにします。また、これら預かり保育の充実のために保育士1人を増員し、2名体制にします。放課後児童クラブについては、利用者が増加する夏休み対策として、体育館に隣接します町の住宅を改修しまして対応したいと考えております。

2つ目の防災・減災対策でございますが、消防団の充実強化と災害時の緊急情報システム導入や、縄地地区に防火水槽30トンの設置を予定しております。また、避難誘導看板1カ所あるいは路面標示板設置20カ所を行いまして、特に道路上の路面標示を新たに行います。そのほかにも地区の避難路等の整備原材料費用補助金を3カ所予定し、上限で1カ所100万円の300万円を計上いたしました。さらに家具等の転倒・落下防止事業補助金として、防止装置の購入費などの補助を100万円計上いたしました。

それから、3つ目の観光地としてのグレードアップでございますが、30年度に引き続きまして、伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺地域振興計画並びに河津桜まちづくりプランの策定を行いまして、地域づくりビジョンをつくります。また、観光のプロモーションビデオの作成ですとか、町観光協会のホームページ作成助成事業などを行いまして、情報の発信力の強化を進めます。さらに踊り子温泉会館やバガテル公園の補修事業や、観光橋の橋梁点検調査を行いまして、安全で安心な施設維持に努めます。

次に、30年度の河津桜まつりでも実施をいたしましたが、着地型観光に力を入れるため、

観光協会による駅前通りハンギングバスケットの継続や観光協会ホームページ更新事業などに補助を計上いたしました。

4つ目の行政運営の効率化と開かれた行政の推進でございます。

平成32年度（2020年度）に期限を迎えます第4次総合計画の策定に向けて31年度から取り組み、2年をかけて策定いたします。また、広報紙の作成システム更新を行いまして、内容の充実強化を図るとともに、開かれた行政を目指し、町長交際費の情報公開や30年度に引き続き町民に31年度予算の詳細資料を示し、町政懇談会も予定しております。このほかにも町民生活に関係する各種事業について、総合計画に沿って新年度予算を計上しました。詳細については、広報や予算の詳細資料などの配付によりお知らせしたいと考えております。

それから、町の将来の目標でございます。

町の将来の目標につきましては、総合計画で示されておりますが、来年度から2カ年かけて新総合計画を策定することになります。計画の中でもいろいろ検討されることとなりますが、町の現状、特に少子高齢化や人口減少問題が大きい課題となります。そのような対策が重要であると考えております。私も就任以来、高齢者を支える働く世代をふやすことが大事だと考えまして、子育てしやすい環境づくり、あるいは子供を産みやすい環境づくり、あるいは子育て対策により、若い世代、働く世代をふやす施策を進めてきました。この方針についても現在でも変わっておりませんが、今後も推進したいと考えております。

しかし、現状を考えたときに、これだけでは町の状況は急に変わるわけではございませんので、各種の福祉医療や保健対策、産業振興あるいは基盤整備など並行して取り組んでいくことも大事だと考えております。

議員がお尋ねの重点テーマ以外の施策についても、先ほど申し上げておりますが、総合計画の5項目に沿って各種施策も行っております。それから、町の将来目標についても、現在の総合計画の中で将来像として、「人と地域、自然と文化“夢あふれるまち 河津”」と示されておまして、また、重点指標として、1つが定住人口7,700人、2つ目として交流人口200万人と示されております。

また、具体的な施策は先ほど答弁をしましたが、そのほかにもホームページの作成等がございますけれども、各課長から提案されたものよりも先ほど言った中にほとんど網羅されておりますので、あえてここではありませんが、ただ1つ来年度取りやめたいなと思っているのがふれあい町長室でございます。これは訪れる方が大変少なくなってきておまして、これは町政懇談会などもやっております、広聴活動も大分やっているものですから、そうい

う意味もありまして、制度としてふれあい町長室という形じゃなくて、ご意見等があれば受け入れるような体制を組んで対応していきたいなど、そういう方向で進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 目標としましては、前につくった総合計画をベースに、その旨に沿ってつくっていくと。新たに総合計画を立案して、目標をしっかり定めて取り組んでいくということでございます。町長にお願いして本当にありがたかったのは、預かり保育の子供たちが3歳児から幼稚園で6時まで。3歳児、当初はちょっと無理かと思えますけれども、お預かりいただくということで、費用も予算つけていただいて、子育ての親たちにとっては大変大きなことが1つなし得たのかなというふうに思っております。

それとあと、きょう初めてあれして、町の放課後児童クラブの新しい場所が新たに設置されるということでございますので、そこら辺もちょっとまた後で教えていただければありがたいなというふうに思います。

それとあと、ふれあい町長室を結局やめるということで、ぜひ窓口だけは何らかの形でご提案いただいて、町民の方たちの意見が極力じかに伝わるようなことも大切かなというふうに思いますので、ぜひお取り組みいただければありがたいなというふうに思います。

また、この重点テーマにおいて、一応予算を立ち上げていかれるのは担当課長のほうで立ち上げて、予算1点で町長の裁定をいただくという形になっていると思いますので、担当課長のほうからできればこういう予算の組み上げ方をしたんだよというようなことはお話しただければありがたいなと思うんですが、いかがでございましょうかね。難しいでしょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） じゃ、先に私のほうから先ほど議員がお尋ねの何点かについてお話ししたいと思います。

まず、預かり保育の関係でございます。3歳児については従来どおり4時半ということで行いたいということでございます。ただ、1学期はならし保育といひますか、そういう関係があるものですから、夏休みからという形になるかと思ひます。

それから、4歳・5歳児でございますけれども、通常は4時半ということで、ただ、預かり要件といひますか、保護者の方の勤務状況等とか、そういう特殊要件のある方については



6時まで預かることが可能だよということで、そういう対応をしたいと思っております。

それから、夏休み、冬休みについても、休業期間についても預かるということで、ただ、その中で除外日が若干ございますけれども、休みの間も預かっていただけるという、そんなことで今進めております。

それから、放課後児童クラブの関係でございますが、ご存じのように、夏休みになりますと、保護者の方がなかなか子供たち、長い時間になるものですから、面倒を見られなくて、放課後児童クラブの申し込みが多いわけです。今までは学校の1室を借りてやっていたということで、通常は南小の体育館の2階でやっているわけでございまして、夏休みについては学校の教室を借りてやっていたわけですが、まだこれ正式に煮詰めたわけではございませんけれども、もし借りられないという状況も来年度あるかもしれないということで、それは特殊支援の学級が1つふえるという話を聞いているものですから、もしかしたら難しいこともあるかなということで、一応その対応策として南小の体育館の農協寄りといいますか、そこに町の持っている住宅が1つございます。空き家になっておるものですから、そこを改修して、一応受け入れができるような体制で取り組みたいなど、そんなことで予算をつくってございます。

それから、ふれあい町長室については、月に一遍最終の月曜日に時間をとってやっていたわけですが、ちょっとこのところやっぱり来る方が少ないのかなということがあつたものですから、直接担当課に電話をいただいて、直接お話をしたい方については今後対応していくような、そんなことをしていきたいなと思っております。当然先ほども言いましたけれども、町政懇談会ですとか、私の声だとか、いろんな皆さんの声を聞く場面もございまして、それあたりも十分利用していただいたり、ホームページなんかも今度は利用していただいたりして、そういう面で受け入れていきたいなと思っております。

それから、予算の関係でございますけれども、予算の組み方につきましては、10月ごろに町の基本的な方針を各課に指示をいたします。特に先ほども言ったように、私の基本的な考え方もそこで指示をいたします。来年度の予算に向けて、各課に大体12月初めごろまでに各要望を出していただくような形になるかと思っております。その後、大体年内に各課から出てきたものを総務課長のヒアリングという形で、大体12月までにまとめて、1月になりますと私も副町長交えて、全員でヒアリングを行ってまとめていくというふうな形になるかと思っております。一応ルールとしてはそういう形でやってございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） ほかの課長さん、よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（野口浩明君） ご質問の件でございますが、ただいま町長からご答弁があったとおりのルールで進めております。予算編成の方向性といたしましては、重点テーマとした4テーマに沿った形で、各課でそれに沿った形の予算を提案しております。例えば防災・減災対策といたしましては、これは私のところになるんですけども、今年度も予算計上してございます災害時の緊急情報通報システムですとか、昨年度からやっております総合防災マップの作成、そういったものを提案させていただいて、重点テーマの一つとして反映をさせていただいているところでございます。

あと、残り担当課の関連するものもあるとは思いますが、そこら辺については予算審査特別委員会のほうでちょっと説明を求めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、予算の組み上げは、まずは担当課のほうから上がってくると。これは1つの形としてはそうせざるを得ないのかな。担当課としては本当に自分たちが取り組んでいきたいことが、やはり町長に対しても、総務課長に対してもしっかりとした意見を持って、極力削られないように頑張っていたきたいな。自分の考え方は率直に取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ強い心で臨んでいただきたいと思います。

予算編成におきまして、町長のまちづくり理念の中に、確かに小さい町だけれども、子供からお年寄りまで生き生き暮らしている。健康で生きがいのあるまちづくりを目指している中で、31年度より高校生まで医療費が全額補助になりますと。県の補助もございますけれども、町もそれなりの負担をしながら、高校生まで子供たちの病気について面倒を見ていくと。

しかし、河津町においていろいろ町長のほうで子供に対しては施策をとっていただいておりますけれども、子供たちの健康管理においてインフルエンザだとか、そういう形の中の予防接種事業、まだ私としては進んでいないのではないかなというふうに思っております。確かに何回も質問をして申しわけないんですけども、保育園、学校生活など、子供たちの健康を考えますと、本当に大切なことではないかなというふうに思っております。教育委員会を初め、学校、町、医療関係者とこれからも十分な協議をとっていただいて、取り組んでいただきたいと思いますけれども、そこら辺をもう一度町長にお話をいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの子供たちの健康管理、予防接種事業の中で、特にインフルエンザの件、たびたび質問いただいておりますが、これについては昨年も答弁してございますが、繰り返しになるかもしれませんが、子供の健康管理については、昨年10月より、先ほど議員がおっしゃったように、子供医療費の年齢が従来の出生から中学生までを高校生まで広げまして、子供の受診による健康と親の負担軽減などを目的に実施をいたしました。これについては県のほうも同じ18歳まで上げるということでございますが、ただ、県の補助分を除きますと、町の負担も大分大きくございます。去年は10月からだったものですから、100%のお金が予算的には出ておりませんが、多分従来ですと2,000万ぐらいだったものが、多分二千四、五百万になるんじゃないのかなという、町の負担がですね、そんな感じもしますので、そういうことで高校生まで医療費を無償ということで大分負担も大きくなってきたというのが私の実感でございます。

お尋ねのインフルエンザ予防接種事業につきましては、これは任意予防接種ということになっておりますので、現状では任意でお願いをしたいなという、そういうことでございます。以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 同じ考え方で変わりはないということでございます。ぜひ子供たちの健康は町にとっても大事な。せっかく幼稚園の預かりも進んでいますので、ぜひ河津町が子育てに優しい町だということを一番大きな形でアピールすることによって、働くお父さん、お母さんが河津町に住んでいただけるのかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も含めて今後も対策をいただければありがたいなというふうに思っております。

次の質問に入ります。デスティネーションキャンペーンの進め方と現状ということでお伺いをしたいと思います。

ことしの4月から6月の期間、静岡デスティネーションキャンペーンが本番を迎えます。県の観光部局が主導して取り組み、各地方自治体が参加して、県全体で取り組む事業になります。JR6社の企画に県で売り込みをいたし、実現したとお伺いをいたしました。伊豆地区におきましては、美しい伊豆創造センターがまとめ役となり、取り組んでいると伺っております。河津町としては、このデスティネーションキャンペーンに対してどんなものを売り込み、集客をアピールされたのか。このキャンペーンの費用は年度別にどの程度予算計上をしているのかお伺いをいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、デスティネーションキャンペーンの進め方と現状、河津町の売り込み状況についてお答えします。

静岡県のデスティネーションキャンペーンにつきましては、議員がおっしゃるとおり、ここの4月から6月まで県内を5カ所に分けて実施をされます。河津町につきましては、伊豆エリアとして全体を県の観光協会、地域については美しい伊豆創造センターと連携して取り組むこととなります。具体的には、観光協会による駅前通りの花の町ハンギングバスケットですとか、バガテル公園のナイトバガテルあるいは峰温泉の大噴湯公園、河津の七滝を中心として繰り広げられる予定でございます。ただ、開催時期が4月から6月までということなものですから、町にとって商品化の材料が少し少ないのかなという感じはしております。伊豆全体として多くのお客さんを受け入れることによって、河津町も潤っていくのかなと。町としてこの大きなチャンスを生かしまして、観光協会と連携して新たな取り組みの中で誘客に努めたいと考えております。

なお、詳しい内容につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 私のほうからは、このキャンペーンに係る費用についてご説明させていただきます。

この静岡DCの所要額は年間で3億円、このうち県が1億円、民間企業等が6,000万円を負担し、残りの1億4,000万円を宿泊客数、観光リクリエーション客数の指標により3年間の負担額を算出し、市町が負担しております。河津町は3年間で91万5,000円の負担となります。年度別では平成30年度、今年度ですが、45万3,000円、来年の平成31年、32年度は23万1,000円ずつの負担となっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） この費用だけで実際問題として大きな効果が得られるのかどうかというのは、やってみないとわからないところもあると思います。一応提案メニューというのが決められて、県の美しい伊豆創造センターのほうに提案されていると思うんですが、この提案メニューについてはどのようにして決められたのかお伺いできればお伺いしたいと思います。

プレキャンペーンでは、わさび井、あと七滝めぐりはふるさと案内人の方が担当してやっ

ていただけると。あとバガテル公園、御朱印さんぽ、そのようなものが実際問題としてこのメニューの中に入っておりますんですが、本番においてもこのイベントの内容としては変わらないというふうに思っております。実際問題として、イベントを開催するに当たりましては、その施設ですとか、そのイベントをやる形の中で民間のほうの方ですとか、一応費用が発生するようなことがあるのではないかな。その費用の発生については町としてはどのような対応をされるのかお伺いできればお伺いしたい。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 費用の関係でございます。具体的には平成31年度予算では観光協会の補助金の中にDESTINATIONキャンペーン分として50万円プラスをして補助をしてございます。これは先ほど申しましたハンギングバスケットの費用の関係でございます。あとの大噴湯公園ですとか、河津七滝あるいはナイトバガテルについてはそれぞれの費用で対応していきたいと思っております。七滝については、昨年プレのときにご案内した、大変旅行の商品として受けがよかったものですから、案内人を通して七滝めぐりをやるような、そんな企画をしてございます。それから、ナイトバガテルにつきましては、バラの美しい夕方の風景を見ていただきたいということで、昨年も一部やりましたけれども、ことしはできれば薄暮といいますか、完全に暗くなる前に、5時半ごろから一応開園をして見ていただこうかなと。そういうことでバラの薄暮の美しさといいますか、そんなのを見てもらえたらなということで企画しております。

そんなことで、先ほど言いましたように、商品としてなかなか上げるのは少なく、メニューがバラエティーに富まない面もあるわけでございますけれども、ただ、伊豆全体のやっているイベントなものですから、例えば下田、東伊豆も含めて共同でやることによって多くのお客さんに来てもらえると。その中で河津にも寄っていただけるという、全体のキャンペーンとして私どもは捉えております。そういう中で河津町としてはこういうメニューを上げさせていただいたと、そんなことでございます。

それから、既に県全体ですとか観光協会の関係者でも協力をしておりまして、皆さんご存じだと思いますけれども、テレビでも吉永小百合さんを使ったCMが流れております。これは下田の竜宮窟ですとか、千畳敷ですか、その辺が舞台となってコマーシャルをしておりますけれども、既にJRのほうで進めていただいているようなこともあるものですから、今後一緒に協力体制を持って進めていきたいなと思っております。

それと、根本的な話になりますけれども、これは先ほども話をしましたけれども、この29

回の河津桜まつりの中でおもてなし事業の展開をしました。特にこれは観光客のリピーターをふやそうということで、各種団体や町民、職員、児童・生徒の協力をいただきまして、大変好評であったと。開催中でございますけれども、私は聞いてございます。今後も町民の皆さんのそれぞれの持っている範囲のマンパワーをかりて誘客に努めていくことが大事であると、そう考えております。

また、今回の観光の形として、桜まつりが一つの提案としてできたものだと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題としましては、イベントを打つ場合には、やはり施設でもどこでもイベントの費用というのは発生すると思われまして、そこら辺の費用の補助等も含めてお願いしていくのが本筋かなというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

DCのような観光イベントにおきましては、期間を区切った期間イベントで実施することにより、その期間を生かして年間を通した観光の宣伝につながって、要はリピーターにつながると。そういう確保のできる事業ではないかなというふうに思います。そのような事業を要はつくり上げていく上では、そのために1次産業、2次産業、そのような人たちの協力が本当に大切ではないかな。やはり町長の観光地としてのグレードアップにつながる思いということが、私としては1次産業、2次産業なくして河津の観光政策は難しいのではないかな。やはりそこら辺も全部含めた中で、各産業の人たちと協力してデスティネーションキャンペーンを進めていく必要があるのではないかな。そのようなことも含めまして、1次産業、2次産業、お互いに協力し合うような場所を考えながら対応していただきたいと思うんですが、そんなときにはさっきもお話ししましたけれども、費用の問題も含めてどのように町長のほうではお考えになれるのかお伺いできればありがたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど桜まつりの取り組みの中でお話をしましたけれども、やはり第1次産業、2次産業に特にこだわらず、協力いただければ、連携をとって取り組むことが私は観光としては大事ではないのかなと思っております。その内容によってはお金をかけなくてもできることもあるでしょうし、場合によってはお金をかけなければできない場合もあるかと思っております。そう

いう意味で、その辺をそれこそオール河津で取り組むことが大事であると思いますので、そういう中で今後いろいろ検討をして、選択をしながら取り組んでいくことが大事であるのかなと思っております。このデスティネーションキャンペーンも含めて、今後町の観光のあり方としても一つの形が私はいいんじゃないのかなと思っておりますので、今後いろいろ選択をしながら取り組んでいきたいと、そうしております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） そういうことでデスティネーションキャンペーンも含めて、河津町の観光のグレードアップを図っていただきたいというふうに思います。

続きまして、谷津漁港の地域の漁業環境について質問をさせていただきます。

平成30年11月28日に、当河津町で開催されました移動知事室におきまして、漁業者より漁業に対して、河津川よりの流木、ごみ、土砂の流出により影響がある旨の指摘がございました。町といたしましては、このような問題についてどのようにお考えになっているのか。また、今後どのような対応をされるのかお伺いできればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、谷津漁港区域の漁業環境、その中で流木、ごみ、土砂等の流出の関係についてお答えします。

実は移動知事室でこの問題について話されたときに、私たち町は同席をしておりませんが、実際どういう内容が話されたかというのは直接は聞いておりませんが、後から書類で見たという感じでございます。その中で、県の地域局から下田土木事務所で行っている対策として、ミズベリング伊豆河津会議というのがあるそうですけれども、その中で河津川及び下河津漁港、谷津地区周辺の現状分析や情報共有を行う特別チームの設置をすることの方針が示されたということでございます。事務局は下田土木事務所と賀茂地域局で行いまして、町を初め、国や各種関係団体が参加した会議で進めるということで、今後準備調整をしていると伺っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題といたしましては、下田の土木がベースになってミズベリングという、そういう団体が立ち上がって、そろそろ動いていくというようなことだそうでござ

ございます。今までも谷津漁港の流木でありますとか、ごみですとか、砂ですとかというのは漁業者からの要望があると、町が対応していただいて処理をしていただいていたと思います。このたび県に漁業者から声が出て届いた声が、やはり河口の流木、ごみ、土砂の流出について、町として県に対して漁業者の声を何とか町からも声を上げていただいて、届けていただきたい。そのようなミズベリングの要は会議に町として手を挙げていただけるのか、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 県との関係でございますが、当然県と町と事業者、協議者といいますか、一緒になってやっぱり推進していかなければ解決できない問題だと思っております。会議の中でも当然漁業者なんかも入るということで聞いておりますので、一緒に検討されるのではないのかなと、そう思っております。

今後の問題でございますけれども、話し合いで総合的な対策が示されれば、お互いが協力し、進める必要は感じております。町としての役割についても確認しながら進めてまいりたいと思っております。

議員がお尋ねの地区の漁業者の声を県に要望として届けることについては、必要があれば今までもそうなんですけれども、町の担当課より県の担当者に伝えることは今後も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） いろいろ今の課題を踏まえて、将来山、川、海の環境、そのようなものを見据えて、要は町としては取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。実際問題として、今も工事をする事により、砂などが流出した中で漁場が埋まって、漁業に大きな影響が出ている現状もございます。そのような現状も踏まえて、実際問題としては漁業者が手を挙げて話をしても、なかなか通じない部分がございます。ぜひ町の大きな力をいただいて、町民である漁業者の声を要望していただきたいと思います。そのようなことが要は1次産業の発達にもつながるし、今後の河津町の活性化につながっていくんではないかなというふうに思いますので、これは町長のほうにお願いをするんですが、そのような気持ちで取り組んでいただけるのかお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 当然皆様の要望については県にしっかり伝えたいと思っております。



その会議の中でも当然漁業者が直接訴えるということも大事だと思います。ただ、この土砂流出といいますか、この問題、大きな問題でございまして、山の問題も当然絡んできます。それから、原因が今何なのかと、そこまで特定されてないという現状もございまして。そういうことで、総合的にそれぞれ関係機関が出て、話をしていかないとこの対策についてはできていかないのかなと思っております。それから、それぞれ管理といいますか、例えば河川については土木事務所であったり、港については、下河津漁港については町であったりとか、管理のこともあるものですから、総合してやっていくことが解決につながるのではないのかなと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 本当に総合的にこれから取り組む必要があると思います。ぜひ河津川の河口の入り口についても、あそこのところ、いつも見るとごみが集積していて、結局河川のところは県の担当なんですけれども、海へ行くと、今度は町の担当になったり、何かそういうような区分けもございまして、ミズベリングのときにそこら辺も要は窓口をしっかりとした中で取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

私の質問はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問が終わりました。

14時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊昌昭君。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

平成31年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

よろしくお願ひします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、小学校の統合についてです。

2件目、小中一貫教育についてです。

3件目、河津桜切り枝についてです。

以上の3点について質問します。

町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

1件目、小学校の統合についてです。

昨年12月19日に、教育環境整備委員会から早急に統合する旨の答申を受けました。統合に向かっていくこととなります。統合の準備に向かう委員会を、河津町小学校統合準備委員会を設置し、検討していくこととなるわけですが、今後の工程について説明願ひます。どのような教育目標を持つのか。付記事項にもあります、どこに開校するのか。校舎などのハード面はどのようにするのか。検討すべき事項は多数あると思いますが、これらを一括して検討するのでしょうか。

また、前回の質問で、回答は「統合を検討するとなれば長期間が必要になる」という回答を得ました。既に準備委員会の人選は進んでいると思いますが、単年度で結論を出すことは難しいと思います。PTA役員や地区の代表者など、年度で任期が終わってしまう役職の方もいると思いますので、結論が出るまでの間、引き続き責任を持って参加していただける方に依頼していただきたい。それらを考慮しての委員の委嘱ができたかどうか、この2点について回答をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問、小学校統合について、答申を受けて今後の統合に向けての工程について、また準備委員会の構成についてを答弁いたします。

ご存じのように、12月19日に河津町学校教育環境整備委員会より、将来を担う子供たちのための小学校のあり方について答申をいただきました。19人の委員の皆様には、お忙しい中、

計7回の会議で、保護者や町民の要望を勘案してなど、慎重な上にも活発なご審議をいただき、答申をいただいたものと思っております。

内容については、基本的には小学校の再編整備を早急に新しく建設して統合する方向が示されました。予想以上に少子化が進み、未来の小学校を町民が一体となって模索し、新たな教育環境を創造していく時期が来ているとも答申書では述べられ、また河津町の未来を託す子供たちの教育環境に配慮する中で、町民が一緒になって新たな河津の統合小学校をつくっていくべきであるとの統合の思いも述べられ、まさしくそのとおりであると思えます。

また、付記事項には留意すべき点4点が述べられておりまして、これから計画を進めていく上での課題であると考えております。

今後は教育委員会と進め方を検討し、答申書にあるように、できるだけ早い時期に次のステップに進み、町民の皆様とともに具体的な検討を進めることを考えたいと思っております。

なお、工程につきましては後ほど教育長より答弁させます。

2点目の統合準備委員会の構成についてでございます。

河津町立小学校統合準備委員会、これ仮称でございますが、設置をしましまして、今後の検討を進めるべく教育委員による会議、また私も入った総合教育会議で、基本的な諮問内容と委員会規則内容について確認をされております。

議員お尋ねの、例えば区長等が統合の検討期間に在職期間が終わり、委員が変わることについては、継続して意見集約ができるか、方法等今後事務局の中で検討しております。なお、諮問につきましては、環境整備委員会の答申に沿って、3校を1校に統合するための具体的な内容検討を教育長から諮問する予定であります。答申については、先行事項とその他の内容の2段階でお願いをして、できるだけ早い時期の取り組みができるようお願いしたいと考えております。

なお、この委員会の構成等につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 統合に向けた今後の工程についてのご質問にお答えをしたいと思います。

今、町長からの答弁にもありましたけれども、昨年12月に環境整備委員会より答申をいただきました。答申の結論は、早急に学校を建設し、3校を1校に統合されたいということでした。答申を受けて、教育委員会でこれまでに取り組んできたこと、それからこれから取り

組もうとしていることについて説明をしたいと思います。

これまで答申を受けて、2つの取り組みを実施してきました。

1つは、定例教育委員会において、答申の内容を教育委員の方々に論議をしていただきました。その結果、答申に沿って進めていったらどうかという意見をいただいております。また、2月の定例教育委員会、その後の町長も交えた総合教育会議で、これからの方針の確認や再編に向けた諮問機関の設置についても協議を行いました。

2つ目は、幼稚園、保育園、3小学校のPTA役員会等で環境整備委員会から出された答申の説明会を実施しました。合計で5回実施しております。

今後は河津町立小学校統合準備委員会を設置し、新年度から統合の具体的な内容について調査研究をしていただくよう準備を進めています。統合準備委員会では、いつまでにどこへ、どのような形態で再編するのかなど、統合の骨格の内容については早期に審議をしていただけるよう諮問をしたいと考えています。また、部会を設けて、校舎の施設・設備、地域との連携、通学方法や通学補助など、さらに細部の案件について細密に検討し、随時答申をいただけるよう、計画的に進めたいと思っています。

委員会の内容については、事務局長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 統合準備委員会の構成についてお答えします。

現在、河津町立小学校統合準備委員会規則（案）を準備している最中でございます。委員は21名以内で組織し、保護者及び町民並びに小・中学校長及び学識経験を有する者の中から選出いたしたいと考えております。また、調査研究に当たりまして、アドバイザーを依頼することも考えております。アドバイザーは学校運営に関することとか、学校建設に関することとかに活用したいと考えております。なお、委員の任期につきましては、委嘱の日から答申の日までで考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） お答えありがとうございました。

今、事務局長から委員の任期については答申が終わるまでということ、早急に統合を検討していただきたいということの時間が短縮できるのではないか、このように考えます。よかったと思います。

先ほども言ったとおり、統合には多くの検討事項があり、時間がかかるわけですが、複式

学級になるのは直前に迫っています。複式学級を避けるために統合を優先するし、危険予想地域を避けた新校舎ができるまでの措置として、まず現行の小学校に統合し、その後新校舎に移転するといった方法も考えられると思いますが、そのような段階を経た統合についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

準備委員会が始まっていない現時点で、町長、教育長の意見、これを言うことは非常に難しいかとは思いますが、個人的な考えでも結構ですので、意見を聞かせていただければいいかと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、渡邊議員の段階的な統合についてどう考えるかということでございます。

議員がおっしゃるように、複式学級の可能性としては、現在の資料によりますと、東小学校が平成33年度（2021年度）に複式学級が1つ考えられます。また、その翌々年にもさらに1学級が想定されております。このような状況を踏まえたときに、早急に統合の話が進展すれば問題ないわけでございますが、今後小学校統合準備委員会で新たな用地等の方向性が示され、その後の交渉を考えたときに、段階的な統合についても一つの方法と思います。ただ、それには保護者や地域などの理解が必要であると考えております。

この後、教育長から答弁をよろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 今、複式学級と学校再編の関連についてのご質問ですが、町長の答弁のほうにもありましたけれども、教育委員会の調べでは、このままの児童数で推移をすると、2021年度には東小学校の2年生と3年生が複式学級となります。2023年度には2年生と3年生、4年生と5年生の4学年が2学級となります。そして、2025年度には完全複式で3学級となる予測が出ています。3学級の学校になると、教職員の配置数にも影響が出てきます。そうした状況を踏まえて、東小学校の教育活動に支障が生じないように、教職員、県教委、保護者等関連機関と協議しながら進めていきたいなというふうに思っています。

複式学級の回避の方策として、議員の質問にありましたように、段階的な統合は一つの案として視野に入れておきたいと思いますが、町単独で教員配置をして複式学級を解消していくなどの対応も考えることができます。いずれにしても避けることのできない事態ですので、東小学校の教育活動に支障が生じないよう、統合準備委員会等を初め、保護者及び地域の方々、教育委員などの関連機関から幅広い意見、ご提言を伺いつつ対応する必要があるとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

教育環境整備委員会の答申にもあったように、早急にということですが、現実問題として子供たちが少なくなるのはもう目前に迫っております。子供たちのためになるよう、柔軟な検討を今後も続けていただきたいと思います。

それでは2点目、小学校、中学校、小中一貫教育について質問させていただきます。

教育環境整備委員会の答申に小中一貫教育ということが付記されています。小学校の統合を検討している今こそ、義務教育のあり方と施設・設備を検討するチャンスだと思われま

す。今回第2常任委員会で小中一貫校を視察させていただく機会を得ました。小中一貫校には3つのパターンがあることがわかりました。小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている施設一体型、小学校と中学校の校舎が同一敷地または隣接する敷地に別々に設置されている施設隣接型、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている施設分離型の3形態です。沼津市では全小・中学校で一貫教育を進め、本年4月から併設型の小学校、中学校になりますし、静岡市でも平成34年度から全市一斉に静岡型小中一貫教育をスタートさせます。

準備委員会が設置されていない現段階での回答は難しいと思いますが、一貫教育について町長、教育長の考え方を説明していただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小中一貫教育についてどのように考えるかという質問にお答えします。

近隣市町での学校統合の検討案の中で、いろいろな形の統合が検討をされております。特に、賀茂地区においては児童・生徒数が減少しており、教育環境に影響を与える面からも統合の話が進んでいると思いますので、例えば議員がおっしゃるように1年から9年生までの義務教育学校ですとか、小・中学校がそれぞれの機能を持ちながら一緒の小中一貫校もありまして、この辺についても今後小学校統合準備委員会でメリットですとかデメリットも検討され、方向性が示されると思います。

なお、詳細について教育長に答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 小中一貫教育の考え方についての渡邊議員のご質問にお答えしたい  
と思います。

現況の河津町の小・中学校では、それぞれの学校が国や県、また町の方針を踏まえて特色を  
生かし、発達段階に応じた教育計画のもとで教育活動を推進しています。その中で、小学  
校から中学校への接続が滑らかに行われるよう、子供同士の交流、教職員相互の研修など、  
連携をして教育活動を進めています。そういう意味で、河津町の小学校、中学校の先生方が  
互いに情報交換や交流を行い、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育が行  
われてきていますし、今も行われています。

現在のこうした小中教育のあり方を小中連携教育と捉えています。小中一貫教育は、小中  
連携教育のうち、小学校と中学校の先生方が目指す子供像を共有して、9年間を通した教育  
課程を編成し、系統的な指導を目指す教育です。こうした義務教育9年間を見通した指導を  
実施しやすくするため、平成26年に学校教育法が改正されています。そして、小中一貫教育  
の基本形として、1人の校長のもとで1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成実施する  
9年制の学校で教育を行う形態も行えるようになりました。これを義務教育学校といいます。  
また、義務教育学校に準ずる形で、組織上独立した小学校及び中学校が9年間一貫した指導  
を行う形態が小中一貫型小中学校です。これからの教育を進めていく上で、小中一貫教育は  
検討に値する方向性だと考えられますが、施設や設備などの課題もあり、望ましい形態など  
については、今後研究を深めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 小学校が統合すれば、河津町には小学校が1校、中学校が1校という  
ことで、小学校、中学校が連絡を密にしていくことで、それぞれの目標、同じ方向を向くこ  
とで、施設分離型ではありますが、小中一貫の教育ができると思います。

今、教育長のお話の中にもありましたけれども、河津町3つの小学校と中学校が連携して  
1つの方向を向くということで連携教育という話が出ましたけれども、現在の河津町教育大  
綱が来年度で終わります。新たな教育大綱をつくっていくわけですが、現在の河津町  
教育大綱では、町の将来像を「人と地域、自然と文化“夢あふれるまち 河津”」、基本理  
念として「豊かな心身を育むまちづくり」としています。新たな教育大綱、これがころころ  
変わってはいけないんですけれども、新たな教育大綱を核にして、中学校の学校目標、さら  
には統合する前とはいえ、各3つの小学校の特性を生かしながら学校目標を組み立てていく

ことで、施設分離型ではありますけれども、連携教育ができた河津町としての一貫教育が新河津町教育大綱のもとで始められると思いますけれども、それについてどのようにお考えでしょうか。お聞きします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 教育目標の一貫についてでございます。

町の教育目標の一貫性につきましては、教育大綱の中で具体的に示されておりまして、その方針に向かって進めていくこととなります。毎年達成度の検証を行っております。なお、議員がおっしゃるように、31年度は現在の大綱の最終年度でありまして、翌年度からの見直しの年となりますので、今後教育委員や町とも協議を重ねて、河津の教育方針を定めていきたいと考えております。

なお、詳細については教員長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） ご質問のありました教育目標の一貫についてお答えをしたいと思います。

平成27年度に作成された河津町教育大綱も、来年度で最終年度を迎えることとなります。教育大綱では、基本理念に「豊かな心身を育むまちづくり」を掲げています。また、学校教育の理念に「確かな学力 豊かな心 健やかな心身を育む学校教育の充実」をうたっています。これは、言いかえると安全・安心な教育環境の中で、児童・生徒の知・徳・体それぞれの調和のとれた成長、発達を保障し、学び合い、高め合いながら夢や志を持つことのできる学校の創造の希求ということができるといふふうに考えています。

それぞれの学校の学校教育目標をちなみに紹介させていただきますと、南小学校が「響き合い 心ゆたかで たくましい子」、西小学校は「ひのきのように のびる子 かしこく やさしく たくましく」、東小学校は「美しい夢を育てる段間の子 進んで学ぶ子 進んで行動する子 進んで鍛える子」、河津中学校は「自立 共生 志 高め合う 認め合う 鍛え合う」となっています。言葉は違っていますが、これらは「確かな学力 豊かな心 健やかな心身」という教育大綱の基本理念に収れんされているように捉えています。そうした意味で、目指す目標がそれぞれの学校で共有され、小中とも同一の方向に向かって教育活動が進められているといふふうに考えております。

ただ、小中9年間を見据えた教育課程の教育を核に進める真の意味での小中一貫となると、難しい面もあると考えております。小中連携のパイプを太くしつつ、共有の部分を広く密接



にしていくことを継続していきたいな、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

今、教育長の説明にもございましたけれども、「確かな学力 豊かな心 健やかな体を育む学校教育の充実」これが基本目標となっておりますが、あとは3小学校並びに中学校が連携してこれらの連絡を密にすることで、さらに河津町らしい連携教育、これが完成していくのではないのでしょうか。よろしく申し上げます。

このように小学校が統合されれば、今後幼稚園、小学校、中学校が町立では1つずつとなります。答申の付記事項にもある子育て支援に関係する施設との関連を考慮し、認定こども園から中学校までの一貫教育が可能となります。海あり山ありの特色ある河津町らしい教育を築くため、このような方針についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 一貫教育としての幼稚園との関係についてお答えします。

町の子供の教育に関しては、義務教育とそれ以前の幼児教育があるわけですが、当然連携して取り組まなければならないと考えております。近年特に、小学校に上がる前の幼児教育の重要性が求められておりまして、現在伊豆地域で独自の幼児教育アドバイザーを確保し、賀茂地区内各幼稚園や保育園などの現状把握や、先生方の指導、研修に当たっております。幼児の親の育て方や施設での対応が将来の義務教育課程での教育に大きく影響することから、今後も連携を保ちながら推進していくことが大事であると考えております。

なお、詳細については教育長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 河津らしい一貫教育としての幼稚園の関係はということでご質問をいただきました。

今、町長の答弁にもありましたように、幼児部の教育については、近年その重要性が指摘されるようになりました。教育制度として、幼稚園、小学校、中学校と段階を踏みますが、人間の成長・発達には連続をしています。1人ひとりの発達にも個人差があります。幼児期はとりわけ違いが大きいというふうに考えています。個々の発達の違いを考慮しないで、学校のシステムにはめ込もうとするとところにギャップが生じ、不適応につながるケースもあるように考えています。そうした背景を考慮して、幼児期の教育と小学校の教育とを円滑に結ぶ

ために、幼稚園や保育園などの横のつながり、及び小学校との接続のあり方、接続期のカリキュラムなどについて調査研究し、幼小接続期の質の向上のため、平成29年度より国の委託事業として幼児教育アドバイザーによる幼・保・小への訪問指導が始まっています。平成31年度も引き続き賀茂地区1市5町の共同設置事業として、幼児教育アドバイザーによる訪問指導を継続し、幼児教育の充実と、小学校との滑らかな接続を図るよう推進していきます。

また、平成30年度より町の校長会に幼稚園長も参加し、幼稚園、小学校、中学校の状況について、毎月1度話し合いを進めております。来年度は幼小接続カリキュラムの活用と検証も校長会の議題の柱の一つにして研究を進めながら、教育大綱に掲げた学校教育の重点の具現化につなげていきたいというふうに考えています。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） ご回答ありがとうございます。

機会ごとに小学校、幼稚園、中学校、これら3つの学校、園が連携をとるということで、河津らしい教育、これができやすくなってくるのではないか、このように考えます。今、教育長から月に1度の校長会でそのような連絡会があるよということをお聞きしましたけれども、このようないい会合があるのであれば、さらにそれらを続けていただいて、さらにネットワークを、連携を強めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3件目の河津桜切り枝について質問させていただきます。

河津桜切り枝の販売計画が昨年度より始まり、本年度試験出荷、販売が行われました。遊休農地が増加する中、農地を農地として守り、販売による収益があり、景観がよく、河津桜発祥の地である河津町にしかできない、これは非常によい計画だなと思います。

本年、初年度の出荷が終了しました。販売の結果、市場の反応について回答願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜切り枝について、初年度の販売状況についてお答えします。

河津桜は先ほど議員がおっしゃったように、河津桜の発祥の地としてそのブランド力もあり、聞くところによりますと、既に他県から市場に出荷されているということもありまして、昨年からは耕作放棄地対策や新たな農産物の商品化による産業の振興を目的に、県や農協、農業団体などと研究機関を立ち上げて推進しているところでございます。

昨年12月より促成の開花技術による試験出荷を1月まで行いました。

これについては後ほど担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 販売の結果及び市場の反応についてということでございます。

河津桜切り枝の試験出荷の状況についてでございます。長さ1メートル程度の河津桜の切り枝をJ A伊豆太陽さんの協力をいただきまして、東日本板橋花き市場へ4回ほど出荷をさせていただきました。1回目は昨年12月23日に80本、2回目はことし1月10日に140本、3回目は1月15日に90本、4回目は1月20日に110本を出荷しました。諸費用の控除後の出荷値といたしますか、これにつきましては昨年度12月分については1本当たり200円程度、今年度1月分については130円前後ということでございました。出荷した本数は全体でも420本ということで、まとまっていないために当初の見込みより安価であったというのが感想でございます。

市場関係者からの評価といたしますか、これにつきましては河津桜発祥の地のブランドとして期待するというような評価を受けたということを経験としていただいております。

出荷の時期については、年末、あるいは成人式前などの消費者が大変需要が大きくなるというようなこの時期を狙って出荷をするということもいいじゃないかというような意見も、市場の意見あるいは研究会での意見で出たというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 当初より150円前後で売られるのではないかと、このような意見もございましたけれども、12月年内のうちには200円ぐらいの値段がついたということで、計画どおりなのかと、このように思います。これが、量が確立していくことが今後の販売につながるのかな、このよう思いますけれども、新聞報道も何度かされている上に、広報かわづ、これにも掲載しておりますし、回覧板での広報、これもなされています。これについて私のところにもこれどうなっているのということを聞かれる方がいらっしゃいますけれども、町民の反応はどのような状況か。また、これについて企画調整の係にどのような問い合わせがあるか、これについてご説明願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町民の反応等につきましてでございますけれども、議員がおっしゃるように報道関係の取材ですとか町民対応について、いろいろ広報等で回覧をしたりいろいろ行ったわけでございますけれども、その反応について担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 報道等の反応ということでございます。

昨年3月の今回の研究会の立ち上げから、新聞等でよく報道をしていただいておりますところでございます。広報かわづのこし2月号でも切り枝については掲載をさせていただいたところがございます。

また、町民の皆様によく知っていただくということで、町内へ各戸配布の回覧によりまして、町民の皆様に参加を、木を植えていただく話、それと既存の枝を持っている方はその中で参加をしていただくとか、そういうようなことでいろいろな項目を設けて参加の募集をさせていただいたところがございます。その中で、特に各戸配布した河津桜切り枝の生産に取り組む方を募集するというような回覧でございます。既に枝を切れる河津桜を、もともと植えてあった桜になるわけですけれども、そういう桜を所有されている方を対象とした方について、数名の方がうちの持っている枝はどうだろうかということで確認をしてほしいというようなお話もありまして、職員が行かせてもらって確認をさせてもらっております。

また、切り枝生産の切り札ともいえる省力化のための方法として、河津桜のジョイント仕立てというものがございます。1月の下旬に役場の横にあります圃場でモデル栽培講習というものを行いました。現在はそのモデル的にジョイント仕立ての植栽をしてあるわけでございますけれども、その講習についても、ある地区から仲間で見学といいますか参加をして、一緒に作業を試験場の指導を受けながらやってみたというようなことで、こうやって少しずつだと思いますが、町民の皆様の中に浸透していつているのかなというふうには考えているところがございます。

少なからずとも、1年間終わったわけでございますけれども、2年目に向けて引き続きいろいろな情報を提供させていただきながら、普及に努めていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 今シーズンの販売は終了したわけですが、一般の方たちが、町民が思うのに、この12月に咲かせるという方向が、それが確立されているのかどうか。それから、出荷者の今後の募集方法、人数が集まらなければ大都会での販売に対応できると思いません。ある程度のロットを持たなければ話になりませんので、それらの出荷者の募集方法、それと出荷方法の確立、苗をどのように供給するのか。苗については、現在河津桜原木

がありますけれども、本当のDNA鑑定をしたところで、それが果たしてあの原木のDNAをそのまま持っているという木が果たして何本あるのか。それすら現実にはわかってないのではないのでしょうか。実生系統で始まっている河津桜では若干色が違っていたり、そのようなものがありますけれども、これぞ河津桜、直系の河津桜であるという木をふやしていかなければ、これからもその辺は難しくなっていくのではないかと思います。

また、今後これらをやってみたいということで、現在も、この前も回覧板等で広報されておりましてけれども、再度この助成の方法、方策、これについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の計画等についてお答えします。

研究会を発足していろいろ試験出荷等を行ったわけでございます。そんな中で、議員がおっしゃるように、数々の検討事項も出てきております。先ほど担当課長が申したように、いろいろな問題がございますけれども、今後は町の補助制度の活用と生産者の確保、あるいは販路拡大に向けての取り組みをしていきたいと思っております。

詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 今の質問の中でございました件につきまして、先に答弁させていただきます。

12月に咲かせられるかという技術的な部分でございますけれども、今年度の試験出荷の中では、10月の下旬から11月にとった枝から開花をさせて出荷をさせたという実績がございますので、やり方についてはいろいろまだ細かい部分はあろうかと思いますが、流れの中では十分可能であるというふうに考えているところでございます。

それと、直系の木かどうかというようなことで、遺伝子の話までお伺いはしたわけでございますけれども、基本的な考えの中では、地元の苗木屋さんから調達をしていこうと。これは地域の産業振興にもつながることでございますので、そういう考え方をまず基盤に置いた中で、少なからずとも接ぎ木でやることによって、実生からですとまた別のものになってしまうということでございますので、接ぎ木の苗があるということで、そういうものを調達していこうというような考えを持った中で、研究会の中では考えているところでございます。

今後の計画についての全般的な話でございます。昨年度3月にこの研究会を立ち上げたわけでございます。先ほども申し上げましたように、4回の研究会をこの1年間の中で開催を

して、試験出荷までいって、反省をこの前行ったという流れできております。今回初めて市場に出荷したということで、どういう方法がいいのかとかということで、単純に市場に1メートルの苗を送っただけではなくて、今後どのようなことで考えていくほうがより効率的といたしますか、切った枝を無駄なく使えるのかなというようなことをいろいろその中でも話されたわけでございます。

切り枝の出荷については、河津桜まつりの開催前に終了したわけでございます。団体、個人所有の河津桜の剪定時に発生する枝の提供を受けて開花させるための処理をして出荷をしたという流れでやっているわけでございます。ただ、出荷に結びつく規格の枝というものは、なかなか調達が難しいということで、よく出てくる枝が今回の経験の中では50センチほどの枝がたくさん出てきたと。それ以下のものも当然あるわけでございます。結果的に1本の枝を確保するために、かなりの枝を出荷できない状況になってしまうというようなことがございまして、規格とすればそのものに対しての規格外、その枝の有効活用を考えることで、それをまた商品化していったらどうかというような意見も出ております。そういうことで、無駄がなく、ほとんどの枝といたしますか、小さい枝まで活用できるようなことを、あわせて考えていく必要があるんじゃないかというようなことで、今後の研究の内容になってくるんじゃないかというふうに考えております。

このような状況から、ほとんど何らかの商品になるということを町民の皆さんにもご理解をしていただきながら、昨年10月に補助制度として設けました河津桜切り枝、河津桜新植支援事業費補助金という関係の制度を設けました。これは苗木を購入する場合とそれに伴う資材を購入する場合に、上限1,000円ですが2分の1の補助という、1本当たり補助させていただくという制度がございまして、こういう制度をさらに理解をしていただいて活用していただけたらというふうに考えているところでございます。

また、町内の苗木の生産者から苗木を提供していただきまして、これが規格品の切り枝が大変生産しやすくなるという、先ほども申し上げましたが、河津桜のジョイント仕立てというものを、伊豆農業研究センターと継続して協力をいただきながら、産地化を目指していくというふうに考えていきたいと思っております。

引き続き来シーズンも出荷をする予定で考えております。出荷先についても今回は花卉市場のほうに送ったわけですが、ほかにも新たな開拓するルート、そういうようなものが今後考えられるのであれば、そういうところにも送ってみて、いろいろな出荷方法を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 河津桜の切り枝がこれからもますます好評で販売されていくことを望みます。町の方たちも、なかなか河津桜が売れるのかというところをわかってなかったと思うんですけども、現在問題になっている遊休農地、これに桜を植えることで農地が農地として生きていく、これが私は非常にいいことだな、このように思いますので、これからもこの販売方策を検討していただいて、多くの花が町にあふれるようにしていただきたいと思います。

以上で私の質問は閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君の一般質問が終わりました。

15時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 上 村 和 正 君

○議長（土屋 貴君） 5番、上村和正君の一般質問を許します。

上村和正君。

[5番 上村和正君登壇]

○5番（上村和正君） 5番、上村和正でございます。

平成31年第1回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

私の質問は、町有施設電気料について、一般県道河津・下田線について、奨学金について、観光振興についてお伺いいたします。

それでは、町有施設電気料についてお伺いいたします。

電力の小売は、東京電力のような電力会社だけに許可された事業でありました。しかし、平成12年から規制が順次撤廃され、電気の利用者への小売事業が自由化され、従来の電力会社以外の会社も電力の小売事業に参加できるようになりました。

さて、この電力自由化で、ご家庭などへの電力の小売も従来の電力会社以外の会社が新規参加できるようになり、これによりご家庭や店舗はニーズに合った電気、少しでも安い電気を買うことができるようになっております。

そこで質問でございますけれども、平成29年度決済で結構でございますので、町有施設での各施設別電気料金100万円以上の施設と金額及び総額で年間幾らぐらいになるのかお伺いいたします。

次に、現在東京電力より電気を購入しているわけでありまして、東京電力でなければならぬ理由及びメリットがあればお伺いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の質問にお答えします。

まず、1点目の町関連施設での各電気料及び総額でございます。これについては、後ほど担当課長より答弁させます。

2つ目の東京電力でなければならぬ理由及びメリットについてでございます。

2016年4月の電力の全面自由化によりまして、電力会社については自由に選べるようになりました。自由化によりさまざまな新規参加者が電力事業に参加しており、私が聞いている範囲では、さまざまなプランと組み合わせた料金プランで、昨年当初には約450社が登場しているという話も聞いております。

新電力参加により、さまざまなメリットやデメリットが考えられます。特に料金プランにつきましては、電気料金が比較的安いことを売りにしている傾向が多く見られます。そのほかにもセットメニューであったり、ポイント還元性であったり、それぞれが特徴を出したプランが登場しております。

このような状況下の中で、町の施設については、議員がご指摘のとおり、従前と同じ東京電力と契約をしております。理由としては、自由化によりさまざまな会社と契約することができるわけですが、現状ではそれぞれの会社のプランがあり、選択によるメリット・デメリットが現状の初期段階では余り確認できない状況であります。また、公共施設の



場合には避難所となり、また災害の前線基地となりますので、万が一の災害時における電力の供給が重要でありまして、一刻も早い復旧が求められます。これらの不安材料や懸念もあり、送電線や配電線を所有している東京電力が当面は一番確実に対応できるだろうと想定をしております。新規参入会社でも万が一のときの対応も従前と変わらないとの説明があるようですが、現状ではこのような不安もあり、料金だけではなく、公的な役割が確保されるかどうかの点についても、今後検証すべき課題であると思っております。

なお、現状については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 町関連施設での各電気料金及び総額は幾らというお尋ねでございます。

町有施設の各電気料金の総額につきましては、平成29年度決算額で申し上げます。総額で4,414万3,055円となっております。施設ごとの内訳でございますが、保健福祉防災センターを含みます庁舎が966万909円、構成比で21.9%となっております。次に、学校及び幼稚園、4校1園では総額844万9,717円で19.1%、給食センターにつきましては735万7,298円で16.7%、踊り子温泉会館が577万4,679円で13.1%、河津バガテル公園につきましては487万1,796円で11%となっております。

また、2問目の東京電力でなければならない理由及びメリットでございます。こちらにつきましては、町長答弁と重複する部分もございますが、説明をさせていただきます。

現在、町では東京電力と随意契約によりまして、電力供給契約をしております。理由といたしましては、災害時等に災害対策本部機能を有します本庁舎、保健福祉防災センターや広域避難所となる各小・中学校を含め、より安定的な電力供給を確保するため、実績があり、信頼性の高い東京電力と契約をしております。災害時には新電力会社においても送電線が復旧すれば電力供給はとまらないとの説明がされておりますが、実際に災害発生時、安価な新電力会社へ変えたことで、災害時拠点施設への送電復旧に要する時間が遅延した場合には、非常に大きな影響を及ぼしかねないと考えております。新電力会社の運営状況等をもう少し注視いたしまして、信頼性が確保された段階におきまして、災害拠点施設については対応を考えたいと思います。

また、現在町では静岡県市町村振興協会の補助金を活用いたしまして、庁舎、図書館、学校施設の照明のLED化事業や省エネルギー空調設備への更新など、電力の省エネルギー化を進め、電気料金の削減に取り組んでおります。今後も光熱水費を初めといたします施設の

経常経費抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

合計で町有施設で4,415万円ということでございます。私の家でも新電力を利用しているわけでございますけれども、年間で約1割程度、いろいろプランがありますけれども安くなっております。また、今年度は7,000万円ほどかけまして、小・中学校にエアコンが設置されます。当然、電気料も上がってまいります。少しでも安い電気を買うこと、省電力、小売事業自由化について、今後も早急に調査をして、検討する考えが町にあるのかお伺いしたいと思います。

停電のときの話も、先ほど災害時の対応について、こちらにつきましては、これまでと対応は変わらないと思っております。なぜならば、国の指導により電力供給に関することは、今までどおり送電事業者である地域の電力会社が対応しております。ゆえに、新電力導入によって不利益をこうむることはないと思っております。送電線や電線、電柱などといった送電用の設備の保守管理、運用は、引き続き地域の電力会社が行っております。

また、水道料金、温泉会計の電気料、こちらにつきましても、今年間で3,500万円ほどかかっております。合計すると約8,000万円が東電に支払われているということになっております。

3月3日の日経新聞の社説にちょっと載っていた興味深い記事があったので、ちょっとご紹介させていただきます。電気の規制料金撤廃は地域事情に応じてと題するものでありました。電力小売の全面自由化が始まって、先ほど町長の答弁にもありましたように、丸3年がたちます。自由化後に契約を切りかえた消費者は、全契約者数の約2割を超えてまいりました。規制料金の撤廃ルールを議論する政府の有識者会議では、区域内に5%程度のシェアを持つ新電力会社が2社以上あることを撤廃の条件とする案が示されたというのが日経新聞の内容でありました。皆様に関心を持ち、行動することで、規制料金撤廃の話にも乗ることができると思います。

そこでお伺いいたします。災害、特に影響のない場所からでも調査すべきではないかと考えます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 新規事業者の検討についてでございます。

確かに、料金などの経費削減も一つの要素であると思います。比較的災害等の関連が薄い建物については、今後導入について多方面から検討していきたいなと思っております。ただ、近隣の市町を見ますと、新電力に切りかえて、その会社が倒産をしたというような例も聞いたことがございますので、新規参入業者についても、十分その辺を考慮した上で、どういう形で、例えば入れるにしても入札にするのかとか、いろんな多方面で検討しなければならないのかなと思っております。ただ、先ほど言いましたように、比較的災害等の関連が薄い公共建物については、今後検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） ぜひ、検討していただきたいと思います。検討結果、調査結果がいつぐらいまでに出せるのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほども申したとおり、災害拠点施設となり得る施設に関しましては、しばらく現状のまま、東京電力からの供給とさせていただきたいと思っております。その他の施設につきましては、経費削減面からも、今後所管課と検討していきたいと考えております。できるだけ早いうちにその辺の調整をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

できるだけ早いうちに検討していただけるということであります。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

一般県道河津・下田線、通称落合・縄地線の進捗状況についてお伺いいたします。

ちょうど1年前にも一般質問の中でお伺いいたしました。町内は440メートルが路線決定をしているとのことでしたが、余り進捗が見られないのですが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

次に、この事業は総額で幾らほどの事業で、現在までどの程度予算がついて執行され、次年度、平成31年度は幾らの予算がつき、今後何年で事業が終わるのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの一般県道河津・下田線について、主な内容は進捗状況と次年度予算等であるかと思っております。お答えします。

この道路は、先ほど議員がおっしゃったように、河津町縄地から下田市落合まで約3.3キロ区間の県施工による道路でございます。今後、伊豆縦貫自動車道路の河津・下田間が完成すると、東海岸の135号につながる重要な路線であると考えております。

県事業で実施しておりますが、聞いている範囲では135号から町道縄地線の交差部までの路線が決定をし、既に交差部までの土地関係者への説明会も行われ、工事の一部着手されております。進捗状況については、事業総額とこれまでの費用あるいは次年度予算等については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、進捗状況などについて、私のほうから説明させていただきます。

県事業で実施している一般県道河津・下田線は、河津町側では約440メートルの路線が決定し、工事が進められております。現在の河津町側の進捗状況につきましては、440メートルのうち施工延長約55メートルで道路築造工事が行われております。

この新設路線の事業費総額につきましては、市町境、峠区間になりますが、この1.2キロの区間を除き約56億円とのことで、現在までの予算執行額は下田市側、河津町側合わせて約29億円と聞いております。平成31年度の事業費につきましては、下田市側、河津町側合わせて約1億円と聞いております。

事業完了見込みにつきましては、市町境の区間を除き、おおむね10年後を目指しているということでした。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） あと10年はかかるという話なんですけど、県の事業でありますけれども、町としてもっと積極的に、縦貫道もできてまいります。背骨ができて、そこにできる道路として積極的に協力していくことが、来年1億しかつかなかったということでもありますけれども、早期に完成すべきと考えます。町としてよく注視をしながら、事業に積極的にこれを協力していく考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この道路の町との関連でございます。当然、本事業については県事業でありますけど、これまでも土木事務所と町で用地確保や地区説明会などについて、協力、推進しております。この事業は平成7年から始まった事業でございますけれども、今後も連携

しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） 平成7年から始まっているということで、まだまだかかりそうですね。ぜひ、積極的にどんどん進めていただきたいと思います。

この道路ができることによって、例えばトンネルができて、縄地の人たちの、例えば学生さんが下田高校とかに自転車とかで通えるような、そういう大変便利な道になるのではないかと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

学生が融資を受けられる奨学金制度についてお伺いいたします。

昨年、当町においても、河津町教育資金利子補給金交付要綱ができ、学生が融資を受けられる際、元金に対する利子分の補填を行う制度が実施されましたが、現在の利用状況及び例えば移住を検討されている方などへ向けた町のホームページなどで、告知状況がどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 奨学金について、河津町教育資金利子補給金交付の状況はということでございますのでお答えします。

平成30年度より、大学や専門学校等に進学するための教育資金を借りた方に対する利子を町が援助することにより、子供が学びやすい、また進学に対する経済的な負担を軽減する目的で制度化をいたしました。利子補給制度については、それぞれの家庭の経済状況にもよりますが、現状では想定した申し込みよりも利用者が少ない状況でございます。初年度でもあり、まだまだ認知されていない状況もあるかもしれませんが、今後も金融機関等に周知を図りたいと考えております。

なお、状況については、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） それでは、利子補給金の交付の状況についてお答えします。

現在までの問い合わせは14件ございました。そのうち5件の方が平成30年度の10月の前期分について申請され、支給されているところでございます。後期につきましては、来月の4月に申請の受け付けを行いますので、まだこれからになるかと思います。

この制度の周知につきましては、昨年5月の教育委員会だよりと、あとは6月に発行の広報かわづにより、全戸配布等を行ったところでございます。なお、制度の説明は、昨年の2月と3月に町内の金融機関、三島信用金庫河津支店、静岡銀行の河津支店、J A伊豆太陽の上河津支店と下河津支店と、あと静岡労働金庫の下田支店に説明に伺いました。今後、年度の変わる時期でもありますので、制度の周知に心がけたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） いろいろ告知されているということでもありますけれども、ちょっとこの間町のホームページを見たんですけれども、やっぱり移住する方が最初に目がいくのがホームページじゃないかなとは思っているんですけれども、そういうところにも、例えば河津町でこういう制度をやっている、要綱でありますけれども載せてみたらどうかというのでございます。もし、載せられるようであれば、ぜひ載せていただきたいと思います。

昨年11月に姉妹都市でもあります白馬村へ行政視察に行つてまいりました。地方自治において、多くの問題が共通していることを改めて実感してきたわけでございますけれども、その中で、この町でも検討してみてもというものが、今回質問させていただきます奨学金の返済免除についてであります。

これは大学などを卒業後に町に戻ってくる人には奨学金の返済免除ができるよう、企業型ふるさと納税を活用した奨学金の基金設立を検討しているものであります。企業版ふるさと納税とは、企業が自治体に寄附をすると、税負担が軽減される制度のことです。これまでも企業の自治体への寄附は損金算入という形で、寄附額の約3割に相当する額の税負担が軽減されていましたが、企業版ふるさと納税の登場によって、新たに寄附額の3割が控除され、合わせて税負担の軽減効果が2倍の6割になったのがポイントであります。例えば、企業が1,000万円の寄附をすると、実質負担額は約400万円がいいこととなります。また、寄附額の下限が10万円からとなっており、企業側から見て利用しやすい制度となっております。これにより、企業は積極的に社会貢献活動に取り組むことができるようになりました。

そこでお伺いたします。当町においても、企業型ふるさと納税を活用した奨学金の基金を検討し、この奨学金基金による返済免除を検討してみる考えがあるのか、町の見解をお伺いたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの企業版ふるさと納税を活用した奨学金の基金設立について

でございます。

企業版のふるさと納税については、県内でも幾つかの自治体で行われております。この制度は、一般的なふるさと納税と幾分違う点がございます。主な点は、自治体が地方創生プロジェクトを実施し、事業費が確定した後に行うこと。地方公共団体は、確定した事業費の範囲内で企業から寄附を受け取ることができるようになります。寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されております。

議員がお尋ねの奨学金基金設立については、このような制度の中で可能なのか、また寄附が集まることが想定されるのか。いずれにしましても、町が事業を実施するかどうか、財源をどのような方法で確保するのがよいのかを考えたときに、現状の制度の中では私は難しいと考えております。しかし、制度が有効に活用できるのであれば、検討に値すると思われま。議員ご質問の中で、姉妹都市白馬村は実施しているとのことですから、その内容については参考のために照会をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） ぜひ、白馬村の内容も見ていただきまして、難しいとは思いますが、ぜひ検討していただきたいと思っております。やはり、教育資金に一番お金がかかるのは高校を卒業した後、一番お金がかかってくると思っております。ぜひ、検討していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。

観光振興についてお伺いいたします。

現在、町では人口減少と地域経済の縮小の克服を目指し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を、平成25年から5年かけて、PDCAサイクルを駆使しながら、4,000万円ほどかけて取り組んでおります。

そして、平成31年度、ことしが最後の年であり、成果が問われる年でもあります。この河津町総合戦略は、多岐にわたり目標を立てておりますので、今回は基本目標1にあります「町内における安定した雇用を創出する」にある観光産業の活性化と雇用確保についてお伺いいたします。

こちらの基本方針につきましては、内容が事細かに示されております。本文には、観光は本町の基幹産業であり、所得や雇用において大きな役割を果たしていることから、町が一体となった戦略的な観光地づくりを推進する。地域の特色を生かし、地域の魅力をプロデュー

スする着地型観光の体制を構築し、町の魅力を高める観光資源の商品化や、受け入れ態勢の充実に取り組んでいくと記載がございます。

具体的な施策といたしまして、着地型観光の推進、自然や温泉等観光商品・サービスの充実、広域観光の推進があります。これらの観光振興関係の施策、この中にあります主な事業の内容及び進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標1における観光産業の活性化と雇用確保についてお答えします。

今の伊豆地区や河津町の現状を考えまして、私は先ほども答弁しましたがけれども、オール河津で、観光業者だけではない異業種の協力やボランティアの観光地づくりと、そして何よりも伊豆地区はリピーター対策、着地型観光が大事であると考えます。手始めとして、河津桜まつりで町民参加のおもてなし、町民の歓迎の気持ちを伝えようと、新たな取り組みを行ってきました。

特に、桜まつりでは1つとして出店者などの関係者ですとか、2つ目に県や町などの行政団体、そして3つ目にそこに暮らす町民、そして4つ目に訪れていただく観光客との共生と申しますか、バランスを意識したお祭りにしたいと考え、取り組みました。ことしは花の町のイメージを大事に、駅前通りのハンギングの設置。これも一部ボランティアに管理をお願いし、小・中学校や一般の人にも各種イベントをお願いし、町民の皆さんや町職員にも協力いただいていることを皆さんで情報共有していき、とにかく関係者一丸となって、安全で安心そして気持ちよい、そんなお祭りをつくり上げていきたいとの思いから実施をいたしました。

まだ、その評価は顕著には出てきておりませんが、今回の取り組みは好評との話も聞いておりますので、今後も進めていくことにより、新たな観光の形の定着により、観光客の増加を目指し、雇用拡大につなげたいと思っております。

しかし、河津桜まつりについては、開花のピーク時には交通渋滞を初め、多くの町民の皆さんに迷惑をかけた点もあり、今後も対策面など、さらに真剣に取り組む課題であると思っております。また、観光協会においても、着地型観光や誘客に努めていただけるよう、情報発信のツールとしてホームページの更新事業により、より見やすいシステムによるスマートフォンへの対応などを図るために、町としても31年度予算に補助金を計上いたしました。

以上でございます。



○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） 町長の答弁はわかります。今、河津町まち・ひと・しごと総合戦略の改訂版が昨年の3月に出了たんですけれども、この2ページにわたりまして、観光産業の活性化と雇用の確保ということで、主な事業がいろいろ書いてあるんですけれども、こういうのをやり遂げるために数値目標も出されております。この冊子をつくる前に、もう4年前になるんですけれども、4,000万円ほどかけてこの事業をやっているわけなんですけれども、この中で、例えば着地型観光の推進。主な事業として、例えば河津町観光協会の法人化、これができていると。主な事業、これができているとかできていないとかというのがもしわかれば、この進捗状況をぜひお伺いしたいと思うんですけれども、観光地域の拠点の道の駅の整備、インターチェンジの地域づくり、これはやっているとか、ふるさと案内人観光ボランティアの人材の育成、そのほかいろいろ15項目ぐらいあると思うんですけれども、この主な事業、担当課が産業振興課になっておりますけれども、こちらについて、いま一度進捗状況をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている基本目標のうち、観光産業の活性化と雇用確保の具体的施策の主要な事業の進捗状況について、主なものについてご説明いたします。今、上村議員からは幾つか出ましたけれども、重なる部分もあるかと思いますがご承知ください。

まず、着地型観光の推進として、観光協会においては既に法人化がされているところです。伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域の地域づくり計画については、現在作成中でございます。情報発信の体制構築につきましては、31年度観光協会ホームページの更新を支援していく予定であります。また、ふるさと案内人等の人材育成ですが、ふるさと案内人の活動に対し、助成を行っているところです。

次に、自然温泉等観光商品、サービスの充実について。

桜まつりの充実、切り枝販売等の河津桜のブランド力の強化については、現在実施中または検討中でございます。温泉にまつわる物語の積極的な掘り起こしとPRにつきましては、検討中でございます。広域観光の推進として、大滝遊歩道の開通、W i - F i 整備については、既に実施されているところです。

まだ、ご指摘のとおり、ほかにも事業はございますが、今重立ったもののみの状況とさせていただきます。また、今月28日にこの会議が予定されておりますので、検証等はその会議

の場で行われると思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） 検証をされて、翌年度へ新たに取り組まれることをもう4年間やってきているんだと思うんですけども、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは成果重視によるPDCAサイクルというのを実践しております。着実な事業の達成を目指すものでありまして、Pはプラン、計画であります。Dはドゥ、実施、Cはチェック、評価の部分で、これらのできなかつたもの、これについてどのような評価がなされ、PDCAのAはアクション、改善がなされ、総合戦略の推進会議の意見を踏まえて、今度あるという話ですけども、昨年までどのような意見があり、見直しと改善を図り、翌年度の取り組みに生かしていたのかお伺いいたします。

次に、この主な事業のほかに、重要業績評価指標というのが中にあるんですけども、こちらは具体的な目標を立てて達成される指標になります。6つ指標がこちらのほうにあるんですけども、達成された指標の内容と達成されていない指標、これは何があるのかお伺いいたします。また、達成されていないものにつきましては、具体的な事例をもとに、どのようにPDCAサイクルが行われたのかお伺いいたします。

そして、この基本目標であります観光入り込み客数と新規就労創出の目標値の直近の数値、こちらをお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、PDCAサイクルの取り組みについてでございます。

これについては、町において進捗状況を確認しまして、評価・検証を行いまして、各種代表者によります河津町総合戦略推進会議において報告し、審議をいただき、推進をしております。昨年8月に第1回目を行いまして、近く2回目を行う予定でございます。内容については、後ほど担当課長より答弁させます。それから、重要業績評価指標と基本目標1の数値目標についても担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） このまち・ひと・しごと創生総合戦略の冊子でございますけれども、これまでの検討の中で、いろいろな検討を年に2回、3回の委員会を開いて行っているところでございます。その検討の結果では、PDCAサイクルによりまして、できて、

中身を修正したものが、昨年度3月に皆様にお配りしたこの冊子でございます。ちょっと具体的に細かい部分につきましては、いろんなところが変わっておりますので、ここでちょっと説明をし切れないわけでございますが、上村議員がご質問をされております本旨と申しますか、基本目標1に掲げております町内における安定した雇用を創出するというような数値目標についてでございます。2つの項目が設定をされているわけでございます。

1つ目が観光入り込み客数でございます。平成26年度を基準値としまして140万人としております。目標値を160万人としているわけでございますが、平成29年度の観光入り込み客数は154万人と、徐々に増加してきているというところでございます。

2つ目に新規就労の創出数でございます。これは目標値を10人としているところでございます。この数値の把握というのは、実際のところ何がどうこうということで把握していいのかという、大変難しい部分はあるわけではございますが、幾つかの事例として申し上げますと、今年度地域おこし協力隊で3年間の任務が終了する隊員がおります。この方については、既に町民になっているわけでございますけれども、町民として引き続き鳥獣害対策等を行う予定でいるということでございます。また、移住されて、農業者としてイチゴ栽培を行っている方や、神奈川県より家族で移住され、新規就農者制度というものを利用されまして、野菜栽培を行っている方、それと地元の方でも特産林産物の苗の栽培で就農された方という方もいらっしゃいます。

こういうようなことで、町では引き続き多様な制度を活用しながら地域おこし協力隊を採用し、地域おこしを通して、地域の担い手、地域おこしのリーダーとして定住・就労に主体となって結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

また、平成30年度4月から12月にかけて、県及び市町の移住相談窓口等への相談等を利用して県外から本町への移住をしてくれた方という数字が、15名という数字が調査の結果出ております。昨年は1名だったわけでございますけれども、大変大幅に増加しているということでございます。15名の方がどういう方で、どういう就業をされたかということは、実際は把握はできていないわけでございますが、少なからず15名の方がこちらに移住をされてきたということにつきましては、何らかの形で、全員ではないにしても、就業されているというふうに考えるわけでございます。そういった考え方から申しますと、議員が趣旨として質問されております人口減少対策、こういうものに対しては、15の方が少なくともこうやって来ているというような数字も見られることから、ある一定の成果は見られているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） ただいま企画調整課長が申したのものにつきましては、入り込み客数と新規就労創出数でございます。

その次に、観光ホームページへのアクセス数とふるさと案内人の案内人数ということになるかと思えます。こちらにつきましては、29年度に当たりますが、観光ホームページのアクセス数につきましては、29年度1日当たり206件、ふるさと案内人による案内者の数ですが、29年度では805人となっております。

また、切り枝販売のための苗木植栽等につきましては、現在検討中となっております。

また、観光PRイベントの参加者数につきましては、29年度で93万9,000人で、主に桜まつり来場者となっております。

また、河津桜の管理・育成に関する関係者においては、河津桜守人などで剪定作業等に携わった方などで、平成29年度につきましては245人でございます。

また、河津町への外国人観光客数につきましては、平成29年度ですが、こちらは桜まつりの大型バスでの来場者におきましては1万6,883人となっております。しかし、全体的な数が89万人というような数が出ておりますので、実際はもっと多いのかと思えますが、数字についてはちょっと出していないところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

数値目標的には大分近い数値が出てきているのかなという気がいたします。

最後……

○議長（土屋 貴君） 3回目で質問しました。関連で答弁漏れがあれば、もしあれば結構ですけども、一応3回は質問回数をしておりますので、ご承知おきいただきたいと思えます。

○5番（上村和正君） いろいろ質問させていただきましてありがとうございました。

この数値目標はあと1年で目標値を達成しなければならないということでありましてけれども、ぜひほかにもいろいろ数値目標が出ております。ぜひ、全てが数値目標を達成されるようご検討していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村和正君の一般質問が終わりました。

一般質問の通告がありました4番、遠藤嘉規君、6番、塩田正治君、1番、大川良樹君の一般質問は、明日6日に行います。

---

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日は定刻再開とします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 6 日（水曜日）

## 平成31年河津町議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

平成31年3月6日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 同意第 1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について
- 日程第 4 同意第 2号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 同意第 5号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 同意第 6号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 同意第 7号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意第 8号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第 9号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意第12号 河津町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第 2号 河津町選挙公報発行条例の制定について
- 日程第17 議案第 3号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第 4号 河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第 5号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第 6号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第 7号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について



日程第 2 2 議案第 8 号 河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 9 号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

---

出席議員（11名）

1 番	大 川 良 樹 君	2 番	桑 原 猛 君
3 番	渡 邊 昌 昭 君	4 番	遠 藤 嘉 規 君
5 番	上 村 和 正 君	6 番	塩 田 正 治 君
7 番	仲 里 司 君	8 番	土 屋 貴 君
9 番	渡 邊 弘 君	10 番	稲 葉 静 君
11 番	宮 崎 啓 次 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	土 屋 晴 弥 君
教 育 長	鈴 木 基 君	総 務 課 長	野 口 浩 明 君
企画調整課長	後 藤 幹 樹 君	町民生活課長	飯 田 吉 光 君
健康福祉課長	川 尻 一 仁 君	産業振興課長	鳥 澤 俊 光 君
建 設 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	中 村 邦 彦 君
教育委員会 事務局 長	渡 辺 音 哉 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	土 屋 亨 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 木 村 吉 弘 書 記 鈴 木 英 光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

---

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、一般質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

4番、遠藤嘉規君、6番、塩田正治君、1番、大川良樹君。

---

◇ 遠藤嘉規君

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規君。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） おはようございます。4番、遠藤嘉規です。

それでは、平成31年第1回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、ヘルプマークについて。

2件目、子育て支援と子育て支援施設について。

3件目、新年度の防災・減災対策について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

1件目、ヘルプマークについてお伺いをいたします。

ヘルプマークというのは平成12年から東京都で始まった取り組みです。きょう、健康福祉課長よりそのヘルプマークの現物をお借りしてきました。これをバッグですとか身の回りのものにつけることによって、助けを求めているんだよというところを表示するというような代物になります。このヘルプマークの取り組みなんですけれども、静岡県内では県のホームページなどを見ても、昨年ぐらいから取り組みが始まったのかなというふうに思います。

このヘルプマークは義足ですとか人工関節ですとか、また、体の中に内部のほうの臓器とかに障害がある方、例えば血液循環系ですとか血液浄化系、呼吸、排せつ、消化、免疫、体内の重要な器官に障害がある難病の方、または妊娠初期の方ですとか、外見からぱっと見わからない、だけれども配慮や支援を必要としている方々、こういった方々が周囲の方に知らせることで支援を得やすくする、そういった趣旨でつくられたのがこちらのヘルプマークになります。

このヘルプマークをつけている方を見つけたら、例えば電車の中、バスの中といった公共交通では席を譲るであったり、もし困っている方がいたら声をかけてあげたり、災害時なんかは安全に逃げるための支援を必要としていたり、そういった配慮が必要だということになります。全国的にここ何年来で広がりつつある取り組みではあるのですが、河津町

ではまだまだこれからかなというようなところで、このヘルプマークに対する町長の所見と、町内の周知の状況、配布状況などの説明を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員のヘルプマークについての質問にお答えしたいと思います。

まず、ヘルプマークの認識はということでお尋ねだと思います。実際のところヘルプマークへの認識はございませんでした。というよりも知らなかったというほうが正しいかもしれません。議員の質問があり、私なりに少し調べてみましたが、議員の質問と重なりますが、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークということで調べてみました。

ヘルプマークの対象者は、先ほど遠藤議員も質問で申しておりますが、義足や人工関節を使用している方、あるいは内部障害や難病の方、妊娠初期の方などで、その使い方は裏面に緊急連絡先や必要な支援内容等を自由に記入してかばん等の人目につきやすいところにつけるのが一般的な使い方だそうでございます。そういうことを調べてみました。そういう中で、静岡県では遠藤議員がおっしゃるように昨年からはまったということでございますが、これからの県の推進体制を見ながら対応したいと考えますが、この制度は何よりも利用者と周囲の人が理解しなければ成立しませんので、どのようにして理解を得るように進めていくかが今後の課題であると思っております。

なお、周知状況と配布状況については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、ヘルプマークの周知状況と配布状況について説明をさせていただきます。

このヘルプマークでございますが、先ほど町長から説明があったとおり、静岡県では平成29年の4月に施行しました静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例、これに基づきまして周囲の方々がみずから進んで援助や気配りを行い、障害のある方の不便を取り除く合理的配慮の提供の徹底を図る取り組みとして、援助が必要な方への思いやりの行動を促すヘルプマークを導入したということでございます。

周知の県の取り組みでございますが、ステッカーを公共交通機関等への配布、それからポスターを作成し市町への配布、推進フォーラムの実施、ヘルプカードの作成を行っております。

す。町の周知でございますが、庁舎、それから学校、図書館等の公共施設へのポスターの掲示を行っております。

実際の配布の状況でございますが、現在このヘルプマークの配布者につきましては、町内で6名の方に配布をしております。

この周知の結果、どれだけの方がヘルプマークを知っているのかということをやっと調べてみました。県で実施しております県政インターネットモニターアンケートというのがございまして、その中で認知度をまとめてございます。ヘルプマークを知っていますかという問いに、知らないと回答した人が49.6%、見たことはあるが意味は知らないといった方が17.8%、見たことがあり意味も知っているという方が32.6%だったそうです。まだまだ認知度は上がっていないのが現状でございます。先ほど町長からの答弁のとおり、県の推進体制を見ながら今後の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 今、町長と課長より回答をいただきました。

県内では32.6%の方が知っているというようなことであつたんですけれども、正直私の身の回り、知っている方は完全にゼロでした。町長もご存じなかったところから調べていただいて、このヘルプマークの後ろに対応を記載するというようなことで説明をしていただきましたけれども、例えば、これをつけておくことで、耳の聞こえない方や何かが支援を必要としているときに、大丈夫ですかと言って声をかけても通じないというようなことが発生すると。そのときにこの後ろの面のところに文章で、筆談でお願いしますというところを書いておくことで、もし、その方に何かがあつたときに、これの裏を見ることで対応ができると、そういった使い方ができる代物になります。かなり使い方によっては多岐にわたって支援が必要だということに対して対応ができる代物なんですけれども、現状、やはり町内で知っている方、とても少ないという事実があろうかと思えます。

東京都内では、やはり一番最初に始めた自治体ということもありまして、認知度としてはもう70%以上を超えていると。かなり多くの方がこのヘルプマークというものがどういふもので、どういふふうにするかということがわかっている方が多いという現実がございます。そのような中で、河津町、観光の町であるというようなことを考えますと、例えば河津桜まつり、夏の海水浴シーズンであるとか、そういったときに都内近郊の方々というのが多く来町されるわけです。そのときにこのヘルプマークの意味というものを町民のほとんどの方が

知らないということになってしまうと、せっかくこのヘルプマークをつけている方がいたとしても無意味なものになってしまうと。逆に一人でも多くの方が知るということで、河津町はヘルプマークの認識度が高くて、安心して観光を楽しめると。そういった意味で考えると観光地の資質の向上にもなろうかというふうに思います。

今課長の説明で、町内では6名の方が既にこのヘルプマークを使っているという事だったんですけども、当然周りの人が知らなければ、その方々もつけていてもなかなか有効には効果を発揮しないという部分もあるかと思います。県内で、全体で見ても、やはり始まって間もない取り組みというところがあります。今後、積極的に認知の向上というものを図る必要があるというふうに考えますが、町の考え方を聞かせていただければと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員の質問でございます。

先ほども担当課長の答弁でアンケートによる認知度について説明をいたしました。その中で知らない、見たことがあるが意味は知らないと答えた人が約7割弱ということでございます。河津町の場合でございますけれども。そういう中で、認知度を今後向上させるためのポスターの掲示箇所をふやすなどして、周知を図っていきたくと考えております。

また、そのほかにも県の推進体制を見ながら一緒になって対応したいと、そういうように考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

県の推進体制に合わせて進捗をしていくというようなことで、いきなり認知がばっと上がっていくということもなかなか難しいところがあるかと思います。例えば、民間事業者、町内で言うとスーパーですとかコンビニ、また、商店で駅ですとか病院、そういったところにも積極的に声をかけていただいて、ポスターの掲示をお願いするであつたりとか、小学校ですとか中学校ですとか、そういった子供たちにも授業などで説明をしていただくといったような形で、教育委員会などとも連携をしていただいて、認知の向上を図ることで比較的スムーズに認知向上に向かうことができるんじゃないかならうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 遠藤議員の質問でございますけれども、先ほども述べたようにこの制度は利用者と周りの人との理解が必要でありまして、今後も先ほども申したように県と連携をとりながら、また、町内の関係機関とも連携をとりながら、認知度向上に向けていろいろな角度から対応を考えてみたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

せっかくの始まった仕組みですので、積極的にかつスピーディーに取り組んでいただくことで住みよい町になろうかと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目の質問へ移らせていただきます。

子育て支援と拠点整備についてということで質問をいたします。

新年度予算の重点項目の中に、子育て支援についての言及がございます。新規事業の見直しなどと合わせて説明をいただきたいなど。また、観光地に合った子育て支援の検討というものが必要だと思うんですけれども、一般的な子育て支援のお話を聞いていますと、どうしても土日祝祭日がお休みの方々を対象というか、重きを置いた支援であるように感じるところがございます。河津町の場合、主要産業が観光であるという部分のところを考えますと、やはり土日祝祭日ですとか盆暮れ正月、こういった時期が観光業として忙しくなると、そういったタイミングで支援を受けられる体制の整備というものが地域特性としては必要なのかなというふうに考えます。そのあたりを考慮してほしいと思うのですが、町長の所見をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 遠藤議員の子育て支援と子育て支援施設についてでございます。

遠藤議員がおっしゃるように来年度の重点テーマの一つとして、子育て、教育環境の充実強化を掲げました。その中で、子育て支援施設事業ですとか、小学校の統合事業についてはそれぞれ予算編成時に具体的な段階に至らず、答申を受けて今後実施に向けて進めるもの、あるいは具体的な検討作業に入るものなどがございまして、早期の実施を目指しまして、年度途中でも必要があれば予算化を考えたいなど、そういうふうに思っております。子ども・子育て支援施設につきましては、3月中に町の建設方針の説明会を議会、町民、子ども・子育て会議で行いまして、意見を聞いた上で予算計上をしたいと思っております。

なお、町民の説明会についてはきょうの回覧で周知を図るために、回覧で周知をしたいと

思っております。今月末に2日間ほど予定しております。また、小学校統合事業につきましては、当初予算で小学校統合準備委員会というのを検討していただくため、予算を計上させていただきます。

また、子育て関連のその他の関連事業について申し上げます。

これは昨日も申し上げましたけれども、まず、幼稚園で行っている預かり保育の関係でございますが、拡大する方向で昨年から教育委員会と協議を重ねてまいりました。その結果、次の2点について拡大することで決まりました。

1つ目は、幼稚園の3歳児からの預かり保育を今まで行っていなかったわけですが、新年度からは保護者の就労条件等もございますが、ならし保育が終了する1学期後から就労などの条件つきですが3歳児の預かり保育を始めます。

2つ目は、4歳、5歳の預かり保育につきましては、現在も預かり保育は行っておりますが、就労等の条件等を考慮して、申請による18時までの対応と夏休み等の休業日にも対応いたします。

なお、3歳児の終了時間につきましては、低年齢でもあり、16時半で従来と変わらずお願いをしたいと思います。

当初予算には預かり保育人員の2人体制を確保し、従来の費用に有資格者1人増員分を上乗せした予算を計上しました。また、放課後児童クラブにつきましては、昨日もお話をしましたが、利用者が増加する夏休み対策として、体育館横に隣接する町の住宅を改修して対応したいと考えております。

次に、議員がご質問の観光地に合った子育て支援の検討でございます。

当町においても観光地でありまして、関連業種で働いている子育て世帯の方も多いかと想像されますが、特に休日の家庭における子育て状況も違うものと思います。しかし、休日でも両親や祖父母などの保護者も仕事などで保育がままならない状況も考えられますが、現在ニーズ調査の取りまとめを行っておりますので、その結果をもとに分析をして今後の対応を考えていきたいなど、そう思っております。当面は幼稚園における平日や長期休養期間の預かり保育を充実させる方向で、教育委員会や受け入れる幼稚園とも勤務体制ですとか子供の安全面など多方面にわたり協議を重ねまして、新年度から一部拡充の方向に進んできていますので、今後もどこまで受け入れが可能なのか、職員の労働環境ですとか文科省の幼稚園教育の指導内容等を考えながら進めていきたいなど、そう思っております。

以上でございます。



○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 町長から説明をいただきました。

かなり前向きに考えていただいて、私自身子育てしている親の一人としてありがたいと思うんですけども、3歳からの預かり保育に関しては、ならし後の2学期から対応をしていただけるようになると。時間は従来どおりの16時半まで。年中、年長に関しては18時まで見ていただけるようになると。夏にも対応をしていただけるようになるということで、少しずつですけども、環境が整いつつあるのかなというふうに感じます。

観光地に合った子育て支援ということで、それに関しても検討していただけるということで、やはり、通常何でもない平時のときはパートとかアルバイトとかにも行かないけれども、繁忙期になると働きに行きたいよという方というのは、実は少なからずいるのではなかろうかというふうに思いますので、そのあたりを上手に意見を集約していただくとありがたいなというふうに思います。

支援施設の進捗についてということで、今町長からこれから検討していく部分だというようところで説明をいただいたんですけども、昨年の10月に子ども・子育て会議から町に対して子育て支援施設整備に係る答申書というものが出されております。町のホームページでも現在公開しているということで、ぜひ、多くの町民の方にも目を通していただきたいなというふうに思うんですけども、読んだ感想としてはとてもよく考えられた、しっかりと検討された答申だなというふうに感じております。この答申をもとに、子育て支援施設の整備が進んでいくのであろうというふうに思いますけれども、説明できる範囲で構いませんので、現状の進捗という部分が、もしあるようであれば説明をいただきたいと。答申の施設の内容の記載の部分ですけども、そこにどのような機能を持たせるのかというところが検討されておりました。そのどのような機能を持たせるかという部分をもとにして、これから施設の設計ですとか、そういったものが始まっていくのかなというふうに思うんですけども、設計される方というのは設計のプロであって、子育て支援のプロではないという部分があります。

よりよい使い勝手のいい施設というものを目指すとすると、その設計段階、かなり早い段階で施設の設計者とそこで働くスタッフであったりとか、そういうところで働いたことがある経験者の方だったりとか、そういった方々との間で、設計側と経験をされている側、働く方との間で意見交換の場を持つというようなことで、利用者の意見と実際そこで働くであろう方々などの意見を積極的に取り入れることで、実用的でかつ拡張性のある施設になるうか

というふうに思いますが、その設計者と施設スタッフの間での意見交換という部分はとても有効であろうと思うんですけども、町の考えを聞かせていただけたらと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの施設の進捗状況あるいは設計者との意見交換といいますが、そういう場が持てるかという話でございます。

結論から言いますと、設計者との意見の交換については具体的にちょっと検討しておりませんので、今後の課題になるかと思いますが、まず進捗状況でございますが、子ども・子育て支援施設につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、3月中に建設方針の説明を議会、町民、子ども・子育て会議で行いまして、意見を聞いた上で今後予算計上をしたいと考えております。議員お尋ねの設計者と施設スタッフとの間で意見交換をするとの考えでございますが、これにつきましては子ども・子育て会議の答申で施設運営に関し、運営協議会の設置等意見をいただいております。そういう中で、子ども・子育て会議ですとかこの運営会議の中で意見を集約して、設計に取り入れていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 進捗に関しては今月中に説明会を行うということで、ぜひ、上手にPRしていただいて、町民の多くの方に参加していただけるような説明会にしていただきたいというふうに思います。その説明会、意見交換会を経ての予算計上ということになるということで、意見交換に関しては今後の課題ということで、できれば前向きに検討していただければいいのかなというふうに思います。

例えば、施設の出入り口一つとっても、利便性を重視した出入り口というのはすごく重要であろうというふうに思うんですけども、例えば災害対応という部分を考えて、非常口というものが必ず設けられると思うんですけども、同じ非常口でもどういう災害に対応した非常口だというようなことを考えると、施設のどの向きに非常口をつくるとかというものが変わってこようかと思うんです。例えば、以前あった複合施設の計画ですと、屋上に避難をするというところにテーマが置かれていましたけれども、車椅子で避難をさせようと思ったら、外側からはすごく長いスロープをつくっていかなければならないよという話になって、そうするとある程度設計が完了した状態だと、後から緩いスロープをつけていくということができないというような話があったりとか、いろいろ見る視点によって、その施設、ここが

こうだったらいいなというのが変わってくると思うんです。例えば、トイレの数が少ないんじゃないかという意見があって、後から追加したりとか、防犯上問題があるんじゃないかというので、途中から仕切りを設けたほうがいいんじゃないかというのが、ある程度の設計が終わった段階から意見として出ていたんですけれども、一番当初からその辺をもし網羅して、意見交換ができた上で設計ができていたとすると、かなりまたそれは施設として違ったものになったのではなかろうかというふうに思うんです。なので、ぜひ、できるのであればそういった初動の段階での意見交換というものを少し考慮に入れていただきたいというふうに思います。

3点目として、人材確保と人材育成ということでちょっとお伺いしたいんですけれども、行政が施設をつくっていくというふうになったときに、どうしてもハード先行でソフトは後からというような進め方が目につくというふうに感じております。

ただ、この子育て支援施設の計画ですと、この答申の中でそもそもハードとソフトの両面において指摘がされております。かなり子育てをしている世代としては期待感が高まる場所があるんですけれども、その中で資格やノウハウを持つ人材や団体の確保、育成が必要だということで、人材育成などについても答申で指摘がされております。都市部なんかでは行政として施設はつくりたいのだけれども、そこで働く人がいないというような話をしばしば耳にします。そのような中で人材の確保、育成という部分に関してどのように現状考えておられるのか回答を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの人材確保と人材育成の関係でございます。

その前に、先ほど質問がありました設計の関係でございます。

これは先ほども答弁してございますけれども、答申の中でも運営に対する意見が重要だということは出ていると思います。そういう中で、設計についても先ほど申しましたけれども、子ども・子育て会議ですとか運営に直接携わる方たちが参加する運営会議等の中で煮詰めることはとても大事なのかなという気がします。ただ、そのタイミングとしてどの時点がいいのかというのは、今後、やはり考えていかなければならないのかなということで、検討事項としてその時期については検討させていただきます。

それから、人材確保と人材育成の関係でございますが、確かにその施設ができて、先ほど言ったようにそこで働くスタッフの役割が重要であると考えております。特に今回の子育て支援の施設の中には一時預かり保育の施設が想定されております。そういう中でも、一時

預かりの場合ですと有資格者のスタッフが最低でも2名程度必要かなと考えております。今後答申でも指摘されているように運営について、先ほども申しましたが建設段階からいろいろ協議を重ねて、何よりも使いやすい、そして町民が行きやすい、そして子供たちが伸び伸びと安全に過ごせる施設を、そんな施設を目指したいと思っております。そういう中で、今後の人材確保と育成については担当課長より詳細について答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、人材確保と人材育成ということでございますが、まず、保育士等の資格はあるが働いていない方の有資格者の掘り起こしというものをまず行いたいというふうに考えております。また、静岡県で実施の子育て支援員研修というのがございまして、そちらへの参加による人材の確保、それから人材の育成といったものを行っていききたいというふうに考えております。

この研修でございますが、子ども・子育て支援制度の多様な子育てにかかわる事業の担い手となる子育て支援員の確保を図るため、子育て支援の仕事に関心を持ち、育児経験や職業経験など、多様な経験を有する地域の人材を対象として子育て支援分野に従事するために必要な知識、それから技術等を習得するための全国共通の子育て支援員の研修でございます。このような研修の場に参加をしていただき、子育て支援員の確保、それから研修を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 町長と課長より回答をいただきました。

施設的设计段階という部分に関しては、今後運営会議で詰めていくと。意見を交換するという部分に関しては、タイミングを見て対応を考えるということで回答をいただきました。

人材確保、育成に関してということで、有資格者の掘り起こしと県の研修を使つての確保ということで回答をいただきました。ぜひ、早目早目にPRをしていただいて、有資格者の方だったり、経験が豊富な方だったりというものに対して長目のスパンで募集をかけていただいて、人材確保を検討していただけたらありがたいなと思います。

また、今現在、例えばそういう学校へ行っているような子たち、Uターンだったりとかいうような形で働く場所を確保することによって河津へ帰ってこられるというようなことがもしできるのであれば、そういった部分にも少し目を向けていただいて、検討をしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

3問目の質問で、防災減災対策について、新年度の防災減災対策についてということで質問をさせていただきます。

初めに、新年度の防災減災対策の取り組みという部分を伺う前に、平成30年度、だから去年ですよ、の取り組みまたは成果、成果はことしの9月の決算のときに成果報告があるかと思うんですけども、現状でわかる範囲で構いません。成果と、あと、平成30年度に始めて、31年度へ継続していくというような事業について説明がいただけたらと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 平成30年度の成果と継続事業ということでございます。

議員がおっしゃるように新年度の予算編成方針として、その一つとして防災減災対策を重点テーマの一つとして考えました。特に地震と津波に対しては、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、国では南海トラフ地震に連動する地震についてもその対応が検討されております。

なお、平成30年度の成果についてはまだ完成はしておりませんが、新しい防災マップの作成ですとか、あるいは同報無線の統制台の更新、あるいは地区による避難施設整備補助など、いち早い安全な避難のための事業を進めてまいりました。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、答弁させていただきます。

平成30年度の成果の一つといたしまして、防災マップを現在更新中でございます。この防災マップにつきましては河津町防災ガイドマップと称しまして、A4判サイズで差しかえや携帯可能な、持ち運びが可能なバインダーブックタイプとなっております。

掲載の内容につきましては、水害や土砂災害あるいは地震、津波等の被害想定を地図上にわかりやすく表現することをメインに防災啓発に關します各種情報、情報発信、情報取得方法等を掲載し、全戸配布を予定しているところでございます。

次に、同報無線の統制台並びにJアラート受信機の更新を実施したところでございます。これは導入から20年以上が経過し、老朽化が著しい統制台並びに消防庁からの緊急情報を即時に放送する受信機の更新を行うことで、住民や来訪者への安定した確実な情報伝達手段を確保するための施設整備を実施したところでございます。

災害用避難施設整備事業補助金につきましては、今年度につきましては見高浜地区の避難

路への手すりの設置及び梨本地区におきましては避難路の路面整備を実施中でございます。  
当該補助制度に関しましては、今後も積極的に活用していただけるよう各自主防災会にアナウンスしていきたいと考えております。

また、避難情報の発信方法を見直しました。保健福祉防災センターを新たな避難所といたしまして指定をしたところでございます。この指定によりまして素早い避難所開設体制を整えることが可能となり、住民への速やかな事前避難情報の発表ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 町長と課長より回答をいただきました。

新しい防災ガイドマップを作成していると。あと、同報無線の統制台の整備、各地区への補助金、避難情報発信のための体制の整備ということで、少しずつ着実に対応を進めてくれているなというふうなところを感じます。そのような中で、先ほど町長もおっしゃいましたが、新年度予算の編成方針の中の重点項目として、防災減災対策という部分が入ってきます。新年度の方向性としてはどのようなところに力を入れていくのか、また、新事業としてはどういったことへ取り組んでいくのか、そういったところの説明をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの新年度予算についてでございます。

新年度予算につきましては、昨年度に引き続きまして災害時の避難誘導の充実と家庭内における転倒防止策など、身近な対策を主に計上しました。津波発生時における誘導対策としましては、昨日も答弁してございますが、避難誘導看板ですとか、あるいは路面標示版設置ですとか、特に道路上の路面標示を新たに20カ所行う予定でございます。また、地区の避難路等の整備、現材料支給補助金を来年度は3カ所予定しておりまして、上限で1カ所100万円の300万円を計上してございます。また、身近な家庭における地震対策として家具等の転倒落下防止事業補助金として、防止装置などの購入費などの補助を100万円計上いたしました。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 町長答弁にもございましたように、身近な家庭における対策、自助での対策といたしまして、地震における被害からいかに身を守るかが重要と考え、地震発

生時の安全確保を目的に新年度からの運用を開始すべく、仮称でございますが、家具の固定器具助成制度の制度設計の取りまとめを現在しているところでございます。この制度によりまして、住民の皆様の一層の安全確保につながりますよう、より使いやすい制度として活用していただけるように取り組んでいるところでございます。

なお、助成制度に向けまして2月の末より庁舎の玄関風除室には家具、家電製品の転倒防止器具のサンプルを設置してございますので、ごらんをいただければと思います。

新たな事業といたしまして、災害発生時の被災地の位置情報や被災状況、映像などを災害対策本部に設置してございますモニターに瞬時に表示する災害時情報収集システム、こちらの導入を予定しております。これによりまして町内の被災状況の迅速な把握と住民への情報提供に寄与するシステムとして活用していきたいと考えているところでございます。

また、大規模地震に関連するものとして、地域防災計画の見直しを検討しております。これまで40年以上国が発表する東海地震予知型の防災対策に取り組んでまいりましたが、確度の高い地震予測は難しいとの見解から、新たな防災対策が求められております。平成31年度中に県がガイドラインを作成するのに合わせまして、当町におきましても県との連携を図りつつ準備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 町の対策として、避難誘導看板、路面表記を町内20カ所ということで、避難誘導に関しては私も議員になって何度か質問させていただいている中で、どうしても観光客の方々という部分を見ると、避難誘導は難しいところがあるかという中で、路面に表示をしてわかりやすくということで、とてもすばらしい取り組みであるなというふうに考えます。ぜひ、早目にやっていただいて、それを観光客の方々にもわかるような形で実際に訓練などもしていただいてということで、いろいろ検討していただきたいなと思います。

情報収集システムということで、ことし30年度からもう既に少しずつ手をつけていただいているところかというふうに認識をしているんですけども、ぜひ、初動の情報収集、初めの48時間というので、かなり人命にも直接かかわってくるようなところもあろうかと思えますので、情報収集システムという部分に関して、かなり重要な取り組みになろうかと思えます。周辺市町を見ても、新たにシステムをつくった上でのという取り組みは余り聞かないので、かなり進んだ取り組みであるというふうに認識しております。ぜひ、役場の職員の皆さんの中でしっかりとそういうのを共有していただいて、区の役員さんなんかとも

共有しながら進めていただけたらありがたいなと思います。

新規事業として転倒防止装置の補助事業ということで、これは昨年の、町長、この3月の予算のときの町長の方針の中でも、自助の部分で家具の転倒防止対策が大事だというようなお話を伺っておりました。幾ら町が避難誘導にかかわる部分ですとか、避難施設にかかわる部分というものを積極的に取り組んでも、実際に逃げる町民サイド、我々サイドの気持ちが自助の部分というところで追いついていかないと、なかなか効果がない。その中で、特に懸念されるというところは、やはり家具の転倒というのがものすごく怖いなというふうに私個人としては考えております。

せんだって、災害ボランティアコーディネーター連絡会のほうで各地区の行政連絡員さんをいろいろ呼んだ中で訓練して感じたんですけども、私もその訓練に参加させてもらった中で、やはり実際に地震で揺れたときに、これだけ揺れてこれだけ長くというようなものを映像として見ていただいた中で考えてもらおうと、これはさすがにうちの家の家具も倒れるぞというふうな危機感を持って話を聞いてもらったというふうに感じた部分があります。ぜひ、自助の力を向上させるという意味で、自分の命は自分で守ると、自分の家族の命は自分で守ると、そういった防災意識の向上というのはとても重要だというふうに思います。

その中で家具の固定というのが、やはり一番最初に取り組むべき最重要課題だというふうに考えています。そんな中で、町は新年度予算をつけて家具固定を推進するというところで取り組んでもらえるのはとてもありがたいというふうに考えるんですけども、例えば防災訓練ですとかそういったときに河津町、防災士さんたくさんいますので、この防災士さんを町内23地区全てに派遣をして、家具の固定の重要性といったものを説明をして回ってもらおうと、そういうような取り組みをすることで、認識の向上という部分、コストをそこまでかけずに認識の向上という部分にもつながろうかというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの自助力の向上と促しといいますか、その点についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、私は前々から特に自助の最も身近な対策として家具の転倒から自分の身を守る、あるいは家族の身を守るということがまず、一番大事だと思っております。特に夜間などについては、なかなか寝ていたりして対応が、逃げるということが、特に家具の転倒から身を守るということが難しいということがあるものですから、できればその転倒



防止の器具等によって、まず、自分の命を守っていただくと。それがまず、大事だと思っております。その上で避難という行動ができると思いますし、特に自助についてはその人が助かることによって、共助といいますか、隣近所の人を助けることもできるということで、その自助ということが大変重要なことになっております。そういうことで、身近な対策として来年度家具の固定について町民の皆さんに大いに利用していただいて、まず自分の命は自分で守るということを、まず身近なことから始めていただきたいなど、そんな思いから来年度予算化をしました。既に玄関前に風よけ室に見本的ないろいろな器具を展示してございますので、自分の家にどんな器具が合うのか、また見てもらうことも必要かなということで今展示をしてございますので、また機会があったらごらんいただきたいと思っております。

先ほど、私も言っているように議員の質問でもありますけれども、本当に自助というのは大変重要なことをごさいますして、私も機会あるごとに言っていることであります。いろんな方法が考えられますが、自分でやること、例えば外に向けては事前に地域の方々と話し合ったり、それぞれの家庭で話されたり、そして現実的に、具体的に対策を練っておくことが大事であるのかなと、そういうふうに思っております。昨年の夏の子ども議会でもそういう意見を発表されたお子様がおりましたけれども、やはり日ごろから家族で話し合っ、その対策を練っておくことが大事なのかなと思っております。

要するに、行政の言っていることですか資料などがいっぱいあるわけでごさいますけれども、そのことを自分のこととして考えられるかが一つのポイントであるのかなと思っております。行政としてあらゆる機会です知らしめることが大事でありまして、地域の自主防災組織でも自覚と啓蒙活動が大変重要であると、そういうふうに思っております。

議員提案であります防災士の関係でごさいます、河津町には防災士の方もおりますので、各種団体等に派遣をして、そういう啓蒙運動が可能であれば今後検討したいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきましてありがとうございます。

本当に自分のこととして考えるというのがすごく重要だというふうに思います。ことしも間もなく3月11日が来るわけですがけれども、多分テレビなんかでも震災時の映像ですとかそういうものがまた流れることがあるのかなと。それを自分の身に置いてという部分が重要だと思うので、ぜひ、そういうタイミングでどういう対応が必要だということ、この転倒家

具防止に関してもこういうことを町が始めたよというのを上手にアピールしていただきたいなというふうに思います。

町長の説明にもございましたが、平成31年から県のガイドラインが変わるということで、従来の地震は予知できる、東海地震の系統は予知できるという考え方で根本的につくられてきた防災対応が予知できないという、突然来るんだというていでのガイドラインに変わっていくと。かなり考え方が変わってくる中で対応が大変になるかと思うんですけども、ぜひ、早日早目に情報を集めていただいて、対応も検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君の一般質問が終わりました。

11時5分まで休憩とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 塩田正治君

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田正治君の一般質問を許します。

塩田正治君。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 皆様、こんにちは。6番、塩田正治でございます。

平成31年第1回定例会開催に当たり、一般質問の通告をさせていただきましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式にて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は、今回、4問用意させていただきました。

伊豆縦貫道の河津・下田間の進捗状況に伴う受け入れ態勢、それから、仮称でございます

けれども湯ヶ野遊歩道の整備、そして、行政改革について、最後はいつものとおり、町長の政治姿勢についてということで、4問質問させていただきたいと思っております。

冒頭、質問に入る前に、きのうの町長の施政方針につきまして、ちょっと気になるところがございましたので、一言お話をさせていただきたいなと思います。

私、岸町長になって今回で5度目の登壇となります。その間、毎回、経済対策についてお願いをしてきたつもりでおります。そんな中、きのう町長のお話しになった施政方針、きのう先輩議員もおっしゃっていましたが、投資的経費が3.8%ということで、経済のほうを見てくれないのかなと、非常に悲しい思いをして聞いておったわけでございます。

そんな中、施政方針の中でも、構造改革はもとより、財政政策をうまく組み合わせ、財政健全化へ着実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化を初めとする人づくり改革の推進、それから生産性改革等いろいろ書かれて、町内経済においては、まだまだ先行きが厳しいよというお話をされております。私は、ではどうするのかと、では、その先行きの暗い町内の経済状況をどうしていくのかということ、施政方針の中で町長にはぜひとも語っていただきたいなという思いがあり、ゆうべは本当に寝られない思いでございました。

そんなこともつながりながら、今回の一般質問に入らせていただきます。

1問目、伊豆縦貫自動車道の進捗と河津町の受け入れ態勢ということで、昨今、ちょっと聞こえてくる話では、河津・下田間のトンネル工事を初め、整備が非常に順調に進んでおると聞こえてまいります。実際問題として、町当局としては、あと河津、川合野から逆川までのあの工事区間、全面開通に、失礼、全面開通というと天城トンネルも含まれると思われまますので訂正しますが、梨本・逆川間、あの区間が全面開通するのにあと何年ぐらいかかるという認識でおられるのか。

今、先ほど言ったように、早まるとしたときに、河津町はどんな準備をしておかなければいけないのか。今のまま何もしないですよというような態勢ですと、明らかに河津町は魅力不足ということで素通りをされてしまう可能性が非常に高いと思われまます。ですから、この点についてどういったことを考えているか、当局の考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員の、伊豆縦貫道の進捗と河津町の受け入れ態勢、開通まで何年かかるかということのご質問だったと思います。

その前に、施政方針について若干質問がありましたので、お答えしたいと思っております。私の31年度の施政方針の中で、幾つかテーマを上げてつくってあるわけでございます。そ

の中でも31年度については、今後のいろいろな計画に向けての準備段階であると、そういうことで予算をつくったということで方針的にはまとめてございます。

その中で、特に私が経済対策として今後期待したいのは、河津町だけではございませんけれども、伊豆縦貫自動車道の取り組みが大変大きい課題といたしますか、活性化の要因であると思っております。この伊豆縦貫道につきましては、3つの目的があるとされております。1つは観光を中心とした産業の活性化、2つ目は救急医療施設への患者の搬送路の問題、3つ目は災害・事故発生時の迂回路、緊急輸送路の関係ということで、3つ大きな目的があるとされております。その中で、観光を中心とした産業の活性化という面では、私はやっぱり大変大きいのかなと思っております。

このたび、北道路まで完成をしまして、さらに南進に向けて、今後もこれについては取り組んでいきたいなと思っております。それには、この事業については、後ほども申し上げますけれども、国の事業ということなものですから、要望活動ですとか受け入れの問題とか、そういうのに取り組んでいきたいなと、そういうふうに思っております。

町としては、観光を特に中心とした産業を活性化することによって、この町が潤うのかなということがございますので、私はきのうも申しておりますけれども、観光業者だけではなくて、町民全体が観光に取り組むことによってリピーターをふやし、そして、この観光がさらに活性化していくのではないのかな、そういう考えのもとで、来年度予算編成を組んでおりますし、今後そんな方向で働き手をふやししながら、そして観光も充実させていくような、そういう産業の活性化を今後考えていきたいなと。

来年度はいろんな方面での準備段階ということがあるものですから、予算規模としては前年並みになりましたけれども、今後そういう方向で進んでいきたいなと、そんな思いで予算編成を行いました。

次に、開通まであと何年かかるかということでございます。

これは大変難しい問題であると思えます。現在は、議員がおっしゃるように河津・下田間の2期工事、6.8キロが河津町内で行われておりまして、主に小鍋地区の道路工事と逆川トンネル工事が進められておりまして、順調に進行していると聞いております。なお、工期の関係でございますけれども、私が聞いている範囲では、逆川トンネルの工期については、現在のところ平成33年、2021年3月と聞いております。さらに今後、河津・下田間の箕作から先の1期工事の約5.7キロについても用地買収が行われていると聞いております。

今後は、現在、環境アセスメントが行われております天城峠区間、20キロを残すのみとい

うことでございますので、この区間につきましては一日も早い計画決定がされるように、町の協力体制の確保と要望活動を進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

なお、伊豆縦貫自動車道の完成時期につきましては、現在、東駿河湾環状道路と伊豆中央道を利用した暫定の部分的供用開始を行っている状況でありまして、完成までといわれると、はっきりわからないような状況でございます。特に、河津町に関係する区間については、既にルート帯も決められておりまして、工事区間においては国の予算次第で進みぐあいが決まると思っております。聞くところによりますと、来年度予算についても、道路関係予算は前年度よりふえているという話を聞いておりますので、今後の割り振りといえますか、箇所づけが大事であると思っておりますので、それについても要望活動を進めていきたいと思っております。

そういうことで、昨年もお願いをいたしましたけれども、議員各位におかれまして、今まで同様、要望等のご協力をぜひともお願いしたいと思っております。

なお、きのうも申し上げましたけれども、天城峠区間につきましては、環境アセスメント調査と並行して、来年度、町で関係用地の地籍調査を行いまして、所有者を確定するための基礎調査を行っていくことになりまして当初予算に費用を計上しました。その後、基礎調査を行った後に、県と町と一緒にしまして、再来年以降、本格的な地籍調査事業を予定しております。

先日の天城北道路の完成式典で、出席者の挨拶の中で、完成を2030年度を目指したらというような発言もございました。まだまだ完成時期は不確定で、国の予算配分により大きく変わることが予想されますが、地元の町長として早期完成を、地域みんなが一体となることがこれから大事なのかなど、そう思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） この後に、あわせて答えてくれればいいんですけども、私が心配しているのは、早まって、要は梨本・逆川区間が開通するのが、僕がちょっと聞いてきた情報によると、あと五、六年もすればどうも開通しそうだという話が聞こえてきたものですから、そうなったときに、川横のインターで梨本からずっとおりてきて、川横のインターから下田方向に向かってみんな便利にのっかってしまうと、この河津の里においてくれなくなってしまうと。残された五、六年の間に、どれだけ魅力ある河津の里になっているかということ、当然、私の住んでいる湯ヶ野地区も含めてなんですが、魅力づくりをつくっておかなければ、

本当に素通りされてしまうよという心配を危惧しておるわけです。

昨今、あちらこちらでも言われているジオ関連についても、河津町内、ジオポイントとしてはおおむね30ポイントぐらいあると聞いておりますけれども、ジオとって、まず頭に浮かぶのは、やっぱり石廊崎を中心とした半島の先端のほうのいろんな地形の派手な変化を見たりとかというのが、やっぱり有名どころになってくるかとも思いますし、そういったことを考えると、下田方面にすっと思行かれて素通りされてしまう、これこそが一番心配される点だと思うわけで、この五、六年と言われている期間に、河津町は何をしていかなければいけないのかという認識を、やっぱり町長自身にももう少し考えていただきたいと思うわけですが、その点についてどうですか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの工期、開通が早まるとしたときに、町は何を準備しておく必要があるのかということでございます。

この区間では、現在、下田・河津2期区間で工事が行われております。議員は五、六年ということをおっしゃっておりますが、完成した場合、工区ごとに供用開始されるかは不明でございますが、町内では、川横地区（仮称）河津インターチェンジと仮称の逆川インターチェンジの2カ所が予定されております。

町では昨年より、素通りされないためにもインターチェンジ周辺の活性化対策を目的に、塩田議員もお住まいの湯ヶ野地区を初め、上地区の地区関係者を初め、日大の国際関係学部の学生の協力を得て、町歩きを含めたワークショップ、意見交換会を行いまして、インターチェンジ周辺の活性化対策について、中間報告として意見を集約してきたところでございます。これについても、もう一年、来年度もその検討した結果をまとめていきたいなと思っております。

それから、素通りされないための対策でございますが、とにかく高速道路ができると車の流れが変わりまして、素通りされて施設などが衰退している場面も、他地域で多く見られております。とにかく道路が開通したことを喜んでいるばかりではなくて、できたときにどう活用していくかが大事で、今回のインターチェンジの活性化対策検討もそのような趣旨で行っているものでございます。

まだまだ、いろいろな意見が混在している中で、方向性は決まっておりますが、このインターチェンジ周辺の地区の人たちがいろいろ話し合うことによって、今後も進めたいと思っておりますし、さらに期待もしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 前例といたしまして、かつて、ちょっと前にも話したことがあるかもしれませんが、大仁地区が、伊豆中央道、今は縦貫道の一部ですけれども、中央道が、田京地区の区間が昔の旧道の国道の部分が、縦貫道ができることによって、あそこが全くだめになってしまうんだといううわさが立ったことがあって、私の同僚の、当時八百屋をやっていた同僚が廃業したなどという経過もあります。

しかし、今あそこの通りを見ると、非常に活性化をされていて、この伊豆地区にいる家族の人たちは、沼津方面で土日に遊んで、帰り際、あの大仁地区で食事をしたりしながら、こっちに帰ってくるなどというようなことが、一つのルートの枠にはまっているという答えがあるんですね。そういったことも、今後やっぱり河津として、この地区に住んでいる、観光だけでなく、観光に類する、この地区に住む人たちこそが河津に寄って、河津を利用してくれるということになれば、より平日はもとより、今、せつかく河津の駅前が商店として、ある意味大手3社が競合して隣接してくれていることによって、ある意味、大型ショッピングモールに類するような形になって、河津に買い物客が集まってきている現状があります。

そういったこともプラス要因に考えて、今後は桜観光交流館から河津駅の間、この通りをどう活性化させるかというのが、私は今後、河津が素通りされないための、河津が生き残るための一つのキーワードになると思いますので、町長には今後この部分の研究、ぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

一言あれば。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） インターチェンジを周辺とした活性化対策、あるいは駅の北口の活性化対策でございます。

現在、インターチェンジ周辺の活性化対策につきましては、特に河津インターチェンジができるわけですので、特にこの伊豆縦貫道につきましては、高規格道路とあって、サービスエリアがない道路でございます。そういう意味で、まずインターにおりてもらうような仕組みをつくらないとだめなのかなということで、それについても、今やっている手法としては、地域の皆さんにも協力してもらうことが一番大事ではないのかなということで、今進めているわけでございます。

そういうことで、町と地域が一体となってやっていくことが、これからこのインターチェ

ンジを活性化、利用して、町が発展する起爆剤となるのかなということ、特に上地区の皆さんの協力を仰ぎながら、さらにこの計画を煮詰めていきたいなど。特に、湯ヶ野、梨本地区につきましては、資源の発掘、あるいは町民の皆さんにもう一度資源を確認をしていただくようなことも大変大事なのかなと。その上で、上地区の皆さんにはいろんな案を出していただいて、一歩を進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

とにかく、インターチェンジが2つもできるということでございますので、河津としてはこれを見過ごすことはできませんので、今後もこの2つのインターチェンジを活用したいろいろな検討を、町民の皆さんと一緒に進めていき、できれば具体化をしていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

では、関連する、結局つながるんですが、次の質問に入らせていただきます。

仮称でございます。湯ヶ野遊歩道整備ということで、前にも、これもお話ししたことがあると思うんですが、小鍋から天川といいますか、下佐ヶ野といいますか、天城生コンさんのあるところまで、小鍋の共同浴場の裏側から入りまして、天城生コンさんのところまで、実は赤線と呼ばれる、赤道が存在しております。現実問題、実際、今はどうなっているかと申せば、旧国民宿舎「かわづ」の正面のところ、ちょっと実は崩落しておりまして通れない状況にあります。しかし、ここを将来的に観光面、防災面、経済面、地域活性、地域振興、いろいろな面から有効に活用することができると思いますので、そこを遊歩道整備ということで、車1台通れるぐらいの赤線を遊歩道に整備できないだろうかというのが、私の考えなのでございますが、これは実際、赤線といいますと、所有は多分、町ということになるのかと思いますけれども、使い道によって、建設課の担当になるのか、産業振興課の担当になるのかわかりませんが、その辺のルール、建設課長、ちょっとわかれば教えてもらえますか、突然ですが。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、先に私のほうから（仮称）湯ヶ野遊歩道の整備についてお答えします。

この道路は、先ほど議員がおっしゃったように、小鍋橋の先から湯ヶ野の踊り子文学碑の上を通りまして、河津橋までの河津川右岸の傾斜地の中の中段を通る道だと思います。



整備の要望ですが、先ほどのインターチェンジの活用策とも重なるわけですが、まず、目的ですとか費用対効果、優先順位、現況把握、地元要望の把握、あるいは地区計画等の整合性など、いろいろな条件を検討しなくてはなりません。その上で、必要なら実施に向けて、さらに検討を進めていくことが必要であると思います。特にこの地区は、先ほど言いましたように、インターチェンジ周辺の活性化対策の地区としても入ってございますので、その計画との整合性の中で、方針を決めていきたいなと思っております。

なお、赤道については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 今、ご質問のあった赤道についてですが、これは道路と水路、2種類あるんですが、その他を含めて法定外公共物というおきまして、一般的には里道、赤線といったり、水路については青線と呼ばれていて、その多くが、昔から農業用の道や農業用水路として利用されてきたものであります。

このように、法定外公共物については、道路法や河川法などの管理に関する法律の準用または適用を受けないものとなっております。現在は、もともと国有財産であったんですが、町のほうに譲与されて、町のほうの管理物ということとなっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。町管理物であるということで、やはり何かしらの、将来に向けてやるということになれば、町の決断が必要になってくるということで、何で私、ここを非常に重要視するかといいますと、実は「伊豆の踊子」の舞台に出てくる道は、本来、本当はこっちだったのではないかという説もある道なんですね。ですから、ぜひとももう一度復活させるということでも、意味合いも込めてお願いしたいと。

それから、伊豆縦貫道の関連から申し上げますと、ちょうど福田家さんの上手、松永さんという家が1軒ありますけれども、そのちょっと上の段になるんですが、多少なりとも平らになっているところがあります。そこを整備してポケットパークとかにすると、実は、角度からいって多分なんですけれども、縦貫道からちょうど見える角度になると思うんですね。そこに例えば花時計だとか、ウェルカム河津の大きな花看板なり何なりを掲示するとか、今、河津川沿いの河津桜が大分古く、古くという言葉はおかしいですね。年をとってきてとっていいのかな。わからないですけども、古木化してきて、ちょっといろいろ樹木医の先生もなかなか首をかしげているなんていう状況を見ますと、新たな河津桜の名所づくりという

のにも役立つのではないかと思えるわけです。

それと、今後、小学校が統合ということも当然視野に入れた中で、西小学校を有効に利用するといったときに、その1周約2キロちょっとぐらいの遊歩道が整備されれば、観光遊歩道としても使えますし、例えば、西小学校を合宿地なんかで、大学生とかの合宿なんかに使うなんていうことになれば、温泉も活用して、トレーニングをすることができるようなコースにもなりますし、当然、小学校には体育館もあるので、そういった有効利用にもつながっていくと思われるので、非常に拡張性のある計画になってくると、私は思っていますので、これ当然、町だけの事業でやるとお金が相当かかるということで、縦貫道関連と絡めまして、国・県、こういったところと連携をして、提案をして、そういった国・県の補助金のシステムがあれば、そういったところとうまく連携して活用できれば、一つの上地区の起爆剤になっていくんだろうと思いますので、これも先ほど同様ですが、町長にぜひとも研究していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの、その道路の地域振興、あるいは観光等の効果、あるいは県や国の連携事業で取り組めないかという質問だったと思います。

先ほども申しましたが、インターチェンジ周辺の活性化対策のところでも論議される内容かと思いますが、ぜひとも地域の皆さんを交えて、この地域全体としての意見集約が可能ならば、先ほど申し上げました地域計画に取り込むことも可能であると考えております。

先ほど私が、現在、インターチェンジを周辺とした活性化の中で、もう一度資源を掘り起こすことも大事ではないのかなということで、特にこの湯ヶ野地区については、文学の里として歴史的に魅力の多いところでございます。

特に、ノーベル文学賞作家の川端康成の「伊豆の踊子」の舞台でもありまして、特に旅館、福田家さんにも貴重な資料が多くあることから、昨年8月に所有者の承諾を得まして、教育委員会でその資料について調査を行わせていただきました。予想どおり、大変貴重な資料が残っておりまして、現在、教育委員会で資料のリストをつくり、まとめさせていただきました。大変、これこそ皆さん驚くような資料も出ておりますし、宿帳を初めとして、川端先生の書いたものですか、いろんな部分が大分多く、その資料が残っております。そういうことで、この資料も含めて、今後、所有者の協力が得られれば、観光資源として大いに活用できる貴重な資料であると思っております。

そういう意味で、この資源の掘り起こしも、特に上地区全体としてもう一度、自然資源含

めてやるべきではないのかなと、そう思っております。

それから、インターチェンジ活用の活性化対策でございますが、計画が決まれば、国などの有利な補助制度があれば活用したいと、当然思っております。また、もしない場合には、観光事業としても県の補助金などを活用することも考えられます。どちらにしても、全体の計画が決まってこないと採択にならないと思いますので、やはり、このインターチェンジ周辺の活性化対策の中で、地域の皆さんと一緒に計画を詰めていくことが、まず大事なのではないのかなと。特に、湯ヶ野地区については、全体的な計画をぜひ詰めていくことが大事ではないのかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

町長、今おっしゃったとおり、地元の声、これは集約しないと進まない。私もそのとおりだと思います。

今月、湯ヶ野の地区の総会の席にも、私も出席しますので、ぜひともその席でも区民の皆さんに熱い思いを伝えたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

行政改革についてということで、非常に大きな題目になっておりますけれども、現在、河津町職員の皆さんのレベルアップ、それからスキルアップ、こういったものに対する取り組みはどんなものが行われているのか、教えていただきたい。

それから、もう一点、現在、若手職員の皆さんから、独自のいろいろな企画書みたいなものは、年間で構いませんので、どの程度上がってくるのか、教えてください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの職員のレベルアップ・スキルアップ、あるいは独自の企画書の提出についてのご質問だと思います。

職員のスキルアップの取り組みについては、主に研修事業を通して公務員として、または仕事における取り組みなど、あるいは県の事業であったり、郡の研修であったり、幅広くその職種ですとか職階によって研修を行っております。後ほど、担当課長より答弁させます。

それから、独自の企画書の提出の関係でございますけれども、若い職員による独自企画書の提出制度は特にはございません。ただ、職員の独自の研修に対する補助制度はございます。通常は、各課内での話し合いとか、あるいは仕事にかかわる提案の中で意見が出されている

と思っております。現状では制度としてありませんので、把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 職員のレベルアップ・スキルアップの取り組みについてご説明をさせていただきます。

先ほど、町長からも答弁ございましたように、職員の研修事業につきまして、説明をさせていただきます。

毎年4月に、職員研修委員会を開催しております。この委員会におきまして、職員としての基礎研修、階層別による研修、配属部署に関連する研修など、職員に適した研修を計画いたしまして実施をしているところでございます。

30年度の実績といたしましては、延べ89名の職員が参加をしているところでございます。研修項目につきましても38種別と幅広く、例に挙げますと、法務研修はもとより、コミュニケーション能力向上研修や説明力の向上研修、タイムマネジメント研修やクレーム対応研修、女性キャリアアップ研修やコンプライアンス研修、政策研修等でございます。また、専門性の高い技術研修等につきましても実施をしております、さまざまなメニューに参加をさせているところでございます。

これらの研修を通じまして、職員としての基礎知識の習得、能力向上を図るとともに、各市町職員との意見交換、情報交換によるコミュニケーション能力を身につけ、職員としてのスキルアップ、レベルアップを図っているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

町独自のも含め、レベルアップ・スキルアップは常に念頭に入れて取り組んでおられるということでございますけれども、私から一つ提案させていただきます。

よりプラスワンの、20代、30代の特に若手職員にこそ、よりレベルアップするためのプラスワンの資格を取っていただきたい。独自の個人的な時間を利用して、例えばですけれども、一見畑違いに聞こえるかもしれませんが、気象予報士ですとか、食生活アドバイザーとか、宅地建物取引士とか、調理師とか、メンタルヘルスマネジメント検定などなど、いっぱい、よく新聞なんかにも載っている資格取りませんか、ユーキャンさんなんていうのがあったりするんですけれども、そういったところで紹介されているような人気資格というのが

あります。こういったものを独自に1つないし2つとか、頑張っ取れと。今、若手職員の皆さん、大卒の子も多くて、非常に勉学的には能力が優秀な子たちが多いと思いますので、そういったことは十分可能だと私は思います。

なぜ、そのようなことを言うかといいますと、それぞれの部門で、それぞれに行政の仕事をしながらも、いろんな町民からのご意見や要望、それから県からおりてくる仕事等々、いろいろあるかと思えますけれども、町独自にプロの目線で物事を見ることができるのではないかということで、当然、県や上部団体の目線とは違った町独自のプロ目線で、その案件に対して見ることができて、より町民の皆さんにとっても、わかりやすく説明もできるだろうし、説明の裏づけにもなるだろうということで、ぜひともそういったレベルアップ・スキルアップのためのプラスワンの資格を取らせるような、できればそういったことにチャレンジすることに助成なり補助なりをしてあげて、町としても後押しをしてあげられたらなと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの資格取得の職員の関係でございます。

これは当然、自主的な研修ということで対応している面もございますので、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほど、町長から答弁がございました職員の独自研修に対する補助制度について説明をさせていただきます。

河津町職員自己啓発研修費助成要綱がございます。

目的につきましては、職員の自主的な研修、または職務と関連する資格等の取得にかかる経費に対して助成することにより、職員の自己啓発及び研さん意欲の向上を図り、もって効率的な行政運営に資することを目的としております。

対象は、係長職未満の職員を対象としております。

こちらにつきましては、平成28年度からの運用によりまして、自主的な研修及び資格取得に対しまして、延べ35名が制度を利用しております。この中には、資格取得に至った職員もいるところでございます。今後も職員には、当該制度を積極的に活用するように周知いたしまして、スキルアップ、レベルアップを図るとともに、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） もう既に制度があるということで、ありがとうございます。

これは将来的には、当然、今、職員さんのお給料のほうも能力給という人事評価制度でしたか、それによって、やはりそういったことも反映されてくる時代になってくるんだろうと思います。そうすると、若手職員もやっぱり給料を上げるためにはどうしたらということで、若手職員のモチベーションにもつながってくるだろうとも思いますので、これはもう職員のレベルが上がれば、当然、町民の皆さんの利益につながるものと私は考えますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

通告してございました町民や民間からの企画提案につきましては、ちょっと、この後の町長の政治姿勢の中で関連しますので、後ろに回させていただきます。

というわけで、行政改革についてはいろんな視点があると思います。常に、行政改革というのは行っていかなければならないことだろうと思いますので、財政改革とともに、行政改革、並行して、我々議会のほうも常に改革していかなければいけないことはありますので、常に改革の信念は忘れることなく取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

今回、町長の政治姿勢、この中で取り上げた点、オール河津の考え方について、改めてちょっと伺ってみたいなと思います。

先ほど来の町長のお話の中でも、オール河津で経済対策にも、それから何にも対応していくんだと、当然私も理解をした上でお聞きしているつもりなんですけれども、町長のお考えを町民の皆さんにお伝えするというのは、当然、広報紙やその他の方法を使ってお伝えすることはできるかと思います。

しかし、町民の皆さんの声を、当然オール河津と言うんですから、片通話の一方通行では意味がないと思うわけです。そうしたときに、町民の声を聞く、そのすべとして、町長はオール河津の町民の声をどうやって吸い上げようと、最も効率的といいますか、今考えている方法をちょっと教えてください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 政治姿勢について、特にオール河津についての考え方について申し上げます。

これは前々から、私言っておりますが、行政を進める方針として、町民参加のまちづくりと情報公開を掲げております。

特にその中で、河津町は県下の中でも人口的には少ないものですから、小さい町だけれど

も、町民の皆さんで力を合わせてこの町をつくっていかうという、決して小さい町だからだめということではなくて、小さい町だからお互いに意見も言いやすいし、集約しやすい面もあると思います。力を合わせたときには、その何十倍もの力を発揮できるものと思っております。そのためには、情報をきちんと公開し、できるだけ町から町民に情報を届ける努力をすることで、お互いが理解でき、オール河津のまちづくりに推進し、近づけるものであると思っております。

その方法として、町民の声を、要望をどうやって受けとめるか。先ほど、発信することもそうですけれども、受けとめることも大事だということを伺います。私は就任して以来、一貫して、子供から成人まで町民の声を聞く努力をしてきましたし、以前よりも行っている広聴活動としての「わたしの声」ですとか、ふれあい町長室などを含め、意見や要望などを聞く機会をふやしてきました。また、去年は地区懇談会を実施し、多くの人の意見を聞くことができましたし、31年度も続けていかうかなと思っております。

それから、町民に町の財政といいますか、事業をわかってもらいたいということで、新年度予算についても、冊子にまとめてわかりやすく町民に配付をして理解してもらったつもりでございます。

また、子供から大人までというか、お年寄りまでということでございますので、去年は新たに子ども議会を開催しまして、子供たちの意見を聞く機会も設けました。ただ、きのうも申し上げましたけれども、ふれあい町長室については、月1度の開催ということで来庁者が少ないものですから、制度を変えて、今後対応したいと思っております。

それで、実際の例として新たに行ったことの中で、去年のふれあい町長室の中で、一人の方が河津桜まつりのおもてなしのプロジェクトをやったらどうだということで提案をいただきました。その中で、今回、第29回の河津桜まつりにつきましては、その方の提案を一部参考にさせていただきました。おもてなしプロジェクトということで新たな河津桜まつりの展開を図ったと、そんな実例もございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

町長自身は、非常に間口を大きく広げて、町民の皆さんの声を受けとめるように努力をなさっているということでございます。

そうはいつでも、町長という立場で日ごろ大変お忙しい。町長に会いに行くタイミング等

も、いろいろあったりしてお会いできない。それから、一般の町民の方からすると、町長にいきなり声をかけるのはというのはやっぱりおこがましいと捉えてしまって、なかなか声がかけれないという人たちもおられます。そういったときに、それでもやっぱり町民の声は受けとめなければならないと思いますので、いずれは、そういった町民の声を受けとめる窓口というものを設置する必要がある、やはりあるのではないかなと思うわけですが、ちなみに、これまでに町民から、去年なりその前なりでもいいんですけれども、町民からの企画書・提案みたいなのがあったかどうかと、窓口等をつくる計画等がありますかということ、ちょっと1問いいですか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町民の意見をどうやって聞くかということだと思います。

広聴という部分だと思います。広く聞くということで。これについては、今、企画調整課で秘書広報係を新たに係として設けて、職員も1人ふやして、広聴部分については充実しておりますので、そちらのほうで対応できればなと思っております。

それから、町民からの提案は、いろいろ口頭でもあるわけでございますけれども、先ほど言ったように実現化したものとか、しないものもございましてけれども、これからも町民の声を大事にしながら行政運営を図っていききたいなど、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 直接、町長が、やっぱり聞くという方向で行かれるようですが、私としてはもう少し、言葉が合っているかどうか、下におろしてといいますか、やっぱり町の産業・経済を考えるような提案があったときには、当然、産業振興課、それから、町のイベント等や催し物等を思い立って町に提案をしたいみたいなきには企画調整課、こういったところに窓口を設けたりすることによって、より町民はそういった提案をしやすくなるんじゃないかなと、私思いますので、ぜひとも設けていただきたいなと思います。

窓口をつくるとしましたときに、現状のままだと、とても町民が気安く話を持っていけるような空気感がないというふうに思います。行政としての最低限のルールを守るというのは、もちろん法律、それから条例等いろいろなルールがあるので、それを守るというのは当然のことなんです、町民の皆さん、そのルールを知らない人がほとんどだと思います。そんな中、頭ごなしに「それはここの部分だめだから、だめですよ」と、ぱんと門前払いをするようなことではなくて、そういったことをすると、もうその町民は二度と、多分提案しに来



てくださったりとかということはないと思うので、そういった、要は行政のほうから壁をつくってしまうようなことは間違ってもないような体制をつくってほしいなと思うんです。

当然、職員の対応は非常に難しくなりますけれども、物事に対して、誰かがものを提案をしたときに、全てわかっている人からすると、この人が持ってきた提案のここと、ここと、ここがだめだなというのがわかったときに、もういきなり「それはだめだよ」と言うのと、その物事に対して「持ってきてくれた提案、考え方としてはいいんですけれども、今言ってくださったことのここと、ここと、この部分については、実は条例的にも法令的にもやることはできません。ですから、もう一度この部分についてはお考え直しできませんか」とかというような言い方をするとでは、優しさに雲泥の差が出てくる。

町民の皆さんも、せっかく頑張って頭ひねって持ってきた提案でも、もう二度と出すかよと思ってしまうのか、じゃ、このところをもう一度考え直して、ルールも聞いたし考え直して、もう一度考えて提出してみようかなと、提案してみようかなと、そういったようなことにもつながると思うので、非常に、町民の皆さんに対する各課の対応は難しくはなりますけれども、先ほど来のレベルアップ・スキルアップにもつながってくる話で、より接客マナーとか態度とか、説明能力とか、そういったことも加味されて、私としては、町民の皆さんに優しい町政であってほしいので、オール河津イコール優しい町政、行政をぜひとも行っていただきたいので、間違っても頭ごなしに、町民の持ってきてくれた、提案してくれた案件に対して、「それはできないよ」とかというような対応等が絶対にならないような行政運営を、町長からも、副町長からも、ぜひとも、この辺については教育ということで副町長により見守ってほしいなとも思うわけですが、今、突っぱねているのがあるとかないとか言っているわけじゃないんです。ですけれども、正直な話、そういう突っぱね方をしている職員も中にはいると聞こえてきているのが事実ですから、そういったことが今後はないように、優しい行政運営をより行っていただきたいなど、そして、町民の声をより幅広く受けとめるようなシステムをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長、一言、最後にあれば。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問ですけれども、2つあったと思います。

1つは窓口設置の関係、あるいは提案等についての対応の仕方といいますか、その2点だと思います。

まず、提案の窓口の設置の関係でございますけれども、先ほど言ったように、窓口として

は企画調整課の秘書広報係がございますので、そちらで広聴的な意見を聞くようなことを中心として、窓口を設けているつもりでございます。

特に、「わたしの声」ですとか、ホームページからも意見は集約できますので、直接私に会うということではなくても、意見を出すことはできますし、常に、私の部屋もいるときはあいておりますので、私自身も来客があった場合には、特に要望等については、私だけではなくて担当課、あるいは企画調整課の職員を立ち合わせながら、一対一で聞くのではなくてそういう中で、それが終わった後も指示ができるようなことで対応しておりますので、ぜひいろんなご意見あったら、またお寄せいただきたいなと思っております。

それから、2つ目の職員対応の件でございますけれども、私になって1年半ぐらい、1年4カ月ぐらいたつわけでございますけれども、町民の方のご意見として、変わったよという方もいたり、確かに塩田議員がおっしゃるように、一部にはそういう職員もいるかもしれませんが、私自身は、職員としては少し変わってきているのかなと、そういう思いもございます。

特に私が言っているのは、まず町民に挨拶をして、そのきっかけから始まるんだよという話はよくします。そういう中で、町民と挨拶をすることによって、その後の事務的な作業が進みやすくなるということもあると思います。

確かに、塩田議員が言ったようなことが、職員によってはあるかもしれませんが、今までどおり、私も職員には、今まで以上に挨拶、あるいは私は職員に対して優しいということじゃなくて、寄り添いなさいという言い方をしておりますけれども、そういうことで、これからも町民に接しながら、一緒にまちづくりをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 優しい、寄り添う、大変結構だと思います。

町長の人柄が、間違いなくこの1年半で職員の皆さんにも伝わって、町民の皆さんにも、その辺については十分伝わっていると思います。さらに町長自身も、また、職員の皆さん自身も、よりプラスアルファの笑顔もくっつけていただいて、レベルアップしていただいて、優しい、寄り添うオール河津の行政、今後もやっていただきたいと思います。

ちょっととりとめのない質問になってしまって、町長も答弁にちょっと今回苦勞してしまったようなら申しわけなかったんですが、以上で私の質問は終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田正治君の一般質問が終わりました。

13時まで休憩といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

大川良樹君。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

平成31年河津町議会第1回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

質問を前に、私は以前、会社員生活をさせていただき、観光バスの営業を約20年させていただいておりました。その際、会社の社訓の一節に「創意と工夫を凝らし、社業を発展させよう」という言葉がありました。ほかにもいろいろあったのですが、その言葉だけが頭の中に残り、現在において、仕事に対してもそうですが、物事に取り組む際、この言葉を思い浮かべ、行動に取り組んでおります。行政運営と企業とでは多少の相違があると思いますが、創意と工夫を凝らし、町政を発展させるような思いで取り組んでいきたい、そんな思いであります。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1 件目、ふるさと納税の現況と拡充について。

2 件目、小学校の統合について。

3 件目、今後の河津桜まつりの方向性について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目。ふるさと納税の現況と拡充についてお伺いいたします。

ふるさと納税ですが、平成20年から始まった自治体に寄附ができる公的な仕組みで、寄附をされた方は寄附したお金がその自治体の地域貢献につながり、そのお礼として自治体の特産品、名産品などを返礼品として受けることができ、なおかつ確定申告などで所得税や住民税などから還付を受けられ、寄附をした側、またされた自治体にとってもお互いにメリットのある制度です。

自治体の歳入区分では、ふるさと納税は寄附金として扱われております。平成29年度決算、主要な施策の成果を見ると、平成22年から平成26年までは年間10ないし30件前後の件数であった寄附金も、約150万円前後の寄附金だったのが、平成27年度は997件、2,640万円、平成29年度には1,184件で6,847万円と大きく伸びており、主要な施策の成果にも書かれておりますが、平成27年度から導入した返礼品制度の充実をしたということで、成果も出ているように感じます。具体的に平成27年度から現在までどのような充実を図り、金額を伸ばすことができたのか。

また、来年度予算案の寄附金を確認すると、平成30年度の予算は7,000万円で、平成31年度予算を見ると8,000万円になっており、1,000万円の増になっております。昨日、町長の施政方針にもありましたが、改めてふるさと納税の平成30年度分の見込み金額、またそれに対する30年度よりも31年度の寄附金額の歳入予算が1,000万円増額されたこと、今後、予算達成に向けた返礼品の展開、どのような情報発信をしていくのか、また新しい手法・手段を取り入れていくのかお伺いさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ふるさと納税の現況について答弁いたします。

ふるさと納税につきましては、総務省から返礼品についての指導がありまして、全国でもその対応が話題になっております。河津町の30年度の実績見込みは、直近でございますけれども6,500万円ほどで、ほぼ昨年と実績が近い数字となっております。現在の申し込みの傾向ですとか内容については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ただいまのふるさと納税の状況ということでございます。

平成30年度のふるさと納税の状況ということでございますが、町長のほうから金額等については今、答弁させてもらったところですが、ちょうど日が、きょう、6日というこ

とですので、速報値で2月末現在の状況としてお話をさせていただきますと、昨年2月末現在とを比較してでございます、寄附金額にして昨年に対して1.5%減というところで、およそ6,600万円弱の今ふるさと納税となっております。件数にしまして2.2%減ではございますが、1,113件ということとなっております。返礼品の見直しによる駆け込み需要ということで昨年はあったわけでございますけれども、平成29年とほぼ同じ程度になっているという流れで来ているというふうに思っております。近隣の町が昨年度を大きく下回っている状況の中で、本町、河津町は昨年並みというような状況になっているということでございます。

返礼品で人気の一番高いものにつきましては、海産物や海産物の加工品、または町内宿泊施設の宿泊補助券などが挙げられます。今年度、昨年の夏ごろになりますけれども、宿泊補助券について、町の観光協会のほうに積極的に対応してほしいということでご相談させていただいたところ、一生懸命対応していただきまして、1月末現在で昨年度決算が247万円の寄附金額であったわけでございますけれども、今年度は昨年度実績に対して、2月末現在でございまして、2.3倍の状況になっているということでございます。

新たな取り組みとしましては、昨年11月に開催しました河津フラワートライアスロン大会の大会への優先出場権利、これを返礼品として宿泊補助券とセットで10件ほど設けさせていただきました。これにつきましても全てご利用をさせていただいたということでございます。

このような取り組みをして、町内宿泊の促進などにも寄与させていただいているものだというふうに考えているところでございます。現在、寄附額の維持拡大を図るためには、先ほど議員のほうからもありましたように、返礼品制度の充実というようなことでやってきたわけでございます。現在、ふるさとチョイスのサイトで特産品の魅力発信をしているということでございます。

新年度、来年は1,000万円増の8,000万円という目標を立てて予算を計上させていただいているところでございますが、新年度の予算に新しいプラットフォームを導入しまして、利用する側が増加しておりますクレジットカードを持たない寄附者向けの携帯キャリア決済、あとコンビニ決済など、マルチペイメント決済という制度を充実させるということで、新たなふるさと納税をやっていただける方を開拓していこうというふうな方針で計上させていただいております。

とはいえ、ただその一方で、先ほど町長の答弁からありましたけれども、ふるさと納税制度の展望ということになります。ことしの1月24日付で総務省より平成31年度税制改正大綱

がまとめられたことによりまして、留意事項の発出がございました。来年度からは、平成31年度ですが、総務大臣がふるさと納税の取り扱いが基準に適合する自治体であるかを指定することになる見込みだということでございます。本町におきましては、これまでもふるさと納税につきましては適正に運用してきておりますので、問題はないというふうに見込んでいるところでございますけれども、大きな制度の見直しになるというようなことでございますので、注意深く情報をとっていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 課長から答弁のほうをいただきまして、適正の中で今後対応していくということで、新しい取り組みとしてプラットフォームのマルチペイということでお伺いしました。やっぱり1,000万円からの歳入の収入増というのは、かなり高いハードルだと私自身もすごく、どうやってふやすのかなというのが正直思った感覚だったものですから、そういうシステムを導入するということであるのであれば、やはり1,000万円からの費用対効果を図れるような、ぜひ施策につなげていただければと思いました。よろしく願いいたします。

私としては、例えばですけれども、前回の質問で河津バガテル公園に花狩り園やイチゴ狩り園など、体験施設の併設を質問させていただきましたが、その体験をできるまちとするために、各農家さんにご理解をいただき、実際に寄附者に河津に来てもらうような農業体験チケットをつくり、カーネーション、ワサビ、イチゴ、ブルーベリーやミカンなど、河津の特産品を収穫できるような体験型ふるさと納税を企画し、河津に来てもらうような企画、第一次産業と第三次産業を絡め、交流人口をふやすような今後ふるさと納税の展開も新しく提案の一つとしてお願いができればなと思います。

総務省のホームページを見ますと、各自治体の財政状況資料集を確認することができ、各市町の財政状況を見ることができます。その中から賀茂圏域1市5町の平成28年度の資料にはなりますが、寄附金総額を見比べると、西伊豆町が一番多く11億2,600万円で、歳入の構成比としても14.4%、続いて南伊豆町が3億9,700万円、構成比が6.7%、東伊豆町が2億6,300万円で構成比が4.8%、下田市においては2億1,100万円で1.9%、次いで河津町が6,300万円で構成比が1.5%、最後に松崎町が2,700万円で0.7%と、賀茂圏域の自治体においても三者三様で、寄附金、ふるさと納税に比重を置いている自治体、またプラスアルファくらいに捉えている自治体とあるように思います。

先ほど来、町長、課長からもありましたけれども、総務省から出された通達のように、返

礼品の還元率30%以内、地場産品の見直しがなされた状況の際、それに頼っていていいのかという声もあるかと思いますが、今までのふるさと納税の制度は範囲内で生かしつつ、例えば近隣の西伊豆町では、西伊豆の漁業を元気にしたい、稚貝・稚魚の放流事業のように、自治体が主体となり、クラウドファンディングで集めた寄附金で黒アワビの稚貝、ヒラメの稚魚などを放流し、漁獲量をふやし、とれたアワビをふるさと納税の返礼品としてお届けするような循環ストーリーをつくり、西伊豆町は寄附を募っています。当町よりも10倍近い寄附金額を集める西伊豆町のよいところを情報共有し、ただ返礼品だけを送るふるさと納税だけでなく、河津型のクラウドファンディングをつくり、河津桜切り枝事業などの事業投資ができないものか、今後の事業展開に目的を持ったふるさと納税の活用などを利用できないのかをお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの近隣市町との情報共有についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、近隣市町の平成30年度の見込み額でございますが、例えば1億2,000万円ですとか、あるいは6億5,000万円といった実績も承知をしております。特に多い市町については、海産物などの魅力ある返礼品のあるところが多いように思われます。手元にも12月末現在の各市町の実績がございますが、ちなみに河津町は前年比0.9、9割なんですけれども、近隣の市町を見てみますと、中には0.24、24%であったり、58%であったり、今まで多いところも少し減っているといえますか、12月末現在ですけれども、多分これ総務省の見直し等の関係もあったりして実績が伸びていないようなところもありますが、それでも額としては大変多くあるかと思っております。

そういう中で、お尋ねの体験型ふるさと納税、あるいは一次産業と三次産業を絡めたふるさと納税制度の事業展開でございますが、返礼品の内容については町が事業者を募集して決めておりますので、返礼品提供者、事業者がどのような内容で提案することができるかでありまして、内容によっては可能であると思っております。

いずれにしても、それぞれの市町の取り組みを参考にしながら、返礼品提供者にも協力をいただき、取り組んでいきたいと思っております。議員提案の西伊豆町の例につきましても、河津町に適応する事業があるかどうか、またその辺も含めて情報を集めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 安定したふるさと納税を河津は遂行しているということで、ご答弁いただきました。

これから少子高齢化が進む中で、人口減少が進む中で、少しでもやはり自主財源を確保していくことは必要だと思えます。やはり当局の努力一つで自主財源をふやすことができるのがふるさと納税だと思います。ぜひとも関係課を中心に創意と工夫を凝らして、ぜひ頑張りをお願いし、来年度は8,000万円の予算達成をより一層の期待とともにお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

続いて、2件目。小学校の統合についてお伺いいたします。

昨日、同僚議員と質問が重なるところが多々あるかと思いますが、私の研修で感じたことなどを踏まえ、質問をさせていただきます。

先日、私の所属している第二常任委員会で視察研修に参加をさせていただきました。この研修は、昨年12月19日、河津町学校教育環境整備委員会より答申を受け、委員会でも河津の宝である子供たちの教育・学校づくりをどうしていくのか、答申の中にもありました小中一貫教育など、義務教育のあり方、施設の検討を受け、県内でもう既に小中一貫教育を進めている沼津市立静浦小中一貫学校、浜松市立庄内学園、静岡市立梅ヶ島小中学校の3校を視察してまいりました。

静浦小中一貫学校は、平成22年に小学校3校を先行統合し、新校舎の完成した平成26年に小学校1校、中学校1校を統合し、建物一体型の新校舎は約30億円で建設し、全校生徒257名の各学年1クラス規模の学校で学校問題検討をしていく、その間には東日本大震災などもあり、学校自体が津波避難場所の拠点ともいえる建物で、屋上には子供たちはもちろん、地域の方々の防災倉庫、太陽光発電も備え、調理室も災害の際、地域の方々が使えるような建物になっており、災害が起きた際にはまず学校を目指すというような、地域の方々にとっても津波避難タワーになり得る建物でした。

庄内学園は、平成26年、庄内中学校の敷地内に新しい校舎を約15億円で建設、もとの庄内中学校校舎、体育館、プールなどを活用した学校で、小学校2校と中学校1校を統合し庄内学園となり、また中学1年生の学年から同じ地域の小学校1校の子供たちが入学してくるといふ地域の事情が絡む建物一体型で、スクールバスを学校で所有している全校生徒594名、各学年2から3クラスの学校でした。

最後に、梅ヶ島小中学校は、平成29年に施設一体型小中一貫校となり、全校生徒23名、静岡市内から60キロ離れた山合いの小さな学校で、市内の大規模校になじめない子供の受け入



れなどもし、全校生徒、先生方が一緒になり、合唱などで私たちを迎え入れていただいたのは感動でした。

また、昨日、同僚議員からもありましたが、沼津市は来年度、平成31年度に、静岡市は平成34年度に、それぞれ市内小・中学校を全校小中一貫教育としてスタートし、それぞれの地域、それぞれの学校の特色を生かした形で、現在ある建物を生かし、施設一体型、施設隣接型、施設分離型で、両市とも小中一貫教育が進められるということでした。

学校統合には、各校とも5年から6年の検討時間を要しているようで、この3校を見ても、それぞれの地域の事情に合った学校づくりをしているので、当町においても、答申の中にある早急に学校を新しく建設し、1校に統合されたいに応えるには、前回の小学校統合頓挫問題の反省、河津における複式学級などの問題を一つ一つ解決し、統合していかなければなりません。

改めてお伺いします。統合に向けた問題点、またそれに対し、どのように向き合い、進めていくのか、また河津町は中学校が1校なので小中一貫教育も進めやすいと思うのですが、町長、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、小学校の統合について、主に小中一貫校の方向性についてお答えします。

これは昨日も同じような質問があったものですからお答えしておりますが、近隣市町で学校統合の検討案の中で、いろいろな形の統合が検討されております。そういう中で来年度、河津町は、整備検討委員会でこのメリット、デメリットも検討される方向性が示されております。そういう中で、今後の方向性等につきましては教育長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 大川議員の統合の小学校は従来型の義務教育校か、またそれとも小中一貫教育校なのかという質問にお答えをしたいと思います。

昨日の渡邊議員の質問にもお答えをしているので、重なるところが多いかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

現状の河津町の小・中学校は、連携という視点で今、教育活動が進められているというお話はさせていただきました。子供同士の交流、先生方の交流、それらを踏まえて、今、進められています。こういう形で連携を中心にした小・中学校のあり方を従来型というふうに捉えています。

小中一貫校は、連携による情報交換をもとに滑らかな接続を図るだけにとどまらないで、小中学校の教員が同じ子供の成長を像として描いて、それを共有して、それに向けて指導形態、授業のやり方だとかそういうもの、またはカリキュラムを創意し、工夫・改善して9年間を見通した義務教育を進めていくことを考えている教育です。

そして、小中一貫教育の形態として義務教育学校という形態、また小中一貫校という形態、そういう形態があります。それぞれに特徴があり、教育委員会としても今後さまざまな条件を加味しながら、どのような形態で新しい小学校を構想していくのか検討を重ねていきたいと思えます。

この問題は、これから進めようとしている統合の準備委員会における重要課題の一つだというふうにも考えています。今後の工程につきましては、昨日も申し上げましたが、どこにどのように、どのような形で再編していくのか、それらを骨格にしながらか優先的に進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） やはり昨日も同僚議員から質問させていただき、私もこの研修に参加させていただき、ほぼほぼ同じような感覚で物事を捉え、河津に合った学校の形というのをすごく強く感じました。ぜひともいろいろ検討しながら、その場面、場面に合った河津に一番最適な河津らしい学校づくりをご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、その研修で梅ヶ島小中学校に行った際、先ほども申し上げましたが、全校生徒がわずか23名の学校で、先生、生徒と距離も近く、何よりも校長先生を初め先生方1人ひとりが熱い思いで教壇に立っているように、わずかながらな時間でしたが、感じる事ができました。

また、校長先生がおっしゃっていたのは、学校が地域の核になっている、学校行事、授業に対しても、地域の人たちが、あるときは先生、あるときは協力者で学校を支えているということでした。学校のキャリア教育の中で「UMEWATHA カンパニー」と名付けた模擬会社をつくり、11月に同校グラウンドで行われる「ふるさと祭り」をPRするため、生徒たちがJR静岡駅北口の地下広場でチラシを配る宣伝活動をし、ふるさと祭り当日には、地域の方々と生徒たちがつくった梅漬けやワサビ漬けなどを販売し、その収益で日ごろお世話になっている地域の方々に掛け時計をプレゼントするなど、本当に地域の学校、おらが町の

学校というようなことを感じました。

河津も小学校統合に当たり、例えば西小学校の梅、東小学校の姉妹都市交流、南小学校の河津桜など、それぞれの地域の文化、特色のある学校なので、統合し、そういうものをなくすのではなく、統合してもそれぞれを生かし、統合したことにより3倍、いやそれ以上の河津全体の地域文化を生かした郷土教育、キャリア教育ができるような学校づくりをぜひとも考えていただきたい。

また、カリキュラム編成でも視察した学校でそれぞれ違い、静浦は1年生から4年生を初志部、5年生から7年生を立志部、8、9年生を大志部とし、庄内学園は当初、統合時は4・3・2のカリキュラム編成をしていたのですが、1校、小学校が地域の事情により統合できなかったもので、現在はカリキュラムを改善し、4・2・3になっているそうです。梅ヶ島小中学校は、通常の義務教育課程の6・3のカリキュラムで、それぞれがそれぞれの事情に合ったカリキュラム編成をし、学校運営を行っております。

この先、河津町においても小学校統合、義務教育課程の9年間をどのように捉え、カリキュラム編成をし、河津の地域文化、郷土教育、キャリア教育をどのように考えていくのかお尋ねをいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の子供の地域の独自性を生かしたキャリア教育とカリキュラム編成のことについて答弁申し上げます。

昨年、学校教育環境整備委員会の会議の中でも委員から、小学校の統合についてこんなことが話されております。子供の数が減ったから仕方なく統合するんだということではなくて、要因はあるにしても、新たな統合小学校の開校に当たっては、河津らしい魅力ある小学校をつくり上げていくんだという前向きな考えで臨むべきと、そういう発言があったように、私は子供たちが自信と誇りを持って卒業できるような魅力ある学校づくりが地域からも求められていると思います。そういうことで、この今後の統合小学校については、教育委員会の教育長より答弁をさせます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 大川議員の質問にお答えをしたいと思います。

キャリア教育というのは、1人ひとりの社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育活動です。そのため、子供が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していけるように自己理解を

深めさせたり、将来に対する生き方を考えさせることを狙いとしています。したがって、キャリア教育が進学指導や就職指導だけにとどまることなく、生き方の指導として小学校の段階から発達段階に応じて行うことが大切だと考えています。

そうした点から、学校で行われる各教科の授業、特別活動、学校行事等、学校生活の全てがキャリア教育の場であり、教育活動全体を通して体系的に指導を行っていく必要があると思います。改訂された新学習指導要領においては、特別活動がキャリア教育の中核的な役割を果たすことが明確化されています。新年度に計画をしている中学校3年生の青山学院大学での学びは、キャリア教育の一環として位置づけているところです。

生き方指導という観点から、河津の子供たちにとって、よりよい特色ある教育活動が、学校の再編の有無にかかわらず、今後とも教育課程の中に生かすように進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 町長からの河津らしい学校、自信と誇りを持ってもらう、そのようなお言葉と、また教育長の言うところの生き方の指導、今、本当に子供たちを見ていると、勉強だけをしてというか、卒業してからの社会適応能力の弱い子、少しの挫折で病んでしまうような本当にメンタルのちょっと弱いような子がふえているように私も感じております。そういったものは、幼児教育から始まり、小学校、中学校での、やっぱり教育の過程が必要だと思うので、ぜひとも河津には河津に合った、おらが学校、地域の核となり得るような学校運営、学校づくりを行っていただきたいと望むところであります。

続いて、3件目です。

今後の河津桜まつりの方向性についてお伺いいたします。

私の前回定例会一般質問でも取り上げ、南中学校跡地を駐車場として利用することができたことを、私自身も駐車場のラインを引き、約100台近い台数の駐車場の確保ができ、多少なり渋滞緩和になったのかなとも感じておりますが、まだまだピーク時の土日に関しては、さらなる駐車場の確保が必要で、この先、伊豆縦貫自動車道のⅡ期工事完成を目途にパークアンドバスライドを実施できるような駐車場スペースの確保を改めてお願いしたい。

今現状も第29回河津桜まつりが行われている中、ことしがどれだけの来場者数、経済波及効果を出すかわかりませんが、改めて地域経済を牽引しているものと感じざるを得ません。

来年は30回記念大会なので、ぜひ8月くらいまでには方向性を固め、旅行会社が冬のツア

一を組む9月には情報提供ができるように、関係機関と協力調整をしていかなければいけない。

平成31年度の予算の重点課題の一つである観光地としてのグレードアップがあります。それは河津町第4次総合計画の中の62ページでも課題の一つとされており、それを私なりに確認すると、主に町民参加型のおもてなし、情報発信、訪日外国人観光客対策など書かれています。この29回大会でも、町民参加型のおもてなしとして、町内の小・中学生のスターアートや桜合唱、また情報発信の部分でも、31年度予算で観光協会のホームページのリニューアルなどをされていきますが、訪日外国人観光客に対する予算編成が見られていないように思います。特に、第4次総合計画が出された2011年当時、訪日外国人観光客数の国の目標は2,000万人とされており、2003年から国が観光立国を掲げ、順調だった訪日外国人客数も、2011年には東日本大震災が起こり、636万人と最も落ち込みました。

しかし、おとし2017年には2,869万人と、6年間で約4.6倍も日本国内における訪日外国人客数はふえており、その当時主流だった観光バスで中国の方々が一挙に押しかけ、爆買いをして帰るようなお客様から、現在はFITがふえ、自分の目的に合わせた旅行をしたいという外国人の方々がふえ、その方々に対し、どのように河津町を宣伝、認知をしてもらうのか、元祖河津桜、河津桜発祥の地として、インバウンドに対しての観光地としてのグレードアップはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の河津桜まつりの方向性ということでお答えします。

まず、来年、第30回の河津桜まつりの取り組みについてお話しします。

議員がおっしゃるように、来年は30回の記念すべき大会となります。内容については、早目のやっぱり対応が必要であるかと思っております。主体は実行委員会で取り組みますので、早目の開催をお願いして、その中で協議をしたいと思っております。

それから、今後の観光地としてのグレードアップ、インバウンド対策等の件でございます。

来年度、観光協会でホームページのリニューアルを予定しております。それについて補助金を約300万円ほど予定しております。そういう中でも、情報発信のツールとして外国人に向けても当然リニューアルされるものと思っております。

今回の第29回の河津桜まつりでも臨時職員3人を雇ったわけでございますけれども、実行委員会のほうで。その中の1人は、地区の方のご紹介で中国語ができる方を雇って、この1カ月間、観光協会の窓口で対応してもらっております。それと観光案内の中でも英語がしゃ

べれる方がいるものですから、その方をお願いをして2人が窓口に立っていただいて、そんな対応もしております。そういう中で、インバウンドが大変多くなってきているということで、そんな対応も今、始めているところでございます。

今回特に中国人の方が多かったということで、実際、中国にテレビ生中継がされた例もございます。2回ほど中国へそういう報道関係で流されたという話も聞いております。1つは生中継であったということも聞いておるものですから、確かにインバウンドの数が、日本全国もそうなんですけれども、3,000万人とか4,000万人とか言われておりますけれども、そういう中で多くふえているなということでございます。

そういうことでインバウンド対策もこれから重要であるということは承知しておりますので、今後、実行委員会あるいは観光協会とともに対策を進めていきたいなと思っております。

それから、グレードアップ、これはインバウンドも含めて、日本人も含めてそうなんですけれども、ことしの第29回の河津桜まつりについては、来年度予算編成の中でグレードアップの話をしたわけでございますけれども、29回の桜まつりの中で、そのグレードアップの一つとして町民参加のおもてなし、あるいは町民の歓迎の気持ちを伝えようということで、おもてなしの数々を実は計画しました。

1つは、観光協会あるいは実行委員会によります花のおもてなしということで、駅の北側のハンギングバスケットの飾りつけ、これについてはボランティアの方の協力もいただいております。

それから、南小5年生による「河津見どころ壁新聞」の提示、これは観光交流館2階に展示をしてございます。

あるいは、民間広報協力員による町民からの歓迎カードの配布、それから河津中学校の総合学習で、これは以前からやっていたという話を聞いておりますけれども、桜まつりボランティア活動ということで、3週にわたって河津川のほとりで道案内ですとか、写真を撮りますとか、ごみを預かりますといったことすとか、自分たちの名所を書いた絵を写真に入れてティッシュ配りをやったりとか、特に私が感動したといたしますか、農協さんのテレビでも3回ほど流されておりますけれども、中学生が学年ごとに川原で合唱を行って、その合唱をお客さんに聞いてもらうという、そんなイベントも一緒にやっております。特に、私は中学3年生の放送をテレビで見たわけなんですけれども、大変すばらしいといたしますか、涙が出そうなくらい感動したわけでございますけれども、特に最後で、当然、歌もすばらしかったんですけれども、閉会の挨拶の中で、それぞれ日本語、英語、中国語、韓国語で子供たちがお礼

の挨拶といたしますか、それをしたことも大変すばらしいことだなど、多分、お客さんにも通じたんじゃないのかなと、そんなことも思っております。

そのほかにも教育委員会では、各お店にお願いをして絵画の展示をしてもらったりということで、そんなことでグレードアップの一助かもしれませんけれども、少しずつこのお祭りも魅力あるものになっていくのかなと思っております。

それから、きょうの回覧で配ってございますけれども、今月号の広報かわづでございます。これ、一番表は、広報協力員の特集ということで、おもてなしカードのことでございます。これは全てボランティアの活動等が紹介されておりますので、こういうこともやりながら、今後の観光づくりの一助としたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） すみません。

本当に今、町長のおっしゃるところの思いが、本当に町民1人ひとりが、子供たちを含め、同じ方向に向くのが一番すばらしいスタイルだと思えます。日本人はもとより、やはり国の国策としてインバウンドに対しては、2020年には目標として4,000万人、オリンピックもございますので、そのような目標を掲げておりますので、ぜひともさらなるインバウンドがこの伊豆半島にも来られると思えますので、取り込まない手はないと思えますので、いろいろな方法でぜひともインバウンドを取り込めるようなまちづくりを、さらなる対策を含めて、今後ともお願いしていきたいと思えます。

第4次総合計画の中で、河津の桜里づくりとあり、その中で河津桜の原木の保護管理に努めますとあります。原木もことしで65歳と、桜の寿命は一般的なソメイ吉野で60年から70年、河津桜のもとと言われる大島桜、寒緋桜は100年未満と言われております。もちろん一年一年を大切に原木を保護し、河津町の宝を守っていかなければいけません。

そういった中、ある会議に出席した際、ある方からこんなことが言われました。原木も老木化してきているので、二世公園のようなものができないだろうかという提案でした。そういった提案や議論は今までもされていると思うのですが、これだけ河津桜がいろいろな地域に広まり育っていく中、今後も河津町が河津桜発祥の地として生き残っていくためにも、原木の保護はもちろん、それとともに新しく原木の直系を残すような公園整備事業は考えていかれないのでしょうか、お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津桜の原木の対策についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、河津桜発祥の地として原木はまさしくその象徴でありまして、町民としても守り抜かねばならない、そういうことだと思っております。現状としましては、個人所有の木でありますので所有者の理解を得ながら、現在、町では月に1回程度、樹木医による現況調査を行っております、場合によっては処置なども行っております。また、維持についてのアドバイスもいただいております。

そういう中で、30年度は根の保護を目的に、家の前に池があるわけですがけれども、その一部を撤去しまして、排水の改善ですとか土壌の改良、剪定し、樹勢の向上を行っております。

いずれにしましても、原木の樹齢は不明でございますが、約65年の老木であると想定されますので、今後の生育見通しについての大きな不安もございます。対処の考え方として、今あるものをできるだけ維持保全するのは当然でございますが、根本的な道路改良等を行う方法とか、あるいは今の状況で新たなところに2世である木を植えて、遺伝子を引き継いでいくことも、そんなことも考えられるのかなど。どちらにしても、第2原木といたしますか、原木の植栽については今後検討しなければならない、そういうことだと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 原木の保護、また含めて第2原木の公園整備も、すぐにとまかないでしょうから、ぜひともご検討いただければと思います。

最後になりますが、先日、1月に大分県の津久見市へ観光協会長、商工会長とともに河津桜の植栽に行ってきました。大分県津久見市は、大分空港より1時間40分、大分県の南東部に位置し、豊後水道に面した人口約1万8,000人の、主要産業は石灰岩がとれることから昔からセメント産業が盛んで、津久見市に入ると多くの山肌が削られ、そこから港までパイプラインが道路の上を何本も通っており、それが石灰岩を港へ運び出すためのベルトコンベヤーになっておりまして、私自身も初めて見た光景でした。また、豊後水道に面しているので漁業も盛んで、津久見湾ではマグロ、ヒラメなどの養殖も行われております。

そんな津久見市ですが、平成16年に1シーズン3個の台風が津久見市を襲い、特に市の南部にある四浦半島では、壊滅的な大打撃を受けたということでした。そういう台風被害から地域住民の気力が失われていくことが懸念され、希望を見出すような取り組みを検討したところに、災害復興の活性化のシンボルとして地域の有志の方々が河津桜の植栽をしたのが始まりで、平成30年には市内で5,000本の河津桜が植栽されております。



その中の取り組みの一つとして、千本桜植樹事業は地域創生振興交付金を活用し、2カ年、1,000本の桜を市内の小・中学生に植樹をさせ、地域教育・郷土教育の一環の場として切り開いた山に植栽されている河津桜の姿は、下峰の山を想像してもらうような感じで、何年後かにはすばらしい桜の山になると思うほどでした。

また、津久見市の河津桜は、このように四浦半島の河津桜と呼び、市内の至るところに河津桜の看板を立て宣伝し、発祥の地、河津町を尊重しながら、九州一、西日本一を目指し、復興・復旧のシンボルとして河津桜を取り扱っておるように感じました。

河津桜は、この河津町の一本の原木から日本全国に広まり、このように台風災害、東日本大震災など、今や自然災害の復興・復旧のシンボルとして各地で利用され、河津桜はもとより、河津町の知名度を全国区へと押し上げてくれており、これだけ広まった河津桜を通じ、30回記念大会河津桜まつりを通過点とし、さらなる歩みと誇りを持ち、次世代にこの河津桜まつりをつなげていくためにも、河津桜発祥の地として当町でサミットを開催し、発祥の地としてリーダーシップをとり、野放しになっているものをある程度の縛りを決め、認定制度なども設け、点と点になっている各地域、自治体を結び、それらとの連携も含めてゆく河津桜サミットの開催を第30回河津桜まつり記念大会のイベントの一つとしてみたらどうか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員の大分県津久見市との河津桜の取り組みについてでございます。

河津桜につきましては、姉妹都市を初めとして、関係ある市町と交流をしている現実もございます。そういう中で大分県津久見市の河津桜の植栽につきましては、またお祭りが行われていることも承知をしております。先日も市長さんみずから、あるいは議長さんが表敬訪問に来庁されて、間接的ではございますが、交流したい気持ちも伝わってきております。

近年、苗が全国的に広まりまして、各地で河津桜が咲くと話題になって、新聞等で紹介をされております。これらの自治体からよく河津町とのおつき合いのお話をいただきますが、現実的には大変数も多くて、場所によっては遠隔地もありまして、また河津桜まつり期間中は対応ができないというような現実もありまして、通常のおつき合いはお断りをしているのが現況でございます。

しかし、今後は町行政だけではなくて、例えば河津桜交流協会といったような交流組織的なものが立ち上がりまして、行政と民間諸団体とが一緒になりまして、河津桜を通じた交流が可能ならば検討したいと考えております。できればこのことにつきましても、実行委員会

の会議などで提案をしたいと思っております。

また、議員提案のサミット事業につきましても、実行委員会での協議にもよりますが、検討に私は値する案件だと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） すみません。ぜひ点と点を結びつけて、河津桜が結んでくれた地域と連携を深めて、さらなる河津桜まつりにできるようにつなげられるような仕組みづくりができればと思います。

時間になりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問が終わりました。

14時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所、河津町梨本28番地1。

氏名、坪井由里子。

昭和30年3月6日生まれ。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

坪井氏は、平成19年4月1日から4期12年目でございまして、平成31年6月30日で任期でございまして。この間、人権擁護活動に積極的に務められ、社会的に知識も豊富でありまして、町民の信頼も厚く適任でありますので、引き続き委員として推薦をいたたく、よろしくご審議をお願いします。なお、任期は3年間でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり、推薦については適任とすることに決定しました。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について。

河津町農業委員会の委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者又は認定農業者に準ずる者とするについて、議会の同意を求める。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細の内容につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 同意第1号について説明させていただきます。

恐れ入りますが、本定例会資料の1ページをごらんください。

町長が議会の同意を得て任命することとされた農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとされております。

同じく定例会資料の3ページをお開きください。

次期河津町農業委員の候補者において、認定農業者及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号、イからヌまでに掲げる者を含め3名、備考欄に掲示してありますが、3名で過半数を満たすことができないため、過半数要件の例外を適用し、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者を農業委員の少なくとも4分の1とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項、ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 法的に不足の人員についてはそういう手当てをするということでございますけれども、今回、認定農業者以外の方と会社で農業のことに従事している方が何人か入っているんですけれども、実際問題として、本当に認定農業者じゃない方たちが農地管理をしていくという形になって、今後このような状況が恐らく農業者が本当にこれに入っていないのかどうなのか、そこら辺の議論がちょっと進んでいかないといかがなものかなと思います、それは町のほうとしてはどのようなお考えなのか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この農業委員につきましては、法律が変わりまして、こういう形で各種の中から選ぶような形になっております。確かに認定農業者の規定もございまして、実は各認定農業者にもお願いをして各地区の推薦もお願いしているわけですが、各地区の実情といいますか、その中で認定農業者じゃない人が大分選ばれてきているというのが今回の場合、実情なのかなと思っております。

そういう意味で、特例といいますか、ただし書きでやらないと農業委員が選出できないという事態になったものですから、こういうことでお願いをしていると、そういう状況でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、農業推進委員会ですか、そういうようなところで基本的にはやっぱり農業の人たちが本来、それに従事していかずに農業、第1次産業を要はつくっていくということが非常にいかなものかなというふうに思いますので、今回はこれで特例ということでございますので、そこら辺は承認はさせていただくつもりでございますけれども、今後につきましては、それなりに町のほうからその地域から出ていただく農業の方たちには、確かに高齢ということもございましょうけれども、何らかの策をおとりいただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに。

答弁はいいですね。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はございますか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 今の渡邊議員のおっしゃっていたこともそうだったんですけれども、農業委員会、これ非常に重要な委員会であることなんですけれども、今までどおりの過半数をとというのは無理にしても、委員の少なくとも4分の1を認定農業者ということで、これすごくハードルを下げたときに、認定農業者だけでなるべくならやっぱりその4分の1を満たすということが、私はちょっと最低条件必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、準ずる者ということでちょっと無理くり感を感じてしまうんです。

それで、今回の2名の準ずるという、準ずるに値するその説明というのはちょっとしてもらってもいいですか。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） こちらの3ページの表にあります、施行規則第2条第1号チに該当する者につきましては、2ページの真ん中辺にチがございます。「農業の経営又は技術に優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者」と、こちらに該当するということです。

それと同じくロです。ロはちょっと前ページに戻っていきまして、「認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族」の方であるということでございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

塩田正治君。

○6番（塩田正治君） そうすると、この同意第1号の文言については、当然条例で町が考えた文言だと思うんですけれども、委員の少なくとも4分の1を認定農業者または認定農業者に準ずる者とするということについてというのは、町がつけたことと受けとめていいんですか、それとももともとの原文として国が認めている条項なんですか。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） こちらの法律とそれに伴う施行規則から抜粋しております。

あくまでこれは法律のほうです。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号～同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、同意第2号から日程第14、同意第12号までの都合11件は河津町農業委員会委員の任命についてでありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なき模様です。

同意第2号から同意第12号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第2号から同意第12号までの河津町農業委員会委員の任命につきましては、担当課長より一括説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 同意第2号から同意第12号までを説明させていただきます。

同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命について。

下記の者を河津町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和

26年法律第88号) 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町川津筏場115番地。

氏名、相馬圭一。

昭和25年4月1日生まれ。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

本同意案件につきましては、河津町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものです。

相馬圭一氏におかれましては、天川地区からの推薦をいただいております。推薦理由は、長年かんきつ栽培をされており、農業に関する知識が豊富で農地等の利用に対して見識があり適任であるとのことです。

以下、同意第3号から同意第12号までは住所、氏名、生年月日、推薦理由のみの説明とさせていただきます。

同意第3号。

住所、河津町縄地1176番地。

氏名、堀池邦仁。

昭和37年2月27日生まれ。

堀池氏につきましては、縄地地区からの推薦をいただいております。推薦理由は、認定農業者であり、長く花卉栽培をされており、農業経験が長いことから農業委員に適任であるとのことです。

同意第4号。

住所、河津町梨本733番地。

氏名、田嶋恒規。

昭和31年5月15日生まれ。

田嶋氏につきましては、泉奥原地区からの推薦をいただいております。推薦理由は、地域の事情に精通し、自身でも水稻栽培をされており、農業委員として適任であるとのことでございます。

同意第5号。

住所、河津町笹原283番地。



氏名、鈴木敏雄。

昭和31年8月14日生まれ。

鈴木氏につきましては、笹原区からの推薦をいただいております。推薦理由は、農協の推進委員を歴任し、農業に関する見識を有しており、区長などの役員を歴任し、地域の事情に詳しく、農業委員として適任であるとのことです。

同意第6号。

住所、河津町峰681番地の6。

氏名、村木貞一。

昭和27年7月14日生まれ。

村木氏につきましては、団体推薦ということで伊豆太陽農業協同組合から推薦をいただいております。推薦理由は、長年農協職員として勤務し、平成26年から理事の職についております。また、現在は農業委員会会長として河津町の農業に対し尽力をいただいております、適任であるとのことです。

同意第7号。

住所、河津町川津筏場286番地。

氏名、長田幸恵。

昭和27年10月25日生まれ。

長田氏につきましては、河津町農業経営振興会からの推薦をいただいております。推薦理由は、振興会員としてふるさと部会及び果樹部会に所属し、積極的に活動されており、6次産業の推進もされております。また、現在も農業委員として尽力いただいているため、適任であるとのことです。

同意第8号。

住所、河津町沢田256番地。

氏名、後藤美南子。

昭和34年10月14日生まれ。

後藤氏につきましては、一般公募から応募があり参画をお願いしたところでした。応募理由としまして、農業経験を生かし、女性農業委員として町の農業振興に参画したいということで、女性農業委員登用の見地からも適任であります。

同意第9号。

住所、河津町峰838番地。

氏名、土屋訓司。

昭和31年9月28日生まれ。

土屋氏は、上峰区からの推薦をいただいております。推薦理由は、伊豆太陽農協退職後、ワサビや野菜などを栽培しており、地区から農業の知識が豊富であり、適任であるとのことです。

同意第10号。

住所、河津町大鍋208番地の1。

氏名、平川茂美。

昭和26年1月6日生まれ。

平川氏につきましては、大鍋区から推薦をいただいております。推薦理由は、長年にわたり田畑を耕し、農業に精通しており、適任であるとのことです。

同意第11号。

住所、河津町峰660番地の7。

氏名、志賀剛。

昭和45年4月7日生まれ。

志賀氏につきましては、法律第8条第6項において利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされており、司法書士として専門的知識を有しており、現在も農業委員として尽力されていることから引き続き農業委員をお願いするものでございます。

同意第12号。

住所、河津町見高1260番地の27。

氏名、飯田稔。

昭和28年8月7日生まれ。

飯田氏につきましては、長野区からの推薦をいただいております。推薦理由は、地区の区長や財産区議会議員を歴任し、地域の状況に詳しく、適任であるとのことです。

この方々たちは任命されました後、任期につきましては、平成31年4月1日から3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

なお、討論と採決は議案ごとに行います。

質疑につきましては、同意番号を言ってからお願いをいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をされました。

同意第3号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第3号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第4号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第4号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第5号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第5号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第6号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第6号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をされました。

同意第8号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第8号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第9号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第9号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をされました。

同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第12号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第12号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をされました。

---

◎同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第15、同意第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第13号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町見高547番地の3。

氏名、飯田守。

昭和31年12月29日生まれ。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

飯田氏につきましては、福司康人氏の任期満了、これは平成31年4月20日でございますけれども、任期満了に伴う後任としてお願いするもので、昭和31年生まれの62歳でございます。現在、高校の非常勤講師を務められまして、退職前は教員として勤務され、教育者としての経験や社会経験も豊富で町民からの信頼も厚く、教育委員としてふさわしい方でありまして、その責務を果たしていただけるものと確信をしております。任期は平成31年4月21日より4年間であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第13号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をされました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第16、議案第2号 河津町選挙公報発行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町選挙公報発行条例の制定について。

河津町選挙公報発行条例を次のとおり制定する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第2号 河津町選挙公報発行条例の制定についての提案理由について説明させていただきます。

この条例は、河津町議会議員及び町長の選挙において選挙公報を発行する場合は、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、町の条例で定めることが要件とされております。

この条例制定に至った経緯でございますが、河津町における町議会議員選挙及び町長選挙にあつては、告示から投票日まで5日間と短い選挙期間であります。その中で選挙活動が行われるわけでございますが、従前の選挙にあつては、住民より誰が立候補しているのかわからないということや、何を基準に投票すればよいのかわからないなどの声が選挙管理委員会に寄せられておりました。



こうしたことから、広く町民に立候補者の政見などを周知するために本条例を制定し、選挙公報を発行することにより投票の参考としていただくものでございます。

選挙公報の発行に関する詳細につきましては、本条例制定後、本条例の規定に基づき選挙公報発行規程を制定して実施する予定であります。

発行に際しましては、新聞折り込み及び官公署での頒布を予定しております。

この条例が制定されますと、次回の町長選からの実施となります。

こちらに係る経費といたしましては、印刷代及び紙代、新聞折り込み代で、経費の総額は数万円前後を見込んでおるところでございます。

条例の逐条解説を定例会資料の4ページに掲載してございますので、参考としていただければと思います。

それでは、議案に戻っていただき条例を朗読させていただきます。

条例第 号 河津町選挙公報発行条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、河津町議会議員及び町長の選挙において発行する選挙公報に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 河津町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、河津町議会議員及び町長の選挙において、この条例の定めるところにより、議会及び町長の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、1回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添え、委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

第2項 候補者は、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報として品位を損なうような記載をしてはならない。

(掲載の方法)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

第2項 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

第3項 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(配布)

第5条 委員会は、選挙公報を、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙期日の前日までに配布するものとする。

第2項 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、河津町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番(渡邊 弘君) これ町長選、町議会選挙の関係でございますので、もちろんその立候補が終わった時点で発行するというような形でよろしいんですね。そうですね。何日か、もう本当に何日かの間なので、スムーズにこの公報がされないと、実質的にはこっちの地区

はよくても、こっちはわからなかったとかと、そういうことはないように配布をされるというような解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） そのとおりであります。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第2号 河津町選挙公報発行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第17、議案第3号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案第3号について説明させていただきます。

次のページをお願いします。

条例第 号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

今回の改正点は主に2点でございます、1点目は国民健康保険税税率の改定と、2点目は基礎課税額に係る限度額の変更についてでございます。

恐れ入りますが、定例会資料で説明をさせていただきます。

資料の8ページをお開きください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1点目の国民健康保険税税率の改定につきまして、背景としまして、30年度から県と市町が共同で国保の運営を行う新たな制度に移行して、県が財政運営の責任者となりました。これによりまして制度の安定化が図られました。

また、これに伴いまして静岡県国民健康保険運営方針が定められ、各市町の標準保険料率や賦課方式の統一が示されました。

今回の改定は、県から示された賦課方式の統一、そのうちの資産割の廃止に向けまして、平成34年には資産割を廃止する計画のもと、資産割率を現行税率の2分の1に逡減するとともに、標準保険料率に近づけるため所要の調整を行うものでございます。

なお、この改定につきましては、今年度1月21日開催の町の国保運営協議会において審議し、答申が出された結果を踏まえ、税率を改定するもので、31年度以降の国民健康保険税について適用します。

2点目としまして、基礎課税額に係る限度額の変更でございます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、税条例の必要な箇所を改正するものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の納税義務者に対して課する基礎課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

なお、この改正につきましても、昨年5月21日開催の町の国保運営協議会において審議し、答申が出された結果を踏まえ、基礎課税限度額の引き上げを行うもので、平成31年度以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

下の表で改定前と改定後でございまして、1点目の税率の改定についてのものが、所得割率につきましては据え置きでございまして、主に太枠でしております資産割率、こちらが医療保険分の32%を下の改定後の16%に、後期高齢者支援金分を10%のものを5%に、また介護保険分のものを8%のを4%へと2分の1としまして、均等割額、平等割額につきましては、それにあわせての調整というものでございます。

限度額につきましては、こちらが2点目の改正点でございまして、現行の54万円のを58万円にするというものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございまして、

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、定例会資料の9ページ以降に新旧対照表を示しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番(渡邊 弘君) すみません、この国保の税の改正については、基本的には法的な部分で仕方がないのかなという部分と、あと県の国民保険の形なのかということと、あとその資産割の部分で、実際問題として資産割率が、今回の資産割率ですと32%だった部分が16%、これは個人が払う、持っている資産の割合に対しての、要は支払う金額が安くなるという、資産を持っている人間が安くなるという解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 河津町内の土地家屋を所有するものでございますので、その部分のものが減るというものでございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 基本的に、そうすると今まで資産割で払っていた分が、要は資産割の分が安くなって、資産をたくさん持っている人は安く済むという解釈になるわけですが、そうすると今までの、要は国民健康保険税をある程度納めていた部分で国保の金額が河津町としては減っていくような感覚をとったほうがいいのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 大きく国レベルで。まず平成27年改正で低所得者が多い保険者に財政支援を1,700億円、また平成30年度で医療費適正化取り組みの努力者支援制度で1,700億円というものが予算措置されました。

これもあわせまして国保制度自体が安定化したものがありますので、31年度の予算編成の時点で、試算でございますが1,300万円ぐらい町の国保会計が、以前の計算でいきますと剰余金試算となりましたので、それらが国保会計で不用額を持つ必要もありませんでしたので、それらを減らすという形での減額となっております。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 補足説明をさせていただきます。

先ほど逐一、条例の概要説明等しましたけれども、30年度から国保の経営については県が一体化となって行ったわけでございます。そういうことで、その経営面では県が全体のものを集めた中で行っているということで、全体的な経営の面では大変楽になってきたということが言えると思います。

それで、県下が統一されたわけでございます。その中で、資産税割というのが、これからなくしていこうという方向に今、県のほうで方向が決まっております。というのは、法律的には認められているんですけども、資産税割というのは国保税という形で資産を持っている方に税金をかけるわけですが、保険税のほうに。それが固定資産税も当然かけているわけですよ。二重課税ではないかというようなこともあるものですから、全国的には、全県下的には資産税割をかけていないところもあるということで、全県下の方向としては、今後資産税割をなくしていこうという統一見解があるものですから、それに近づけるために、今回半分ですけれども、2分に1にして徐々になくしていこうというのが主な趣旨でございます。

そういう意味で、県下全体でなったということで大分健全化の運営をされてきたものですから、こういうことをやっても、町の国保に対しては健全でいこうということの想定のもとに、県の全体の中の法律に従って資産税割を2分の1にしようということで今回の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） やはり、その県のくくりの中での国保の運用になると思います。それで、やはりちょっと気になるのは、基本的に国保を使う市町についてはたくさん、例えば、高齢化の人だとか、いろいろそれなりの、要は病院にかかるチャンスの多い人とかそういう人が多いと、国保で要は補助してもらおう金額が、例えば、河津町は多かったりとか、例えば、東伊豆町は少なかったりとか、そうすると、要はその町々で基本的に国保の税金が変わってくるという解釈があるんじゃないかなと思うんですけども、そんな中で、県全体で要は資産割で、要は財産を持っている人は少なくなりますよという形になると、その分が基本的には国保税にはね返ってくるのかなという、そういうことはないんでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 国保の制度におきましての応益割とっておきまして、先ほどの定例会資料の表でいきますと、所得割と資産割、こちらが応益割となっております。およそこちらで全体の保険税率の50%を賄うとなっておりますので、今後でいきますと、その所得割のほうに移行していきますので、所得のある方々への負担増とはなっていくものでございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第3号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第18、議案第4号 河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第4号 河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険事業基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第4号 河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、平成30年度より国民健康保険事業は、県が財政運営の責任主体となりました。それにより国民健康保険の特別会計は財政が安定し、基金として当座の運営資金を確保する必要がなくなったため積立金の指標をなくすものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例。



河津町国民健康保険事業基金条例（昭和39年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この町は」を削る。

第2条を次のように改める。

基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の定めるところによる。

第3条中「静岡県国民健康保険団体連合会への貸付け、又は」を削り、同条に次の1項を加える。

第2項 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第5条中「確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて」を削り、同条に次の1項を加える。

第2項 前項の規定により繰り替え運用した金額は、当該年度会計内にこれを返還しなければならない。

本則に次の2条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的のため必要に応じ、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則第1条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項中「および」を「及び」に、「基く」を「基づく」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、本定例会資料12ページ、13ページに新旧対照表を示しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第4号 河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正するに条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから15時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第19、議案第5号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第5号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

説明につきましては、定例会資料にて説明をさせていただきます。

定例会資料の14ページをお開きください。

本議案の提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する省令により条例を改正するものでございます。条例改正に当たっては、国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情、それから地域の特殊性等を認められないと考え、省令どおり国の基準を引き続き採用するものでございます。

改正の内容でございます。

省令ごとにこちらのほうについてはまとめてございます。

改正省令、平成30年4月27日厚労省令第65号でございます。

代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和でございます。

それから、2番目としまして、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大でございます。

それから、3番目としまして、家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長でございます。

その下の表の中に従来の基準、それから改正後の基準、それから対象となる事業というのをまとめてございます。次のページのところまで表としては掲載しております。

次のページをお願いいたします。

次につきましては、改正省令、平成27年3月31日厚労省令第63号に伴うものでございます。

こちらのほうにつきましては、保育士の配置要件の特例でございます。

小規模保育所及び事業所内保育所において、保育士とみなすことができる職員に准看護師

を加えるというものでございます。

改正省令、平成28年2月18日厚労省令第22号に伴うものでございます。

こちらのほうにつきましては、小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の弾力化といったものでございます。

まず1点目としまして、朝夕時の児童が少ない時間帯における保育士配置の特例でございます。

配置基準上、必要な保育士が1人となる時間帯は、有資格保育士1名と研修を受けた保育従事者1人で保育が可能となるものでございます。従来ですと、保育士が最低2名以上といった条件がございました。

次に、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用でございます。

時間帯において必要保育士の3分の1未満であれば、幼稚園教諭や小学校教諭等の有資格者を保育士とみなすことができるというものでございます。

3点目でございます。保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例でございます。

定員に対し必要な保育士を超える部分の保育士について、研修を受けた保育従事者での保育を可能とするものでございます。

大きい4番で、改正省令の平成28年2月19日厚労省令第23号でございます。

こちらのほうにつきましては、保育室を4階以上に設ける場合の設備基準の見直しでございます。

こちらのほうにつきましては、建築基準法施行令の改正により、従来ですと付室に排煙機能を求めていましたが、改正により機能を求めなくなり付室から連絡ができればよいという形の改正をするものでございます。

次の16ページから22ページまで新旧対照表を示しておりますので、参考にいただければと思います。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。

本議案の最終ページでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第5号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第20、議案第6号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第6号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本条例の提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正の概要でございますが、子供のための保育給付の資格認定証が任意化されました。これは保護者が希望されたときに交付されるということでございます。

それに伴い、特定教育・保育施設における受給資格等の確認手続等を見直すものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は、」の次に「必要に応じて、」を、「認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、定例会資料の23ページに新旧対照表をつけておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第6号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第21、議案第7号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第7号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第7号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

説明につきましては、定例会資料にて説明をさせていただきます。

定例会資料24ページをお開きください。

本議案の提案理由でございます。

指定地域密着型サービスの運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令の基準として、市町村条例で定めることとされております。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）、それから介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第30号）により条例改正を行うものでございます。

なお、提案に当たっては、国の基準を上回る内容、それから異なる内容を定めるほどの特段の事情、それから地域の特殊性は認められないと考え、条例では、省令どおり国の基準を引き続き採用するものでございます。

本議案の主な改正の内容でございます。2点ほどございます。

1点目としまして、共生型サービスの新設でございます。

障害福祉サービスに相当するものが介護保険サービスにある場合には、介護保険サービスによる利用が優先され、障害者が65歳になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくなるという観点から、介護保険と障害福祉相互に相当するサービスについて、障害福祉制度における指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定が受けられるものとして基準を定めるものでございます。

地域密着型サービスの新たな類型としまして、共生型地域密着型サービスが創設されたことにより、共生型地域密着型サービスにかかわる申請や事業所の運営基準を条例で定めるものでございます。

それから、2点目としまして、介護医療院の創設に伴う事業の追加でございます。

こちらにつきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護医療院が創設されたことに伴い、河津町地域密着型サービスの事業に加えるものでございます。

サービス種類ごとの改正内容を3としてまとめてございます。

まず(1)番としまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございます。



こちらにつきましては、1点目はオペレーターに係る基準の見直しでございます。

こちらのほうにつきましては、訪問看護のサービス提供責任者の経験年数を「3年以上」を「1年以上」とするものでございます。

2番目としまして、介護・医療連携推進会議の緩和でございます。

今まで年4回としたものを2回とするものでございます。

3番目としまして、地域へのサービス提供の推進でございます。

地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明記するものでございます。

(2)としまして、夜間対応型訪問介護でございます。

こちらについては、オペレーターに係る基準の見直しを行うものでございます。

先ほどと同じくオペレーターにつきましては、「3年以上」とあったものを「1年以上」とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

(3)地域密着型通所介護でございます。

こちらにつきましては、共生型地域密着型通所介護の基準を設定するものでございます。

次に、②としまして、指定療養介護利用定員の見直しでございます。

こちらのほうにつきましては、定員が9名だったものを18名にするものでございます。

(4)認知症対応型通所介護でございます。

共同型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しを行うものでございます。

ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員を「1施設当たり3人以下」としたものを「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」と見直すものでございます。

(5)小規模多機能型居宅介護でございます。

こちらにつきましては、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準でございます。従業員の員数等の規定に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言を加えるものでございます。

(6)認知症対応型共同生活介護、それから(7)地域密着型特定施設入居者生活介護、(8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらのほうにつきましては、身体拘束等の適正化を図るものでございます。

基準としまして、身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会の開催、それからそ

の結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること、それから身体拘束の適正化のための指針の整備をすること、それから研修会を定期的を実施すること、その3点を基準として定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

看護小規模多機能型居宅介護でございます。

サテライト型事業所の創設でございます。

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業の基準を創設するというところでございます。登録定員を18名、通いを6名、宿泊を6名とするものでございます。

次の27ページから49ページまでは新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。

本議案の最終ページでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 資料のほうで、介護医療院の創設というのとサテライト型事業所の創設ということがあるんですが、これは河津でいったらどんなところになるか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） まず、介護医療院の関係でございますが、河津町というか賀茂圏域については今のところございません。ただ法律上、この地域包括ケアシステムの構築、強化といった中で、新たな介護の施設としてこのようなことが設けられてございます。

国のほうですと、療養型病床といったものをこちらのほうに切りかえをという形の打診がございまして、期間の延長等ございまして、まだこちらのほうに転換したという事業所はございません。

それから、先ほどサテライト型といったものでございますが、そちらのほうについても、

河津町では特にはございません。今後そういったことが発生するかもしれないということの条例の改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はございますか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 国の部分にのっとっての基準の改正ということでございますけれども、内容を定めるほど特段な事情、地域の特殊性は認められないと、これはどのような部分が何というか、特段な事情なのか、余りよくわからないんですけども。例えば、特段の事情によっては、町において町の条例を変えることができるという解釈をしていいのか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） あくまで国のほうにつきましては、省令で、国の一定の基準を示すだけでございます。例えば、離島等、地域の特徴が大きくあらわれているとかいったところについては基準を緩和する、逆に地域が密着しましてもっと基準をきつくしたほうがいいよというところについては、基準をきつくするという形も市町の判断でという形になります。ただ河津町にあっては、そういうような特徴が特にございませんので、国の基準を採用するというものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） わかりました。

それで、この提案を、サービスの部分を要は受け入れた時点で河津町において、現在でもサービスを受けている介護の人とか身障者の方とかいらっしゃるんですけども、費用的に膨らむとか、例えば、その施設によってこれの枠の中にはめられるので費用負担が高くなるよとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） こちらのほうについては、あくまで設備、それから事業の人員という形のものでございますので、介護の費用については単価という形の決まりがございまして、その中で対応という形になろうかと思えます。

ただこちらのほうでいろいろなサービスを、今説明をさせていただきましたが、河津町で実際に行っているサービスというのは一つもございませんので、一応報告させていただきます。

す。

以上でございます。

〔「承知しました」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質疑の方はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第7号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第22、議案第8号 河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第8号 河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

説明につきましては、定例会資料にて説明をさせていただきます。

定例会資料50ページをお開きください。

本議案の提案理由でございます。

指定地域密着型介護予防サービスの運営基準につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として、市町条例で定めることとされております。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

なお、提案に当たっては、国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、それから地域の特殊性というものは認められないと考え、本条例では省令どおり国の基準を引き続き採用するものでございます。

主な改正の内容でございますが、先ほどの条例とも重なりますが、主なものとしましては、介護医療院の創設に伴う事業の追加でございます。介護医療院といったものにつきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護医療院の創設されたことに伴い、河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業に追加をするものでございます。

3としまして、サービス種類ごとの改正内容でございます。

介護予防認知症対応型通所介護でございます。共同型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しでございます。

こちらのほうにつきましては、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員を、「1施設当たり3人以下」を「1ユニット当たりユニット入居者数と合わせて12人以下」とするものでございます。

それから、2番目としまして、介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。

こちらのほうにつきましては、身体的拘束等の適正化でございます。

基準としまして、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催、その結果について、介護職員その他の従業員に徹底をするもの、それから身体拘束等の適正化のための指針の整備をすること、それから介護職員その他従業員に対し研修会を定期的実施するというところでございます。

次の51ページから55ページまでに新旧対照表をつけてございますので、参考にしていただければと思います。

恐れ入ります。議案のほうにお戻りください。

本議案の最終ページでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第8号 河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第23、議案第9号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案第9号について説明させていただきます。

議案第9号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について。

本提案は消費税率改定に合わせまして、地方税法の改正により10月1日から自動車取得税が廃止され、同時に軽自動車税環境性能割が導入されます。これに伴いまして、静岡地方税滞納整理機構規約のうち、機構の処理する事務に関する規定の字句及び根拠法規定の改正となります。

次のページをお願いします。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約。

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

定例会資料の56ページに新旧対照表をお示ししておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

附則。

この規約は、平成31年10月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） これ自動車税のことなので部署が違うんですけども、この変更前と変更後の書き方が、ほかのところは左側が変更後で、右側が変更前なんだけれども、逆になっているので、会議的には町の会議としては右左が合ったほうがいいのかないかなという感覚を持つんですけども、そこら辺はどんな感じでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 申しわけございませんでした。次回からは統一させていただきます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第9号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを採決します。

お諮りします。



本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日は定刻再開します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 7 日（木曜日）

## 平成31年河津町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成31年3月7日(木曜日)午前10時開議

- 日程第1 議案第10号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第11号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について  
日程第3 議案第12号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について  
日程第4 議案第13号 平成30年度河津町一般会計補正予算(第6号)  
日程第5 議案第14号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 議案第15号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第4号)  
日程第7 議案第16号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
日程第8 議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算  
議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算  
議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算  
議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算  
議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算  
議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算  
議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算

---

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 大川良樹君 | 2番  | 桑原猛君  |
| 3番  | 渡邊昌昭君 | 4番  | 遠藤嘉規君 |
| 5番  | 上村和正君 | 6番  | 塩田正治君 |
| 7番  | 仲里司君  | 8番  | 土屋貴君  |
| 9番  | 渡邊弘君  | 10番 | 稲葉静君  |
| 11番 | 宮崎啓次君 |     |       |

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 教育事務局長	渡辺音哉君	会計管理者 兼会計室長	土屋亨君

---

事務局職員出席者

事務局長	木村吉弘	書記	鈴木英光
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 会議の日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

---

◎議案第10号及び議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第1、議案第10号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について及び日程第2、議案第11号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について、以上2議案については、同一の団体への指定管理者の指定ですので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第10号及び日程第2、議案第11号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第10号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について、議案第11号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について、一括で担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、議案第10号並びに議案第11号についてご説明をさせていただきます。

議案第10号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について。

今井浜海の休憩所の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称でございます。今井浜海の休憩所。

指定管理者 所在地、河津町笹原72番地の12。名称、一般社団法人河津町観光協会。

指定期間でございます。平成31年4月1日より平成36年3月31日。現時点での元号表記としております。西暦表示でございますと、2024年3月31日までとするものでございます。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏でございます。

それでは、提案理由でございます。

指定管理者指定期間の満了に伴います指定管理者の指定でございます。

当該施設につきましては、平成31年3月31日までの間、河津町観光協会が指定管理者として指定を受けておるところでございますが、期間満了を迎えるに当たり、以降の指定手続に関しまして、河津町指定管理選定委員会を開催し、協議の結果、同協会が継続して施設管理を担う意思が確認されたため、審査の結果、平成31年4月1日より平成36年3月31日までの5年間、指定管理者として指定管理をお願いするものでございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定委員会を平成31年1月15日と2月25日、2回開催しております。これまでの事業実績や事業計画等審査をした結果、妥当と認められましたので、指定に関し上程するものでございます。

それでは、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について。

河津桜観光交流館の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称 河津桜観光交流館。

指定管理者 所在地、河津町笹原72番地の12。名称、一般社団法人河津町観光協会。

指定期間でございます。平成31年4月1日より平成36年3月31日までとしております。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

指定管理者指定期間の満了に伴います指定管理者の指定でございます。

当該施設につきましては、平成31年3月31日までの間、河津町観光協会が指定管理者として指定を受けておりますが、期間満了を迎えるに当たり、以降の指定手続に関し、河津町指定管理者選定委員会を開催いたしました。協議の結果、同協会が継続して指定管理を担う意思が確認されたため、審査の結果、平成31年4月1日より平成36年3月31日までの5年間、指定管理者として指定管理をお願いするものでございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定委員会を平成31年1月15日と2月25日の2回開催しております。これまでの事業実績や事業計画等審査の結果、妥当と認められましたので、指定に関しまして上程をするものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

なお、討論と採決は議案ごとに行います。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより議案第10号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第10号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定についての討論に入ります。

討論はありませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第11号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定についてを採決いたします。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、議案第12号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第12号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第12号についてご説明させていただきます。

議案第12号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について。

河津町情報通信施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称 河津町情報通信施設。

指定管理者 所在地、下田市東本郷一丁目12番8号。名称、伊豆太陽農業協同組合。

指定期間 平成31年4月1日より平成36年3月31日まででございます。

提案理由でございます。

指定管理者の指定期間の満了に伴います指定管理者指定についてでございます。

当該情報通信施設につきましては、平成31年3月31日までの間、伊豆太陽農業協同組合が指定管理者として指定を受けておりますが、期間満了を迎えるに当たり、以降の指定管理に

関し、河津町指定管理者選定委員会を開催しました。協議の結果、同組合が継続して施設管理を担う意思が確認されたため、審査の結果、平成31年4月1日より平成36年3月31日までの5年間、指定管理者として施設管理をお願いするものでございます。

指定管理の概要でございます。

地上デジタル化に伴いまして、農協の有線放送の未供用地区、見高浜の一部、長野、見高入谷、梨本の4地区でございます、こちらの地区におきまして、町がデジタル化工事を実施いたしました。その当該施設におきまして、現在まで指定管理者として指定を受けております。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） この指定管理のほうは伊豆太陽農業協同組合をお願いしているわけですが、こういう通信といいますか、具体的に言いますとテレビ共聴なんですけれども、災害時の安定的な通信が確保できるようなことを願いまして、私、1点質問させていただきましても、今まで台風等により修理の実績があるかどうか。やっぱり、現在通っているルートが安定供給できているかどうかということも確認したいので、もしそういう実態があれば、また今後確認しながら見ていかなきゃいけないのかなと思いますので、その辺について指定管理者のほうから報告が入っているかどうか、含めてお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） ご質問の件に関しましては、例年、団体におかれましては、事業の実績報告を出させていただいております。その中で、年間にかかった経費、今言われた修繕費等の経費等も計上されておりますので、その辺も実績も確認した中で選定とさせていただいておりますので、修理のほうもやっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） この指定管理者について私どうのこうの言うのではなくて、やはり伊豆太陽農協さんが適当だと私は思っておりますけれども、その修繕の実態のことでお伺いしてございまして、例えば台風等でそういう修繕の今まで過去に、何といいますか、台風で倒

木だとかそういった形で断線があったとか、そういった実態があったかどうかをお伺いしているところです。そういう報告が、詳細まではわからないということであれば、そういう回答でよろしいんですが、その辺をお伺いしておきます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） お答えします。

今のご質問ですけれども、そういう詳細までについてはちょっと把握はしてございません。ただ、その修理にかかった経費ということで報告は上がっております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、議案第13号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第13号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,499万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億720万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

課長、もし説明が長くなるようでしたら、座ってやっていただいても結構です。

○総務課長（野口浩明君） ありがとうございます。

それでは、議案第13号 平成30年度河津町一般会計補正予算、提案理由でございます。

本補正予算の主な理由といたしましては、平成30年度の年度末におけます事務事業の精算及び精算見込みによります補正予算となっております。

次のページをお願いいたします。

それでは、着席させていただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は千円でございます。

款、項、補正額の順に朗読させていただきます。

1 款町税1,420万円 1 項町民税1,000万円、2 項固定資産税420万円。

11款分担金及び負担金26万4,000円 1 項負担金同額でございます。

13款国庫支出金134万4,000円 1 項国庫負担金△131万1,000円、2 項国庫補助金265万5,000円。

14款県支出金△497万6,000円 1 項県負担金△161万5,000円、2 項県補助金△336万1,000円。

15款財産収入79万円 1 項財産運用収入同額でございます。

17款繰入金△9,271万9,000円 2 項基金繰入金同額でございます。

18款繰越金2,498万8,000円 1 項繰越金同額でございます。

19款諸収入141万6,000円 5 項雑入同額でございます。

20款町債△3,030万円 1 項町債同額でございます。

歳入の合計でございます。△8,499万3,000円。

2 ページをお開きください。

歳出でございます。単位は千円でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費14万6,000円 1 項議会費同額でございます。

2 款総務費△478万7,000円 1 項総務管理費△480万7,000円、2 項徴税費 2 万円。

3 款民生費△1,271万3,000円 1 項社会福祉費△966万7,000円、2 項児童福祉費△304万6,000円。

4 款衛生費△1,081万5,000円 1 項保健衛生費△690万6,000円、2 項清掃費△390万9,000円。

5 款農林水産業費△1,098万5,000円 1 項農業費△548万5,000円、2 項林業費△550万円。

6 款商工費△1,487万5,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費△513万円 1 項土木管理費63万5,000円、2 項道路橋梁費△416万5,000円、5 項住宅費△160万円。

9 款教育費△1,136万円 1 項教育総務費△159万2,000円、3 項中学校費△443万円、6 項保健体育費△533万8,000円。

10款災害復旧費△1,447万4,000円 1 項農林水産施設災害復旧費同額でございます。

歳出合計△8,499万3,000円でございます。

3 ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正。

追加。

単位は千円でございます。

5款農林水産業費1項農業費、事業名、経営体育成支援事業、金額42万2,000円でございます。

こちらに関しましては、台風24号の被災農業者5つの経営体に対し助成するものでございます。事業費といたしましては65万4,541円、負担割合といたしましては国費が10分の3、県費が10分の2、町費が10分の2、経営体負担が10分の3となっております。

なお、県の指示によりまして、繰越明許費補正といたしたところでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

廃止。

単位は千円でございます。

事項といたしまして、庁舎複写機リース料。期間、平成31年度から平成34年度。限度額249万6,000円でございます。

こちらに関しましては、当初予算におきまして複写機の借りに伴うリース料として計上してございましたが、賃貸借条件を変更したため廃止とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

変更。

単位千円でございます。いずれも、事業完了に伴う精算によりまして変更となっております。起債の目的、補正前、補正後の順に読み上げさせていただきます。

学校教育施設等整備事業9,550万円。補正後でございます、9,170万円。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。

内容につきましては、B&G体育館の改修、河津中学校の武道場の環境整備、町立小・中学校の空調設備の関係となっております。

次に、観光施設用地取得事業でございます。

補正前限度額2,770万円。補正後2,350万円。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。

こちらにつきましては、笹原の多目的駐車場の購入に伴うものでございます。

次に、廃止でございます。

単位は千円でございます。

起債の目的、道路施設整備事業。限度額2,230万円。

起債の方法につきましては、証書借り入れとなっております。

こちらの事業に関しましては、9月補正で対応した事業となっております。起債に関しましては、二次申し込みとなったため政府系の借り入れができず、借り入れ利率が不利になったことと、また、町の資金調達に余裕が見込めたため一般財源で措置し、地方税を廃止としたいということでございます。

それでは次のページ、6ページ、7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入と歳出は、省略をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

1 款町税 1 項町民税 2 目法人補正額1,000万円 1 節現年課税分1,000万円、現年均等割課税分といたしまして140万円、現年法人税割課税分といたしまして860万円の増としたところでございます。現年均等割課税分につきまして、主な理由でございます。3 法人におきまして増があったところでございます。また、現年の法人税割課税分につきましても、当初見込みより全般的に税収が伸びたことが要因となっております。

次に、2 項固定資産税 1 目固定資産税420万円 1 節現年課税分420万円、現年課税分といたしまして420万円を計上してございます。こちらに関しましては、平成30年に評価替えがございました。それに際し、想定評価影響額を見込んだところでございますが、結果といたしまして、落ち込み幅が当初見込みより影響が少なかったための額となっております。

次に、11 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目民生費負担金26万4,000円 1 節児童福祉費負担金26万4,000円、保育所保育料でございます。保育料等の確定によります増額となっております。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金△131万1,000円 1 節児童福祉費負担金284万8,000円、子どものための教育・保育給付費の負担金でございます。こちらにつきましては、地域型保育の国・県の負担割合の変更によります増額となっております。5 節児童手当負担金△415万9,000円、児童手当負担金でございます。確定によります減額となっております。

それでは、2 項国庫補助金 2 目衛生費国庫補助金△112万5,000円 1 節衛生費国庫補助金△112万5,000円、循環型社会形成推進交付金でございます。こちらは、浄化槽の設置に伴いま

す助成の関係でございます。実績に伴います減額としたところでございます。

次に、3目土木費国庫補助金△30万2,000円 2節住宅費国庫補助金△30万2,000円、公営住宅等関連事業推進事業の補助金でございます。こちらに関しましては、わが家の専門家診断の実績によります減となっております。

次に、6目農林水産費国庫補助金408万2,000円 1節農業費国庫補助金△141万5,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等の対策事業補助金でございます。補助額の変更によります減となっております。141万5,000円の減額としております。次に、2節林業費国庫補助金△108万2,000円、美しい森林づくり基盤整備交付金でございます。こちらにつきましては、実績に伴います減額となっております。

9ページをお願いいたします。

3節水産業費国庫補助金657万9,000円、漁港施設災害復旧費補助金でございます。昨年の台風に伴います菖蒲沢の災害復旧工事の補助金でございます。

補正額の計といたしましては、265万5,000円でございます。

次に、14款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金 3節児童福祉費負担金△73万4,000円、子ども・子育て支援給付費負担金でございます。先ほど、国費のほうでございましたが、国・県の負担割合の変更によります減額となっております。9節児童手当負担金△85万1,000円、児童手当負担金でございます。確定見込みによります減額となっております。11節ひとり親家庭就学支援負担金△3万円、ひとり親家庭就学支援負担金といたしまして、実績によります減額となっております。

合計で、△161万5,000円でございます。

次に、2項県補助金 3目衛生費県補助金△109万7,000円 2節衛生費補助金△109万7,000円、生活排水改善対策推進事業費補助金でございます。浄化槽の設置実績に伴います減額でございます。

次に、4目農林水産業費県補助金△347万1,000円 1節農業費補助金30万5,000円、経営体育成支援事業費補助金でございます。先ほど、第2表の繰越明許費補正で説明をさせていただいたとおりでございます。次に、2節林業費補助金△377万6,000円、森林環境保全直接支援事業補助金でございます。事業費減によります補助金の減となっております。登尾の町有林の間伐関係でございます。

6目土木費県補助金△77万6,000円 3節TOUKAI-0総合支援事業費補助金△77万6,000円、わが家の専門家診断事業費補助金、事業実績によります減でございます。△22万



6,000円。建築物等耐震化促進事業費補助金、こちらにつきましても実績によります減額でございます。△55万円となっております。

次に、7目県営事業軽減交付金198万3,000円1節県営事業軽減交付金198万3,000円、県営事業の軽減交付金でございます。事業費等の確定によるものでございます。

計といたしまして、△336万1,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入79万円1節土地貸付収入79万円、総務管理町有地の貸付料でございます。こちらにつきましては、昨年から始まりました小水力発電に伴います町有地の貸付料でございます。30年9月から31年3月分の半年分を計上したものでございます。

17款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金△9,271万9,000円1節基金繰入金△9,271万9,000円、財政調整基金の繰入金でございます。

次に、18款繰越金1項繰越金1目繰越金2,498万8,000円1節繰越金2,498万8,000円、繰越金確定によるものでございます。

19款諸収入5項雑入1目雑入141万6,000円1節雑入141万6,000円、公益財団法人静岡県市町村振興協会交付金でございます。交付決定によります増額となっております。80万5,000円。下田地区消防組合返還金でございます。46万1,000円でございます。県心身障害者扶養共済年金給付保険金15万円でございます。こちらにつきましては、扶養共済組合脱退によります返還金返還の一時金でございます。

それでは、20款町債1項町債3目土木債△2,230万円3節道路整備事業債△2,230万円、道路整備事業債でございます。第4表の地方債補正で廃止をした案件でございます。皆減としております。

次に、4目教育債△380万円1節学校教育施設等整備事業債△380万円、海洋センター体育館改修事業債△360万円、中学校武道場環境対策事業債△20万円、いずれも事業の精算に伴います不用額となっております。

次に、5目商工債△420万円1節観光施設用地取得事業債△420万円、観光施設用地取得事業債でございます。△420万円でございます。

計といたしまして、△3,030万円でございます。

それでは、11ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、2節給料一般職給、3節職員給与手当等、4節共済費に関しまして

は、昇給調整により増、育休により減、扶養対象者の増、退職により減が要因となっており、説明は省略させていただきます。

それでは、款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。単位は千円でございます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費14万6,000円 2 節給料3,000円、一般職給でございます。11 節需用費14万3,000円、事業用消耗品でございます。議員の席札の購入費用でございます。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費△21万5,000円 2 節給料9,000円、一般職給でございます。3 節職員手当等△22万4,000円、扶養手当 2 万円、特別職の期末手当△24万4,000円となっております。こちらにつきましては、在職期間率により減となっております。

次に、4 目の財産管理費△62万2,000円14 節使用料及び賃借料△62万2,000円、印刷機賃借料の補正でございます。△62万2,000円でございます。契約形態の変更により減でございます。

5 目電算費△165万6,000円13 節委託料△165万6,000円、総合行政情報システム導入委託料でございます。こちらにつきましては、地方税の共通納税システムの導入に当たりまして、次期委託システムの更新でございます。平成30年度からの運用を予定していたわけですが、実際の運用は平成31年10月からとなったため、減額としたものでございます。

次に、7 目企画費△82万円19 節負担金、補助金及び交付金△82万円、花木の里プロジェクト負担金でございます。不用額といたしまして20万円を計上してございます。太陽光発電システム設置事業補助金でございます。実績による減額となっております。

次に、8 目の地域づくり推進費△149万4,000円 8 節報償費△149万4,000円、地域おこし協力隊の謝礼でございます。平成30年におきましては3名を採用したわけですが、1名の方が8月に退職となったため、その分の不用額でございます。

計でございます。△480万7,000円でございます。

次に、2 項徴税費 1 目税務総務費 2 万円 3 節職員手当等 2 万円、扶養手当でございます。12 ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目老人福祉費3,000円 2 節給料3,000円、一般職給でございます。

3 目障害者福祉費15万円20 節扶助費15万円、心身障害者扶養共済年金保険金でございます。1 名の方の脱退一時金でございます。

4目国民年金費4万円3節職員手当等4万円、時間外勤務手当でございます。事務事業増によります時間外の増でございます。

5目国民健康保険費△56万円2節給料△16万9,000円、一般職給でございます。3節職員手当等△19万2,000円、住居手当△24万円、時間外勤務手当4万8,000円増となっております。次に、4節共済費でございます。△19万9,000円、共済組合負担金△19万9,000円。

6目介護保険費△930万円28節繰出金△930万円、介護保険特別会計繰出金でございます。給付費の減によります減額としたところでございます。

計といたしまして、△966万7,000円でございます。

次に、2項児童福祉費1目児童福祉費△298万6,000円13節委託料287万4,000円、保育所の委託料でございます。実績に伴います減額でございます、△150万7,000円。地域型保育委託料でございます。実績によります増額となっております。345万4,000円でございます。施設型保育委託料でございます。実績に伴います増額となっております。92万7,000円でございます。20節扶助費△586万円、児童手当給付費でございます。確定によります減額でございます。

2目母子福祉費△6万円20節扶助費△6万円、ひとり親家庭就学支援助成金でございます。実績といたしまして△6万円でございます。

計といたしまして、△304万6,000円でございます。

13ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費△148万1,000円2節給料△111万5,000円、一般職給でございます。3節職員手当等△3万6,000円、通勤手当の減でございます。4節共済費△33万円、負担金の減でございます。

4目環境衛生費△542万5,000円19節負担金、補助及び交付金△542万5,000円、浄化槽設置整備補助金でございます。実績及び実績見込みによります減額としたところでございます。

計といたしまして、△690万6,000円でございます。

次に、2項清掃費2目じん芥処理費△390万9,000円13節委託料△390万9,000円、焼却灰等の処理委託料といたしまして、390万9,000円を減額としたものでございます。こちらにつきましては、エコクリーンセンターの大規模改修工事に係ります全炉停止期間2カ月、11月から12月の2カ月間分の減額をしたところでございます。

次に、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費8,000円4節共済費8,000円、共済組合の負担金でございます。

3目農業振興費△99万3,000円19節負担金、補助及び交付金△99万3,000円、経営体育成支援事業補助金でございます。42万2,000円でございます。町有害鳥獣対策協議会負担金でございます。△141万5,000円でございます。実績に伴うものでございます。

次に、5目農業施設費△450万円19節負担金、補助及び交付金△450万円、県営中山間地総合整備事業負担金でございます。事業の確定によります減額となっております。見高入谷農免農道の関係でございます。

14ページをお願いいたします。

2項林業費 1目林業振興費△550万円13節委託料△400万円、間伐事業の委託料でございます。実績によります減としております。入札差金となっております。19節負担金、補助及び交付金△150万円、林業関係事業補助金でございます。実績によります減額として、△150万円でございます。

次に、6款商工費 1項商工費 2目商工振興費△137万円19節負担金、補助及び交付金△137万円、小売事業者強化事業補助金△137万円でございます。実績によります減額となっております。

3目観光費△1,261万5,000円11節需用費△200万円、印刷製本費でございます。情報の変化に対応するため必要な在庫を持たないということで、必要な分だけの印刷費を使用したということで、それに伴います不用額でございます。12節役務費△301万円、観光客市場調査手数料△101万円。観光客市場調査手数料でございます。実績に伴います不用額で101万円を計上してございます。広告料△150万円。こちらにつきましては、広告媒体を新聞から雑誌にシフトしたということで、その分の不用額が発生したと聞いております。観光施設整備手数料でございます、△50万円。実績によります減額となっております。次に、14節使用料及び賃借料△133万9,000円、土地賃借料でございます。△63万9,000円でございます。重機借上料でございます。△70万円、こちらにつきましても、実績に伴います減額となったところでございます。次に、17節公有財産購入費△556万6,000円、土地購入費でございます。確定によります減としております。笹原の多目的駐車場の購入に伴うものでございます。19節負担金、補助及び交付金△70万円、観光イベント事業支援補助金でございます。実績に伴うものでございます。

次に、6目河津バガテル公園管理費でございます。△89万円18節備品購入費△89万円、施設備品でございます。こちらにつきましては、ショップの施設備品でございますが、導入を見送ったために皆減としたところでございます。

合計といたしまして、△1,487万5,000円でございます。

15ページをお願いいたします。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費63万5,000円13節委託料63万5,000円、測量登記委託料といたしまして153万2,000円を計上したところでございます。水路のつけかえに伴います境界面定に伴う費用でございます。道路台帳更新委託料△89万7,000円、事業完了に伴います減額としたところでございます。

2項道路橋梁費 1目道路維持費△150万円16節原材料費△150万円、生コン・砕石等の原材料費でございます。実績に伴います減額としたところでございます。

2目道路新設改良費△266万5,000円 4 共済費 4万5,000円、共済組合負担金でございます。19節負担金、補助及び交付金△271万円、県道改良工事の負担金の減額でございます。確定によります減額となったところでございます。

計といたしまして、△416万5,000円でございます。

5項住宅費 2目建築物等耐震化促進費△160万円13節委託料△60万円、わが家の専門家診断委託料でございます。確定によります減額となったところでございます。19節負担金、補助及び交付金△100万円、木造住宅耐震補強助成事業費補助金でございます。確定によります減額としたところでございます。

次に、9款教育費でございます。1項教育総務費 2目事務局費△152万6,000円 2節給料△98万8,000円、一般職給でございます。3節職員手当等△32万6,000円でございます。内訳としましては、扶養手当が△6万円、通勤手当が△3万1,000円、児童手当が△2万円となっております。

16ページをお願いいたします。

特別職期末手当でございます。△21万5,000円でございます。在職期間率によります減額となったところでございます。4節共済費△21万2,000円、共済組合負担金でございます。

次に、4目学校管理費△6万6,000円 4節共済費 2万9,000円、社会保険料でございます。7節賃金11万2,000円、学校用務員3名の賃金でございます。静岡県の最低賃金のアップに伴います増でございます。13節委託料△20万7,000円、小・中学校及び幼稚園空調設備設置工事設計業務委託料でございます。確定によります不用額でございます。

合計といたしまして、△159万2,000円でございます。

3項中学校費 1目中学校管理費△443万円12節役務費△300万円、ポリ塩化ビフェニル廃棄処理分等の手数料でございます。PCBの関係でございます。こちらは、精算見込みにより

ます減額といたしまして、△300万円を計上したところでございます。13節委託料△18万4,000円、武道場環境対策工事設計業務委託料△14万円、武道場環境対策工事管理業務委託料△4万4,000円でございます。いずれも、事業完了に伴う不用額として計上したものでございます。15節工事請負費△34万6,000円、武道場環境対策工事の精算に伴います減額でございます。18節備品購入費△90万円、施設備品の購入費でございます。不用額といたしまして90万円を減額したところでございます。

計といたしまして、△443万円でございます。

次に、6項保健体育費2目海洋センター費△534万6,000円13節委託料△48万6,000円、海洋センター体育館改修工事設計業務委託料でございます。完了に伴います不用額でございます。△27万円でございます。

17ページをお願いいたします。

海洋センター体育館改修工事管理業務委託料でございます。完了に伴います不用額といたしまして、△21万6,000円を計上したところでございます。15節工事請負費△486万円、海洋センター体育館の改修工事の完了に伴います減額としたところでございます。

次に、3目学校給食費8,000円4節共済費8,000円、共済組合負担金でございます。

合計といたしまして、△533万8,000円でございます。

次に、10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目漁港用施設災害復旧費△1,447万4,000円15節工事請負費△1,447万4,000円、漁港施設災害復旧工事の事業完了に伴います減額でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 3点ほどお伺いいたします。

まず、11ページの地域おこし協力隊の地域づくり推進費の8番の地域おこし協力隊の謝礼という、その、どういう意味の謝礼なのかお伺いしたいと思います。

みんな言ったほうがいいよね。

○議長（土屋 貴君） いいですよ。

○9番（渡邊 弘君） もう1件、エコクリーンセンター、13ページ、エコクリーンセンター

の改修工事に伴う焼却灰の処理の不用額、2カ月分出ておりますけれども、これは、うちのごみが松崎のほうとか、あっちのほうに行っている、ごみの焼却灰の処理は別段問題ないのか。それと、要は2カ月過ぎてまた同じように不要額が出てくるのか、それとも予算をつけた分で運営していくのか。そんなことです。いいですか。

もう1件、14ページになりますが、観光費のところ、観光客の市場調査の手数料、広告料、観光施設整備料、観光イベント事業支援補助金と、補助金でも70万円ほど要らなくなったということがございますけれども、これは、観光事業として予算を計上したのにやらなかったから要は消滅したのか、もともと意味が、やる形が要はあったのかないのか。そこら辺を、せっかく予算をつけたのに使わないで、やらないということはちょっと観光協会自体にも問題があるのかなということと考えられますので、そこら辺のご答弁をいただきたいと思っています。

以上、3件よろしくお願いたします。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ご質問のありました、最初にごございましたページ、11ページの地域づくり推進費の地域おこし協力隊の謝礼の関係でございます。これにつきましては、通常3人の隊員の費用を計上させていただいてあるところですが、この謝礼というのはいわゆる報酬といたしますか、月報酬、隊員と着任しますと月幾らというような報酬が払われます。それが、隊員のうち1名が8月まででおやめになられたものですから、残りの分が不用になったということで、その後採用もまだされていないということで、その金額相当分を減額をさせていただいたということでございます。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 2点目の焼却灰等処理委託料について説明させていただきます。

全炉停止期間の2カ月分につきましては、熱海市と函南町に持ち込んでおまして、そちらの持ち込み料の中に焼却灰の処分費が含まれておりました。ですので、その分につきましてはエコグリーンセンターで支払いとなりまして、町分の支払いとしましては減額となりまして、計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 商工費のうちの役務費及び補助金等にかかわるところでござ

います。

まず、観光客市場調査手数料の減額につきましては、当初予算計上しておったわけですが、今、別の担当課のほうで桜まつり来場調査ということで、経済波及調査を行っております。これと同様の調査であるということで、こちらのほうは取りやめとさせていただいたところでございます。

広告料につきましては、媒体等の検討をし、効果的なものへ切りかえていくというようなところと、先ほど申し上げたとおり、在庫を残さないというんですか、そういうもので精査した中での150万円の減額でございます。

あと、観光イベントの支援補助金ですが、当初予定していたものは30万円の3件を見込んでおったわけですが、今回補助申請が20万円の1件しかなかったということで、その不用額のほうを減額しております。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 観光イベント支援70万が、30万が3件予定していたのが20万しかなかったということ。これは、要は観光協会からそういう、例えばイベントに対する補助の部分をやってくれとか、そういう会議体の中で出てこないということでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） この観光イベント事業支援というのは、観光協会ではなく町内の団体のうち、観光に資するような行事をやったところに対して補助をするものです。一事業に対して3年間、上限30万円ということで補助をしておるところでございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） はい、わかりました。

○議長（土屋 貴君） ほかに。

11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 2点ほど伺います。

まず10ページ、歳入のほうなんです、諸収入の中で下田地区消防組合返還金46万1,000円、これに関連することなんです、私以前、過去に消防組合の担当議員のときに、基金積み立てを進言してあったわけです。なぜかといいますと、過去に救急車、下田市の救急車導入するときに資金がなくて、結果的に救急車導入が1年以上おくれた経緯があります。そのような中で、そういったことのないように基金積み立てを行うようにということで、過去に



私進言しまして、一時期基金積み立てやっていたわけなんです、今そのような基金積み立ては行われているかどうかを伺っておきます。もし、基金積み立てがあれば、こういう返還金の中から何%かそちらへ積み上げるということも可能になると思いますので、それを1点伺います。

もう一点、歳出のほうで、14ページですね、6款商工費1項商工費3目観光費の中で公有財産購入費、ここなんです、土地購入というのは恐らくファミリーマートから笹原公園へ向かう交差点の角地だと思うんですが、そこなのかどうなのか伺います。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほどの歳入の関係でございます。

こちらに関しましては、下田地区消防組合の返還金ということで46万1,000円を計上してあるわけですが、こちらの性質が、実はN T Tの回線使用料の返還金ということで、当初契約を、100メガ相当の契約をしていたところでございます。ただ、実際には10メガということで、使用が10メガ程度の内容だったということで、そのことが今年の8月に発覚をしたということでございます。ただ、業務にはその10メガでも支障はなかったということで、その分の当時からの返還金といたしまして、各市町に応分の負担によりまして返還をするということで聞いております。

ただ、もう一点、消防の基金の関係ですけれども、ちょっとその辺は後でちょっとまたお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 土地購入の場所ということですが、場所につきましては観光交流館の前の駐車場があると思っておりますけれども、その一部になります。

○11番（宮崎啓次君） わかりました。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○11番（宮崎啓次君） 基金のほうは、また後で教えてください。

○議長（土屋 貴君） ほかに。

宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） その基金に関連しますけれども、町長にお願いしておくところですが、首長さんたちの集まりがあったときに、その辺も前向きに、もしやっていないようでしたら前向きにお願いしたいと思っております。やはり、緊急を要するそういった組合のほうですので、過去の失態のないような形で進めていただくようお願いしたいと思っております。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○11番（宮崎啓次君） はい。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 12ページの児童福祉費の中の地域型保育委託料345万4,000円、確定による増額だと思うんですけども、当初予定したものよりも、ほかの項目だと確定によって減額というのが多い中、ここはかなりの金額が増額、ふえているわけですけども、この理由をちょっと詳しく聞かせてください。

もう一点が、15ページの土木費の中の木造住宅耐震補強助成事業費補助が100万円の減額になっているわけですけども、もともとの総予算が210万円のところの100万の減額ということで、耐震補強助成、これ実際には何件ぐらいを想定したところを何件ぐらいがあったのか教えてください。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、12ページの地域型保育料の増額の理由について説明をさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、地域型保育ということで、家庭的保育者、それから事業所保育所に行っている子どもに対しての給付費ということでございます。当初予定していた家庭的保育者については14名ほど予定していましたが、そちらのほうについては当初の予定どおりでございます。ただ、事業所保育所については7名という予定をしておりましたが、どんどん人数がふえまして9名になったということでございます。それから、施設については給付の条件、例えば保育の資格を有して何年いるかということによって、加算というものがつきます。その交付決定が来たことにより、金額が増額したものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、7款の木造住宅の耐震補強助成事業補助金の減額について説明をさせていただきます。

これについては、当初1棟分として80万と、高齢者等の割り増しが20万ございまして、合わせて100万円、1棟分100万円計上していたわけですが、今年度申し込みがなかったというようなことで、全額減額とさせていただきました。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○6番（塩田正治君） 結構です。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

5番、上村和正君。

○5番（上村和正君） すみません、ちょっと1点質問させていただきます。

14ページの6款商工費1項商工費の中の3目観光費の中の役務費、広告料ということで150万減額になっているんですけども、先ほど、新聞から雑誌に変更があって、こちらのほうが効果があるということだったんですけども、もともとの予算がどれぐらいあって、結局幾らだったのか。それと効果を、これどのように検証したのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 当初の予算につきましては、685万3,000円を計上させていただいております。そのうち、減額として150万円を減額させてもらっているところです。こちらは、媒体というんですか、雑誌等比較的皆さんに目につくようなところのものに切りかえた部分もありまして、その検証というのは今のところ、どうかというのはちょっとあらわれていないと思います。

○議長（土屋 貴君） 上村和正君。

○5番（上村和正君） 685万円が150万円に減額になったということでありまして、例えば雑誌とか、今最近はこのスマホとか、そういったものを使って旅行を選ぶ人も結構いらっしゃいますので、そういうところに使って、できればこの168万円を使って広告をしていただきたかったなということがございます。意見です。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 同じく、その観光費の中の観光イベント事業支援補助金の70万円減額という点についてちょっと。

先ほど各地域のイベント3年間使える、上限30万円の補助のことだと思うんですけども、各地でイベントを継続してやっていく中で、当然3年間というルールは、もちろん取り決めはあるわけですが、これまでもちょっとした中身を変えてとか、ちょっと考え方を付け足すとか、そういったことで継続してもらってイベントを継続してきたようなところもあったと思うんですけども、今回いろいろ聞くとかなり、ルールだから、3年間のルールだからということで厳しい対応だったとちょっと聞いております。

こういった地域振興のために一生懸命やっているところのイベントごとに対して、やっぱり町長の言う、寄り添うという感覚からいくと、こういうところはもう少し許容範囲を、ルールはわかるんですけども、許容範囲を広く持っていただいて、ちょっとした、同じイベントにはイベントなんだけれども、新しい新規に何かをつけ足したことによって、3年間というルールはあるけれども、さらに3年間継続してあげましょうとか、そういう何か方向で進めていってもらわないと、各地でやっているイベントごとがどんどん尻すぼみになっていってしまうと思うんです。

その辺の何かこう、うまく継続して、各地域で本当にお金のない中、ぎりぎりいっぱいの中でイベント等もやっているところもあると思うので、その辺うまくできないかなと思うんですけど、意見といいますか、できないものだろうかという問いかけなんですけれども、いかがですか町長、その辺。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この当初の目的といいますか、そのイベント支援というのはどういう目的で行ったかというのがすごくこれ大事だと思います。

この観光イベントと、もう一つ企画のほうで持っている、地域の方たちがやっているイベント、2つあるような気がします。その中で今、各地域の方にご協力をいただいているんなイベントをやってもらっているわけですけども、最初の3年間は補助することによって、その事業がある程度確立化されてくることによって、できれば自分たちの中で運営できれば一番いいのかなと。

結局、また新たな事業が起きた場合に、どんどんふえていくような形になるものですから、ある程度3年間という一つのめどを、目安といいますか、できれば当初はサービスのなものも少し負担をしてもらおうとか、自分たちで工夫をしろとか、そういうような形の中で、当然協力してもらうことは大変ありがたいことなんですけれども、工夫も兼ねてですね、新たな挑戦については当然支援するわけでございますけれども、3年間という一つのめどの中で、いろんな方向性を探っていただいたり、費用の面でも何とか工夫してほしいと、そういうことの3年間じゃないのかなと思っております。

その中で、それ以降どうしてもいろんな事業があるということになれば、またそれについては検討することも必要なのかもしれませんが、今の段階ではその3年間という一つのめどの中で事業を起こしてもらって、また必要ならばまた新たな事業を受け入れていくと。そんなサイクルをつくるための3年間だと、そういう考えで今行っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○6番（塩田正治君） はい。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（土屋 貴君） 休憩を解き、会議を再開します。

再開に当たりまして、先ほど宮崎議員の質問に対しまして、総務課長調べていただいているようですので、ご答弁をお願いしたいと思います。

総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほど、ご質問のありました下田地区消防組合に関します基金の取り扱いでございます。

確認をさせていただきましたが、前年度の余剰金に関しましては、消防組合の繰越金を除いた額を、これにつきまして当該年度に加入市町に返還をしているという形をとっております。特に基金という形で持ってはいないということで、ご解答を得ました。

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） その件につきましては、組合担当議員がおりますので、そちらに私進言して、組合議会のほうで再度そういう要望を出してもらいたいと思います。  
以上です。

○議長（土屋 貴君） ほかに、よろしいですね。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） それでは日程第5、議案第14号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第14号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,377万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,829万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第14号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、国民健康保険事業費納付金の確定及び決算見込みによる基金積み立てを行うものでございます。

それでは、次のページを、1ページ目をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

8款繰越金3,377万4,000円1項繰越金同額でございます。

歳入合計3,377万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款国民健康保険事業費納付金377万4,000円1項医療費給付費分247万3,000円、2項後期高齢者支援金等分130万1,000円。

6款基金積立金3,000万円1項基金積立金同額でございます。

歳出合計3,377万4,000円。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

8款繰越金1項繰越金2目その他の繰越金3,377万4,000円1節その他の繰越金3,377万4,000円、その他の繰越金ということで、繰越金を充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療費給付費分1目一般被保険者医療給付費分247万3,000円19節負担金、補助及び交付金247万3,000円、一般被保険者療養給付費分の納付金でございます。こちらのほうにつきましては、納付金の金額の確定に伴うものでございます。

2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分130万1,000円19節負担金、補助及び交付金130万1,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分の納付金でございます。

す。こちらのほうにつきましても、納付金の確定に伴うものでございます。

6 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目国民健康保険事業基金積立金 3,000 万円 25 節積立金 3,000 万円、国民健康保険事業基金積立金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6 番、塩田正治君。

○6 番（塩田正治君） 非常に基本的な質問でちょっと申しわけないんですが、補正によって基金を積み立てる意味合いをちょっと教えていただけますか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） こちらのほうの基金の積み立てでございますが、決算見込みを立てた中で昨年度よりも繰り越す金額、歳入歳出の差し引き金額がかなり多くなったということで、その分を基金として積むものでございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号 平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、議案第15号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第15号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,711万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,509万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明します。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第15号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、介護給付費等の決算見込み、それから保険者機能強化推進交付金の交付見込みにより補正を行うものでございます。

1ページ目をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

3款国庫支出金△1,627万3,000円 1項国庫負担金△1,273万円、2項国庫補助金△354万3,000円。

4 款支払基金交付金△2,008万8,000円 1 項支払基金交付金同額でございます。

5 款県支出金△1,145万円 1 項県負担金同額でございます。

6 款繰入金△930万円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

歳入合計△5,711万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費△7,440万円 1 項介護サービス等諸費△7,600万円、2 項介護予防サービス等諸費20万円、4 項高額介護サービス等費140万円。

4 款地域支援事業費ゼロ 1 項介護予防・生活支援サービス事業費ゼロでございます。

6 款基金積立金1,728万9,000円 1 項基金積立金同額でございます。

歳出合計△5,711万1,000円。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページ目の事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページ目をお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金△1,273万円 1 節現年度分△1,273万円、介護給付費負担金でございます。介護給付費の減によるものでございます。居宅サービスの給付費の20%、それから施設サービスの給付費の15%に相当するものでございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金△439万1,000円 1 節現年度分△439万1,000円、調整交付金でございます。こちらのほうにつきましては、保険給付費の減によるものでございます。給付費の5.9%に相当するものでございます。

5 目保険者機能強化推進交付金84万8,000円 1 節保険者機能強化推進交付金84万8,000円、保険者機能強化推進交付金でございます。こちらのほうにつきましては、12月に補正を入れさせてもらいましたが、その後内示ということで追加になりました分を補正させてもらうものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金△2,008万8,000円 1 節現年度分△2,008万8,000円、介護給付費交付金でございます。保険給付費の減によるものでございます。給付費の27%相当でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金△1,145万円 1 節現年度分△1,145万円、介護給付費負担金、介護給付費の減によるものでございます。居宅サービス給付費の12.5%、それから施設サービス給付費の17.5%相当額でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金△930万円 1 節現年度分△930万円、介護給付費繰入金でございます。介護給付費の減によるものでございます。給付費の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費△3,400万円19節負担金、補助及び交付金△3,400万円、居宅介護サービス給付費の減でございます。こちらのほうにつきましては、給付見込みによる減額でございます。

5 目施設介護サービス給付費△4,300万円19節負担金、補助及び交付金△4,300万円、施設介護サービス給付費でございます。こちらのほうにつきましても、給付見込みによる減額でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費100万円19節負担金、補助及び交付金100万円、居宅介護サービス計画給付費でございます。計画作成件数の増によるものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費20万円19節負担金、補助及び交付金20万円、介護予防サービス給付費でございます。給付見込みによる増額でございます。主なものとしまして、介護予防のリハビリ、それから福祉用具の貸与がふえたものでございます。

4 項高額介護サービス等費 3 目高額介護サービス等費140万円19節負担金、補助及び交付金140万円、高額介護サービス費、高額介護サービスの該当者の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問事業）ゼロでございます。財源更正でございます。

2 目介護予防・生活支援サービス事業費（通所事業）でございます。こちらのほうについてもゼロでございます。財源更正を行うものでございます。

こちらの財源更正でございますが、12月の補正において、30年度に新たな交付金、保険者機能強化推進交付金というのができたということを説明をさせていただきました。インセン

タイプ交付金という形で説明をさせてもらっております。高齢者の自立支援、重症化予防に関する市町の取り組みに対するものとして、基金へ積み立てる予算を計上させてもらってりました。

その後ですが、国のほうから介護予防である地域支援事業への充当を行い、残った分についてを基金へ積むようにという形の指示がきましたことにより、こちらのほうの財源という形に更正をさせてもらうものでございます。新たな事業というわけではなく、現在使っている1号被保険者の保険料の分として充てるものでございます。

6款積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金1,728万9,000円25節積立金1,728万9,000円、介護給付費準備基金積立金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 今、4款の地域支援事業費というところで、補正額自体はゼロということなのに、ここに支出のところに項目として出すということは、財源更正で国から介護予防生活支援サービス事業費という項目と、生活支援の訪問事業と通所事業の、この項目を追加するために、ここにゼロなんだけれども載せていると受けとめればいいんですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） これは予算の組み方でございまして、財源が変更になった場合、財源更正という形の表示をいたします。その説明をしなかった補正額の財源内訳といった中で、国庫のほうで73万6,000円の増、それから一般財源が△73万6,000円ということで、財源が変わったことに伴い予算として計上するものでございます。下の同じく、通所介護についても同じく82万9,000円、国庫のほうのをそこに財源を入れたことに伴い、一般財源が82万9,000円減るということで、こちらのほうに計上するものでございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○6番（塩田正治君） わかりました。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、議案第16号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第16号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,513万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第16号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、保険料の還付金の増加に伴う補正予算を計上するものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

4 款諸収入 3 万7,000円 2 項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳入合計 3 万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款諸支出金 3 万7,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳出合計 3 万7,000円。

恐れ入ります。3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

4 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金 3 万7,000円 1 節保険料還付金 3 万7,000円、保険料の還付金分でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款諸支出金 1 項還付金及び還付加算金 1 目保険料還付金 3 万7,000円 23 節償還金、利子及び割引料 3 万7,000円、保険料還付金でございます。過年度の還付見込みにより増加をす

るものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号 平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採  
決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 会議を再開いたします。

◎議案第17号～議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（土屋 貴君） 日程第8、議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算、議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算、議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算、議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、同種の平成31年度予算でありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第24号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算、議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算、議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算、議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算、それぞれ担当課長より説明させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

もし、説明が長くなるようでしたら、着席の上説明を願います。

○総務課長（野口浩明君） ありがとうございます。

それでは、平成31年度河津町一般会計、特別会計、企業会計予算について説明をさせていただきます。

まず最初に、予算書の1枚目をおめくりください。

平成31年度河津町予算総計表及び純計表でございます。一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の歳入歳出予算額を一覧表にしたものでございます。

なお、公営企業会計につきましては、歳出で現金支出を伴わない予算を除外して、算出しております。

単純に各会計を足した総計額につきましては、歳入64億1,897万9,000円、歳出で63億



9,900万3,000円でございます。最下段の純計額でございますが、各会計間の繰入金、繰出金の2億5,831万5,000円を総計額から差し引き、歳入61億6,066万4,000円、歳出61億4,068万8,000円となっております。

それでは、平成31年度当初予算案の説明資料2ページをお願いいたします。

それでは、着席させていただき、説明させていただきます。

平成31年度河津町一般会計予算案の目的別・性質別分析表でございます。

表の左が歳入、右が歳出となっております。

31年度予算額A、前年比、31年度当初予算構成比の順に読み上げさせていただきます。

歳入、自主財源欄をごらんください。

町税から諸収入までの8項目となっております。自主財源につきましては、小計で15億2,060万6,000円、前年比2.6%の増、構成比といたしましては40.8%となっております。

次に、依存財源です。

地方譲与税から町債までの13項目となっております。依存財源につきましては、小計で22億739万4,000円で、2.3%の減、構成比は59.2%となっております。

歳入総額は37億2,800万円、0.3%減となっております。

右欄の歳出です。

歳出につきましては、経常的経費、その他、投資的経費、予備費から構成をされております。

経常的経費ですが、小計で33億2,238万7,000円、前年比4.7%増、構成比で89.1%となっております。

その他、積立金、繰出金等の小計といたしまして、2億5,520万6,000円としております。前年比では1.7%減、構成比6.8%増となっております。

次に、投資的経費でございます。小計1億4,040万7,000円で、52.8%減、構成比では3.8%増となっております。

予備費につきましては、前年度同額となっております。

歳出合計では37億2,800万円で、0.3%減となっております。

なお、歳入歳出の対前年度の主な増減の事由につきましては、資料の4ページに前年度比較表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。また、3ページには当初予算案の性質別内訳をグラフで表記してございますので、あわせてごらんをいただければと思います。

資料の5ページでございます。こちらにつきましては、地方消費税交付金（社会保障財源化分）でございます。交付金が充てられます社会保障施策に要する経費として、充当状況について記載をしております。

また、6ページ以降11ページまでにつきましては、当初予算案の主要事業として、費目ごとに記載をしておりますので、あわせてごらんを願いたいと思います。

それでは議案、一般会計から説明させていただきます。予算書にお戻りください。

議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算。

平成31年度河津町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億2,800万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

単位は千円でございます。款、項、金額の順に読み上げさせていただきます。

1 款町税 9 億9,995万9,000円、1 項町民税 2 億9,846万5,000円、2 項固定資産税 5 億8,749万6,000円、3 項軽自動車税2,460万7,000円、4 項町たばこ税6,790万5,000円、5 項入湯税2,148万6,000円。

2 款地方譲与税3,930万1,000円、1 項自動車重量譲与税2,760万円、2 項地方揮発油譲与税1,170万円、3 項森林環境譲与税1,000円。

3 款利子割交付金110万円、1 項利子割交付金同額でございます。

4 款配当割交付金330万円、1 項配当割交付金同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金300万円、1 項株式等譲渡所得割交付金同額でございます。

6 款地方消費税交付金 1 億3,200万円、1 項地方消費税交付金同額でございます。

7 款自動車取得税交付金780万円、1 項自動車取得税交付金同額でございます。

8 款自動車税環境性能割交付金624万円、1 項自動車税環境性能割交付金同額でございます。

9 款地方特例交付金320万円、1 項地方特例交付金同額でございます。

10 款地方交付税14億6,300万円、1 項地方交付税同額でございます。

2 ページをお願いいたします。

11 款交通安全対策特別交付金100万円、1 項交通安全対策特別交付金100万円。

12 款分担金及び負担金2,407万8,000円、1 項負担金同額でございます。

13 款使用料及び手数料8,933万9,000円、1 項使用料8,540万5,000円、2 項手数料393万4,000円。

14 款国庫支出金 2 億873万3,000円、1 項国庫負担金 1 億6,405万8,000円、2 項国庫補助金 3,447万3,000円、3 項委託金1,020万2,000円。

15 款県支出金 2 億1,012万円、1 項県負担金 1 億2,500万4,000円、2 項県補助金6,466万1,000円、3 項委託金2,045万5,000円。

16 款財産収入1,796万7,000円、1 項財産運用収入1,696万5,000円、2 項財産売払収入100万2,000円。

17 款寄附金8,026万2,000円、1 項寄附金同額でございます。

18 款繰入金 1 億7,870万9,000円、1 項特別会計繰入金 2 万6,000円、2 項基金繰入金 1 億7,868万3,000円。

19款繰越金5,000万円、1項繰越金同額でございます。

20款諸収入8,029万2,000円。

3ページでございます。

1項延滞金198万8,000円、2項預金利子1,000円、3項公営企業貸付金元利収入1,000円、4項受託事業収入15万円、5項雑入7,815万2,000円。

21款町債1億2,860万円、1項町債同額でございます。

歳入合計37億2,800万円。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

単位は千円でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1款議会費5,500万5,000円、1項議会費同額でございます。

2款総務費6億7,171万2,000円、1項総務管理費5億3,524万4,000円、2項徴税费6,095万1,000円、3項戸籍住民基本台帳費4,752万3,000円、4項選挙費2,417万5,000円、5項統計調査費279万2,000円、6項監査委員費102万7,000円。

3款民生費8億3,063万8,000円、1項社会福祉費6億674万8,000円、2項児童福祉費2億2,369万円、3項災害援助費20万円。

4款衛生費5億4,683万円、1項保健衛生費2億8,425万9,000円、2項清掃費2億6,257万1,000円。

5款農林水産業費1億4,534万円、1項農業費1億337万1,000円、2項林業費2,924万2,000円、3項水産業費1,272万7,000円。

6款商工費3億5,358万2,000円、1項商工費同額でございます。

7款土木費1億4,873万7,000円、1項土木管理費3,846万4,000円、2項道路橋梁費9,634万5,000円、3項河川費500万6,000円。

5ページをお願いいたします。

4項都市計画費702万7,000円、5項住宅費189万5,000円。

8款消防費2億6,743万2,000円、1項消防費同額でございます。

9款教育費3億5,296万4,000円、1項教育総務費6,171万3,000円、2項小学校費7,060万8,000円、3項中学校費2,566万円、4項幼稚園費6,662万6,000円、5項社会教育費4,870万円、6項保健体育費7,965万7,000円。

10款災害復旧費6,000円、1項農林水産施設災害復旧費3,000円、2項公共土木施設災害復

旧費2,000円、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円。

11款公債費3億4,575万4,000円、1項公債費同額でございます。

12款予備費1,000万円、1項予備費同額でございます。

歳出合計37億2,800万円。

6ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

単位は千円でございます。

こちらにつきましては、31年度から発生いたします債務負担でございます。全7件となっておりますので、ごらん願いたいと思います。

それでは、7ページをお願いいたします。

第3表 地方債。

平成31年度中に予定されております各事業に関します地方債を事業目的別に記載したものでございます。

起債の目的、限度額について読み上げさせていただきます。

道路橋梁施設等補修事業1,930万円、緊急防災・減災事業880万円、学校教育施設等整備事業1,010万円、観光施設用地取得事業340万円、臨時財政対策債8,700万円。

計1億2,860万円。

次に、起債の方法、利率、償還方法について読み上げさせていただきます。

なお、借入れ起債5事業につきましては、同条件の借入れとなっております。

起債の方法。

証書借入れ、利率5%以内、ただし、利率見直し方式で借りかえる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法でございます。

借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。

それでは、予算書の119ページをお開きください。

給与の明細書でございます。

まず、119ページには1といたしまして、特別職分を記載しております。

120ページをお願いいたします。

120ページから127ページにつきましては、一般職分といたしまして(1)の総括、(2)の給与及び職員手当の増減額の明細、(3)といたしまして給与及び職員手当の状況について記載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

120ページの一般職をごらんいただきたいと思います。

職員数でございます。本年度87名となっております。こちらにつきましては、31年度に採用予定の職員6名と育休の休暇でございます4名、また派遣職員2名が含まれた人数となっております。詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、128ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高見込みに関する調書となっております。

表の中ほどの前年度末現在見込額でございます。こちらは30年度末における見込額を記載したものでございます。

合計といたしまして30億4,911万2,000円となっております。

その右の欄でございます。

当該年度中の増減見込み、31年度中の見込みとなっております。左が起債見込額、右が償還見込額となっております。

起債見込額につきましては、合計で1億2,860万円、償還見込額につきましては3億2,545万4,000円で、当該年度末現在見込額につきましては28億5,225万8,000円が31年度末の見込額となっております。

それでは、129ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

債務負担に関しましては、全55事項となっております。135ページまで記載されておりますので、ごらんいただければと思います。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 建設課長。

○建設課長(村串信二君) それでは、私のほうから議案第18号の説明をさせていただきます。

河津駅前広場整備事業特別会計をごらんいただきたいと思います。

議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ438万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

単位は千円です。一般会計と同様の説明とさせていただきます。

1 款使用料及び手数料385万9,000円、1 項使用料385万8,000円、2 項手数料1,000円。

2 款財産収入2,000円、1 項財産運用収入同額でございます。

3 款繰入金30万円、1 項基金繰入金同額でございます。

4 款繰越金22万5,000円、1 項繰越金同額でございます。

歳入合計438万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。歳入同様に説明をさせていただきます。

1 款総務費438万6,000円、1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計438万6,000円。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 総務課長。

○総務課長(野口浩明君) 議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算。

平成31年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

単位千円でございます。

1 款財産収入53万9,000円、1 項財産運用収入同額でございます。

2 款繰入金1,000円、1 項一般会計繰入金同額でございます。

3 款繰越金32万9,000円、1 項繰越金同額でございます。

4 款諸収入1,000円、1 項預金利子同額でございます。

歳入合計87万円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

単位千円でございます。

1 款諸支出金87万円、1 項土地取得費33万円、2 項繰出金54万円。

歳出合計87万円でございます。

土地取得特別会計につきましては、以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第20号について説明をさせていただきます。

議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,929万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での



これらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款国民健康保険税 2 億1,395万8,000円、1 項国民健康保険税同額でございます。

2 款一部負担金2,000円、1 項一部負担金同額でございます。

3 款使用料及び手数料12万2,000円、1 項手数料同額でございます。

4 款国庫支出金1,000円、1 項国庫補助金同額でございます。

5 款県支出金 8 億8,211万5,000円、1 項県負担金・補助金 8 億8,211万4,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入4,000円、1 項財産運用収入同額でございます。

7 款繰入金6,720万8,000円、1 項他会計繰入金6,720万7,000円、2 項基金繰入金1,000円。

8 款繰越金2,000円、1 項繰越金同額でございます。

9 款諸収入588万7,000円、1 項延滞金、加算金及び過料84万9,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入503万7,000円。

歳入合計11億6,929万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費781万1,000円、1 項総務管理費507万2,000円、2 項徴税費251万6,000円、3 項運営協議会費22万3,000円。

2 款保険給付費 8 億6,516万8,000円、1 項療養諸費 7 億3,476万2,000円、2 項高額療養費 1 億2,459万3,000円、3 項移送費36万円、4 項出産育児諸費420万3,000円、5 項葬祭諸費125万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億7,502万円、1 項医療費給付費分 1 億8,802万4,000円、2 項後期高齢者支援金等分6,480万8,000円、3 項介護納付金分2,118万8,000円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円、1 項財政安定化基金拠出金同額でございます。

5 款保健事業費1,461万1,000円、1 項保健事業費447万5,000円、2 項特定健康診査等事業費1,013万6,000円。

6 款積立金4,000円、1 項積立金同額でございます。

7 款公債費50万円、1 項公債費同額でございます。

8 款諸支出金578万4,000円、1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

9 款予備費40万円、1 項予備費同額でございます。

歳出合計11億6,929万9,000円。

以上で、議案第20号 平成31年度国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算を説明させていただきます。

議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算。

平成31年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,664万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1款保険料2億2,877万7,000円、1項介護保険料同額でございます。

2款手数料3万5,000円、1項手数料同額でございます。

3款国庫支出金2億5,200万3,000円、1項国庫負担金1億7,803万3,000円、2項国庫補助金7,397万円。

4款支払基金交付金2億7,753万5,000円、1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金1億5,305万8,000円、1項県負担金1億4,737万7,000円、2項県補助金568万1,000円。

6款繰入金1億4,457万円、1項一般会計繰入金1億4,456万9,000円、2項基金繰入金1,000円。

7款諸収入391万8,000円、1項延滞金加算金及び過料1万2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入390万5,000円。

8款財産収入1,000円、1項財産運用収入同額でございます。

9款繰越金1,000円、1項繰越金同額でございます。

10款分担金及び負担金674万8,000円、1項負担金同額でございます。

歳入合計10億6,664万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費1,657万3,000円、1項総務管理費432万2,000円、2項徴収費44万7,000円、3項介護認定審査会費1,180万4,000円。

2款保険給付費10億130万円、1項介護サービス等諸費9億2,576万円、2項介護予防サービス等諸費1,008万円、3項その他諸費69万円、4項高額介護サービス等費2,094万1,000円、5項高額医療合算介護サービス等費250万円、6項特定入所者介護サービス等費4,132万9,000円。

3款財政安定化基金拠出金1,000円、1項財政安定化基金拠出金同額でございます。

4款地域支援事業費4,198万1,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費1,726万9,000円、2項一般介護予防事業費1,033万4,000円、3項包括的支援事業・任意事業費1,432

万8,000円、4項その他諸費5万円。

5款公債費1,000円、1項公債費同額でございます。

6款基金積立金632万7,000円、1項基金積立金同額でございます。

7款諸支出金46万3,000円、1項繰出金1,000円、2項償還金及び還付加算金46万2,000円。

歳出合計10億6,664万6,000円。

次のページでございます。

第2表 債務負担行為でございます。

こちらのほうにつきましては、事項、期間、限度額を、平成31年度から始まる負担行為をまとめてございます。ごらんいただければと思います。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号の説明をさせていただきます。

議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,230万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

○議長(土屋 貴君) 課長、もしあれでしたら座ってからでも結構です。

○健康福祉課長(川尻一仁君) もう少しですので大丈夫です。頑張ります。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料8,590万8,000円、1項後期高齢者医療保険料同額でございます。

2款使用料及び手数料2万2,000円、1項手数料同額でございます。

3款繰入金2,626万5,000円、1項一般会計繰入金同額でございます。

4款諸収入10万8,000円、1項延滞金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金10万5,000円、3項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円、1 項繰越金同額でございます。

歳入合計 1 億1,230万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,217万4,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金同額でございます。

2 款諸支出金13万円、1 項償還金及び還付加算金10万5,000円、2 項繰出金 2 万5,000円。

歳出合計 1 億1,230万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第23号について説明させていただきます。

議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成31年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数 3,596戸。

第2号 年間総給水量 134万5,000立方メートル。

第3号 1日平均給水量 3,685立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益 1 億9,553万9,000円、第1項営業収益 1 億7,450万8,000円、第2項営業外収益2,103万円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用 1 億8,830万3,000円、第1項営業費用 1 億7,250万3,000円、第2項営業外費用1,529万8,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,302万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,780万5,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額521万9,000円で補填するものとする）

収入。

第1款資本的収入3,192万4,000円、第1項企業債2,500万円、第9項補助金692万4,000円。

支出。

第1款資本的支出9,494万8,000円、第1項建設改良費5,741万円、第2項企業債償還金3,753万8,000円。

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用と営業外費用との間。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費3,283万3,000円。

第2号、交際費5万円。

（他会計からの補助金）

第8条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

第1号、水道量水器設置替事業のため、692万4,000円。

第2号、水道事業運営強化のため、700万円。

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300万円と定める。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

水道事業については、以上でございます。

引き続き、議案第24号 温泉事業会計をお願いいたします。

議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 平成31年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給湯戸数 479戸。

第2号、年間総給湯量 57万8,000立方メートル。

第3号、1日平均給湯量 1,583立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億903万9,000円、第1項営業収益1億210万1,000円、第2項営業外収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費用1億132万円、第1項営業費用9,889万3,000円、第2項営業外費用192万6,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額437万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金405万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万3,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入97万2,000円、第7項温泉加入金97万2,000円。

支出。

第1款資本的支出534万5,000円、第1項建設改良費534万5,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用と営業外費用の間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1,166万8,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

平成31年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事運営上、議案番号順に、または、歳入歳出とも款の順にお願いをいたします。

議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

9番、渡邊弘君。

○9番(渡邊 弘君) これ、予算の内容のあれではないんですけども、一応この説明書と、予算書の1ページ、第1表の歳入歳出の予算の歳入の分の自動車税環境性能割交付金というのが8番に入っているんですけども、こちらの説明資料の4ページのほうで、8番の項目が2項ございまして、地方特例交付金がこっちの予算書のほうは9番になっているんですけども、とりあえずその番号の違いがありましたんで、どのようにするのか。

○議長(土屋 貴君) 休憩をとりますか。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○議長(土屋 貴君) 再開をいたします。



総務課長。

○総務課長（野口浩明君） ただいま、渡邊議員のご指摘でございます。予算資料の関係でございますが、こちらにつきましては番号が重複しておりますので、差しかえさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） はい。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第18号 平成31年度河津町駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第17号から議案第24号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会への付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第24号の8議案については、予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、15日の本会議までに審査報告書を議長に提出されるようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 本日はこれをもって終了しました。

ただいまより15日午後3時まで休会とし、特別委員会の予算審査をお願いします。

なお、15日は午後3時から議会を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 4 日

3 月 15 日（金曜日）

## 平成31年河津町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第4号)

平成31年3月15日(金曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算  
議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算  
議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算  
議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算  
議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算  
議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算  
議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 議員派遣の件
- 日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 第1常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 5 第2常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

### 出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長 岸重宏君 副町長 土屋晴弥君

教 育 長	鈴 木 基 君	総 務 課 長	野 口 浩 明 君
企画調整課長	後 藤 幹 樹 君	町民生活課長	飯 田 吉 光 君
健康福祉課長	川 尻 一 仁 君	産業振興課長	鳥 澤 俊 光 君
建 設 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	中 村 邦 彦 君
教育委員会 教育事務局長	渡 辺 音 哉 君	会計管理者 兼会計室長	土 屋 亨 君

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	木 村 吉 弘	書 記	鈴 木 英 光
---------	---------	-----	---------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

---

◎議案第17号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第1、議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算、議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算、議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算、議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る7日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託しております。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 上村和正君登壇〕



○予算審査特別委員会委員長（上村和正君） 平成31年度予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。朗読をもって、説明とさせていただきます。

平成31年3月15日。

河津町議会議長、土屋貴様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、上村和正。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

1、審査件名、事件の番号、件名、審査の結果を読まさせていただきます。

議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算 原案可決。

議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決。

議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決。

議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決。

議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決。

議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決。

議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算 原案可決。

議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算 原案可決。

続きまして、意見がございます。

2、意見。

1) 観光基本計画の策定を目指し、積極的な観光政策を推進されたい。

2) インバウンド対策として、既存のフリーWi-Fiを含め、利用しやすいWi-Fi環境に改善されたい。

3) 伊豆縦貫自動車道の整備が急速に進んでいる。インターチェンジ供用開始に向け、町全体の活性化を、より強力に推進されたい。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第17号 平成31年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第18号 平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号 平成31年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号 平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 平成31年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第22号 平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号 平成31年度河津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第24号 平成31年度河津町温泉事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問事項に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎第1及び第2常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第4、第1常任委員会の閉会中の所管事務調査の件及び日程第5、第2常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について、同一の内容の議題となりますので一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

日程第4及び日程第5を一括議題とします。

会議規則第75条の規定によって、第1常任委員長から、地域公共交通に関する事項、その他第1常任委員会の所管に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに第2常任委員長から、小中一貫教育に関する事項、その他第2常任委員会の所管に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって平成31年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成31年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

年 月 日

議 長

議 員

議 員



## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

平成31年第1回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	31.3.6	適任 坪井由里子
同意第1号	河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について	〃	同意
同意第2号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 相馬圭一
同意第3号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 堀池邦仁
同意第4号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 田嶋恒規
同意第5号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 鈴木敏雄
同意第6号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 村串貞一
同意第7号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 長田幸恵
同意第8号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 後藤美南子
同意第9号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 土屋訓司
同意第10号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 平川茂美
同意第11号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 志賀剛

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第12号	河津町農業委員会の委員の任命について	31.3.6	同 意 飯 田 稔
同意第13号	教育委員会委員の任命について	〃	同 意 飯 田 守
議案第2号	河津町選挙公報発行条例の制定について	〃	原 案 可 決
議案第3号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第4号	河津町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第5号	河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第6号	河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第7号	河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第8号	河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第9号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	〃	〃
議案第10号	今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について	31.3.7	〃
議案第11号	河津桜観光交流館の指定管理者の指定について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第12号	河津町情報通信施設の指定管理者の指定について	31.3.7	原案可決
議案第13号	平成30年度河津町一般会計補正予算(第6号)	〃	〃
議案第14号	平成30年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第15号	平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃	〃
議案第16号	平成30年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第17号	平成31年度河津町一般会計予算	31.3.15	〃
議案第18号	平成31年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第19号	平成31年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第20号	平成31年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第21号	平成31年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第22号	平成31年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第23号	平成31年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第24号	平成31年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃
	議員派遣の件	〃	

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	31.3.15	
	第1常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	〃	
	第2常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	〃	